

第3章 ぶどうを核とした地域振興のための拠点施設の事業スキームの検討

1. 前提条件の整理

1-1. 先行事例調査

太平山麓エリアでのぶどうを核とした地域振興のための交流拠点整備の実現化に向けて、交流拠点施設、体験農園、PFIでの整備事例等の調査を行った。

(1) ワイン特区

構造改革特別区域としてワイン特区が平成20年に導入され、平成24年3月現在、全国で10道県、13市町が認定されている。

特区の範囲は市町全域のほか、一部地域を認定している市がある。また、規制の特例措置として、特産酒類の製造免許の要件緩和が4件、農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和が4件、特定酒類の製造事業が7件認定されている。

【特例措置】

- ①構造改革特別区域法（以下、「特区」）に設けられた「酒税法の特例」により、「特区」内において、※地方公共団体の長により地域の特産物として指定された果実で、当該「特区」内で生産されたものを原料として果実酒を製造しようとする場合には、製造免許の要件のうち、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6キロリットル）の規定は、果実酒にあつては2キロリットルと、リキュールにあつては1キロリットルに緩和される）ことになる。
- ②農業者が営む農家民宿や農園レストラン等で、自らが生産した果実を原料として、果実酒を製造する場合、酒税法の最低製造数量基準（年間6キロリットル）を適用しない等、規制が緩和される。

なお、果実酒またはリキュールの製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要がある。

■ワイン特区認定自治体（第1～28回認定特区）

| 都道府県 | 市町村 | 名称 | 範囲 | 概要 | 特例措置 |
|------|------------|---------------------------|----------------|---|---|
| 北海道 | 余市郡 余市町 | 北のフルーツ王国 よいちワイン特区 | 町全域 | 余市町は、その温暖な気候風土から北海道では数少ない果物の産地であり、高品質な果物が生産されている。特に醸造用ぶどうについては、その品質の良さから国内ワインメーカーからも注目されており、生産者も増えてきている現状にある。規制の特例措置の活用により、果実酒製造（リキュールを含む）に参入しやすくすることで、これらの果実酒等（リキュールを含む）を活用した都市住民との交流を推進することにより地元農産物の消費拡大、更には農産物の高付加価値化を図り農業収入の増加を目指すと共に、ワイン産地としてのブランド化を図る。 | 農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 特産酒類の製造免許の要件緩和 |
| 青森県 | 弘前市 | 弘前ハウス ワイン特区 | 市全域 | 構造改革特別区域の規制緩和を活用し、農業生産者が自家製果実酒を醸造し、自らが経営しているレストラン及び民宿等で観光客等に提供することを目指す。 消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、実際に本市を訪れなければ味わうことが出来ない生産者が見える安全で安心な自家製果実酒は、新たな地域の魅力づくりにつながり、都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増え、新たな加工品（果実酒）のブランドの確立は、地元農産物の消費拡大による農業所得の向上及び地域の活性化に結びつくものである。 | 特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 青森県 | 黒石市 | 黒石りんご ワイン産業活性化 振興特区 | 市全域 | 黒石市は、りんごの名産地でありながら、生食用りんごの他は際だったりんご加工品がなく、産業活性化のためにオリジナリティの高いりんご加工製品の創造が課題となっている。 本特例措置を活用することにより、手作り感のあるりんご加工品として、「りんごワイン」を造ることができる。これまで修学旅行生を中心に農作業や田舎暮らし体験事業を実施してきたが、これを拡大し、ワイン用りんご収穫体験など、りんごワインを中心として、大人の趣味にも応えられる独創性あふれる事業を展開することで、地域産業の活性化を図る。 | 農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 特産酒類の製造免許の要件緩和 |
| 福島県 | 二本松市 | 東和ワイン 特区 | 市の一部 （東和地域） | 二本松市東和地域は農業生産条件や農業を取り巻く情勢の厳しさにより担い手が不足し、農業者の高齢化や、耕作放棄地の急増等が課題となっている。 このような中、地元NPOを中心に農地・里山の再生、特産品の開発、都市と農村の交流等の地域活性化の取組みが行われており、その動きに呼応して有志によるぶどう栽培がはじまり、地域オリジナルワイン造りの機運が高まっている。今回の特例措置を活用したワイン製造により、新たな地域特産品が生まれ、耕作放棄地の解消や都市と農村の交流促進による地域活性化と定住促進を図る。 | 特産酒類の製造事業 |

| 都道府県 | 市町村 | 名称 | 範囲 | 概要 | 特例措置 |
|------|-----|------------------------|-----|---|-------------------|
| 群馬県 | 明和町 | 明和町の特産物で作る果実酒特区 | 町全域 | <p>明和町では、梨が地域の特産物であるが、近年、梨農家の高齢化が著しく、後継者不足と相俟って、産地の維持が難しくなっている。</p> <p>本特例措置を活用することにより、梨に新たな付加価値を付け、梨の販路拡大と消費量の増加を図り、梨農家の生産意欲の向上及び後継者確保対策に繋げ、農地の保全を図る。</p> <p>醸造したワインは、町内店舗や農産物直売所等で販売するとともに、町のイベント等でも販売し、県内外へ明和の梨をPRすることにより、来町者数の増加につなげ、地域全体の活性化を図ることを目標とする。</p> | 特産酒類の製造免許の要件緩和 |
| 埼玉県 | 入間市 | 入間ワイン特区 | 市全域 | <p>入間市は埼玉県下一の狭山茶の生産地であるが、他に地域特産品はさといもだけである。そこで、新たな取り組みとして観光農園で特区を利用し新たな魅力を加え、市の知名度アップ及び本市を訪れる新たな交流人口の拡大を図る。</p> | 特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 山梨県 | 北杜市 | 北杜市地域活性化ワイン特区 | 市全域 | <p>北杜市は、葡萄産地として名高い山梨県と長野県との県境に位置し、気象状況からワイン造りに適した環境である。その有利な立地を生かした北杜市産初の自家栽培・自家醸造による高品質なワイン造りを行い、北杜市の魅力を内外にアピールし、観光の拠点とする。また、特区の認定で小規模ワイナリーの酒造免許取得が容易になる事により、遊休農地の解消はもとより、市独自の特産品を創造することによる地産地消の実現および雇用促進をはじめとする様々な地域の活性化を推進することができる。</p> | 特産酒類の製造事業 |
| 長野県 | 東御市 | とうみ Sunライズ ワイン・リキュール特区 | 市全域 | <p>東御市は、巨峰産地のパイオニアとして、果樹生産に適した地理的、気候的条件を生かし、巨峰を中心としたぶどう、リンゴ等の果樹産地を形成している。</p> <p>新品目として加工用ぶどうの導入が進む中、これらを活用した自家製果実酒により、新たな地域ブランドの創出と地域振興を模索する意欲的な生産者が増えつつあることから、本特例措置を活用して、特産果実酒・リキュールの製造事業への参入を支援し、地域農業の再興を図る。</p> | 特産酒類の製造事業 |
| 長野県 | 高山村 | 信州・高山ワイン特区 | 村全域 | <p>高山村は、「りんご」「巨峰ぶどう」などの果樹栽培が中心で、恵まれた自然条件と卓越した栽培技術により、美味しい果物産地として高い評価を受けているが、近年、農家数の減少や農業者の高齢化により耕作放棄地の増加が課題となっている。</p> <p>そこで、本特例措置を活用して、農業者のワイン等の製造への参入促進を支援することにより、高齢者でも栽培が可能で、土地利用型作物である「ワインぶどう」の導入を進めて耕作放棄地の解消を図る一方、加工までを村内で行うことにより、「ワインを核とした地域振興」を進めていく。</p> | 特産酒類の製造事業 |

| 都道府県 | 市町村 | 名称 | 範囲 | 概要 | 特例措置 |
|------|-----|---------------------|-----|---|---|
| 熊本県 | 宇城市 | 宇城の地のもんでワイン・リキュール特区 | 市全域 | 宇城市はブドウ、みかん、イチジク等の果実生産が盛んであるが、生産農家は高齢化に伴う後継者不足により減少傾向にある。また、商店街も空き店舗が目立ち、地域経済は低迷している。このため、地域資源である豊富な果実等を原料としたワイン・リキュールの製造所を商店街に立地し、新たな商店街の魅力づくりを行う。商業と農業の連携による相乗効果として地域全体の活性化を図る。 | 特産酒類の製造免許の要件緩和 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草宝島ワイン・リキュール特区 | 市全域 | 天草市の地域資源である豊富な果実や農産物を用いたワイン・リキュールを製造し、農産物に付加価値を高めた農業の振興を図る。 また、各地域の資源を生かした特産品開発などの活動も活発化してきており、コミュニティビジネス起業化の可能性も高まる。 さらに、製造されたワイン・リキュールを本市に訪れる観光客等に提供することで、新たな地域資源（宝）として発信し、観光地としてのイメージが向上するなど、産業間や地域間の連携により、相乗効果を生み出しながら、市全域での地域活性化を図る。 | 特産酒類の製造事業 |
| 大分県 | 宇佐市 | ツーリズムのまち宇佐・ハウスワイン特区 | 市全域 | 宇佐市では、中山間、内陸盆地地域を中心に過疎化、高齢化が進行し、地元経済も低迷を続けている状況である。このような中、残された数少ない地域振興対策として、農家民宿等グリーンツーリズムの推進による都市との交流を積極的に行っている。 ぶどうの産地である本市では、今後、自家製ワインを製造、提供することで新たな「もてなし」の手段とし、都市農村交流の推進、地域の活性化を図る。 | 農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 特産酒類の製造免許の要件緩和 |
| 宮崎県 | 小林市 | 名水のまちワインづくり特区 | 市全域 | 小林市は、ぶどうや梨の生産地として宮崎県内でも有数のくだもの生産地であり、昭和50年代からいち早く、くだもの狩りを体験する観光農園が開業するなどして、多くの観光客を受け入れてきた。最近では、くだもの狩りだけではなく、五感で味わう体験型の観光にも積極的に取り組んでいるが、観光客の大幅な増加には繋がっていない。 本特例措置により、ぶどう栽培農家で作る自家製ぶどう酒を提供できるようになり、他にはない地域性を活かした事業を展開することにより、観光客の増加が期待できる。 | 農家民宿等における特定酒類の製造免許の要件緩和 |

(出典：構造改革特別区域推進本部ホームページ 第28回認定 平成24年3月30日)

(2) ぶどうを核とした交流拠点施設等の取組事例

1) SAYS FARM,セイズファーム,ワイナリー (富山県氷見市 (余川地区))

～耕作放棄地を活用したブドウ栽培とワイナリーを核とした観光拠点の整備～

●事業概要

○取組時期：平成 19 年

○耕作放棄解消面積：5.3ha (平成 21 年)

○主体：(株) T-MARKS

○導入作物：ブドウ (ワイン用、生食用)、西洋なし、ブルーベリー、梅

○販路等：市内飲食店、宿泊施設 (ワイン等)、ギフト販売、ワイナリー、レストラン、
観光農園

○活用事業等：企業等農業参入支援推進事業 (農林水産省)

○耕作放棄地の解消、再生利用に向けた取組の概要

●事業の経緯

地元魚の卸問屋の子会社 (飲食部門) が、飲食以外の柱を検討する中で、新潟市でワイナリーが人気を集めていることを知り、ブドウの生産からワイン醸造までを手がけるとともに、ワイナリー、レストラン、観光農園等への進出を決意した。



ワイン用ブドウ畑の様子

市に相談したところ 特定法人貸付事業*による農業参入を提案され、交通アクセス、景観、土地条件等を勘案し、余川地区の耕作放棄地を借受けた。

現在、ワイン用ブドウを中心に、西洋なし、生食用ブドウ、ブルーベリー等を栽培している。将来的には、イチジク、モモ、野菜、自社消費用の生産も予定している。

なお、栽培に当たっては、親会社が水産会社であるため、知り合いの業者から入手した蠣殻を土壌改良材として畑に投入する等、食味の向上に努めている。

ワイン用ブドウは平成 21 年から収穫し、長野県内のワイナリーに醸造を委託している。今後は、新たな地域ブランド (氷見ワイン) の構築をめざす。

また、自社のワイナリー、レストラン、農園カフェ等を順次整備し、既に地域ブランドが確立している氷見の魚と氷見産ワインを提供する等、観光拠点として確立することにより、近隣の観光資源と併せ、地域活性化をめざしている。

ワイン等の商品は、大手デパート等への販売チャンネルを有する会社と連携し、ギフト向け販売を中心に展開する予定である。

(出典：耕作放棄地の再生利用に向けた取組事例 (平成 23 年 3 月北陸農政局))

※これまで企業が農業に参入することについては、「特定法人貸付事業」により取り組んでいたが、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により貸借規制が緩和され、一定条件付きで一般法人の農地の貸借が可能になった。これにより平成 18 年 4 月から実施してきました「特定法人貸付事業」は、廃止された。

●事業の実施体制

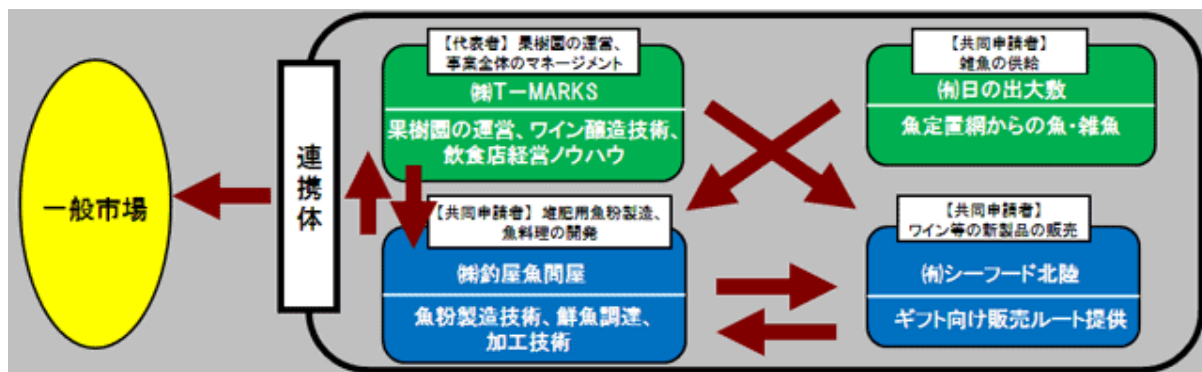
1) 連携主体

①中小企業者：(株) 釣屋魚問屋（製造業）、(有) シーフード北陸（販売業）

②農林漁業者：(株) T-MARKS（農業）、(有) 日の出大敷（漁業）

2) 連携内容

(株) T-MARKS は耕作放棄地を利用してブドウを栽培しワイン醸造する事業を企画し、地域の有力な魚問屋である(株) 釣屋魚問屋が、肥料用の魚粉とワインにあった魚料理を提供することとした。さらに魚粉は廃棄されていた雑魚を有効利用することとし、それを(有) 日の出大敷の定置網に求めることとした。新製品の販売には大手デパート等へ固有のチャンネルを構築している(有) シーフード北陸と連携することにより事業の推進力が増したものである。



(出典：J-NET21 ホームページ農商工連携パーク)

●関連記事（北國・富山新聞ホームページ）2011/03/04

氷見市余川の丘陵地でぶどう園整備などワイナリー事業を進める釣屋魚問屋（同市）の子会社「T-MARKS」は3日、同園内敷地でワイナリー棟、ショップカフェ棟、オフィス棟の地鎮祭を行った。ショップカフェ、オフィス両棟は今年8月、ワイナリー棟は10月の開設を目指す。

「T-MARKS」はワイナリーの名称を「SAYS FARM&WINERY（セイズファームアンドワイナリー）」に決めた。

計画ではワイナリー棟は鉄筋コンクリート平屋建て、地下1階で延べ床面積は約380平方メートル、1階はワインの醸造所、地下に貯蔵庫を整備する。ワイナリー棟西側に建設するショップカフェ棟は木造平屋建て、約160平方メートル、オフィス棟は木造平屋建て、約130平方メートル。3棟の建設費は約2億円。

ワイナリーは08年4月にブドウの苗木の植樹が始まり、現在、ぶどう園には5・2ヘクタールの敷地に5500本の木が植えられている。

2) 奥尻ワイナリー

～奥尻にワイン醸造工場、海老原建設が経営多角化で～（北海道建設新聞：2008年04月14日より）

農業生産法人奥尻ワイナリー(奥尻町米岡 177、海老原浩社長)は、ワイン醸造工場新築を主体、設備一括して、2共同体を含む7社に指名した。25日午前10時からJA新はこだて奥尻事業所で入札する。

施設規模はS造、2階、延べ1450㎡。主体と設備のほか、外構や駐車場も併せて整備する。建設地は奥尻町湯浜300の1。工期は9月30日まで。実施設計は北王コンサルタント(帯広)。

総事業費は約5億4000万円。農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の農林水産物処理加工施設として内示され、約2億6000万円余りが交付される見込み。

同法人は、海老原建設(本社・奥尻、海老原孝社長)が2007年度に設立した。今秋の収穫を見込む45—50トンのブドウを使ったワインづくりに取り掛かりたい考えだ。

土木工事が主力の海老原建設は、公共事業減少に伴い、子会社別法人で肉牛の繁殖や肥育を手掛けている。このほか、貨物自動車運送業の経営やホテル経営、「奥尻の水」と名付けたミネラルウォーターの製造販売、町内の水産加工会社を経営支援して奥尻産瓶詰め粒ウニなどを生産するなど、経営の多角化を推し進めている。

さらに、増加している遊休農地を活用し、1999年から奥尻に自生するヤマブドウを栽培。01年からはワイン専用種の栽培にも取り掛かり、ノウハウを蓄積した。奥尻で採れるブドウには、他のブドウより鉄分が多く含まれていることもわかり、4年間の試験醸造を繰り返して、ワインづくりへの自信を深めてきた。

ヤマブドウとワイン種のブドウ栽培は島内で初めて。海老原孝社長は「社員をリストラさせないため、同時に新たな奥尻ブランドをつくり上げようと計画してきた。工場が稼働することで、島内に新たな雇用の場を広げられれば」と話す。

今秋の稼働を始める工場内を見学客に開放するなど、島内全体の観光活性化にも期待が寄せられている。



■会社概要

| | |
|----------|--|
| 名称 | 株式会社奥尻ワイナリー |
| 本社所在地 | 〒043-1524 北海道奥尻郡奥尻町字米岡 177 番地 |
| | TEL01397-3-3290FAX01397-3-2668 |
| 設立 | 2007年(平成19年)3月20日 |
| 創業 | 2008年(平成20年)9月31日(奥尻ワイナリー製造工場) |
| 代表者 | 代表取締役海老原浩 |
| 資本金 | 1000万円 |
| 業務内容 | 果実酒の製造・販売 |
| 従業員 | 社員8名季節雇用者12名 |
| 企業理念 | 海老原グループ企業理念「奥尻島の振興に寄与する。」 |
| | ワイン製造理念 「奥尻島が育む葡萄で、世界中の人々に愛され続けるワイン造りに邁進する。」 ・奥尻の知名度向上を図る。 ・奥尻観光に向けた新たな「奥尻ブランド」を創る。 ・雇用の場を広げる。 |
| 沿革 | 1999年(平成11年)奥尻島に自生する山葡萄の苗木を植栽 |
| | 2001年(平成13年)ワイン専用種の栽培開始 |
| | 2002年(平成14年)苗木15,000本定植(8.6ha) |
| | 2004年(平成16年)9月台風18号で塩害を被る |
| | 2008年(平成20年)10月にワイナリー完成(2階建床面積1,460㎡)畑面積約20ha |
| | 2009年(平成21年)4月10日初出荷 |
| | 2011年(平成23年)植栽約60,000本(約25ha) |
| 畑面積 | 約25ha |
| 栽培葡萄 | 約60,000本 |
| | メルロー約13,000本 |
| | シャルドネ約9,500本 |
| | ピノ・ノワール約9,500本 |
| | ピノ・グリ約9,500本 |
| | ケルナー約4,000本 |
| | セイベル約4,000本 |
| | ミュラー・トゥルガウ約3,300本 |
| | ツヴァイゲルトレーベ約3,000本 |
| | ノースレッド約3,000本 |
| | その他(生食用品種等)約700本 |
| 山葡萄約500本 | |



(出典：奥尻ワイナリーホームページ)

3) 農業インターシップ

①(有)ぶどうばたけ (山梨県甲州市)

私たちが食べている農産物はどうのよう人が育て、どのような環境にあるのを知りたい、また農業を経験してみたい、畑や農作業をやってみたいという人が増え、高校生から50代の方々まで研修に参加している。

「ぶどうばたけ」は日本農業法人協会・全国農業者会議所のインターンシップに登録しており1週間から多い方は1ヶ月間を研修期間として、研修室に泊まり、ご飯と一緒に食べ、朝から晩まで一緒に生活を行う。この制度には傷害保険が含まれているので、農作業中に万が一怪我があった場合も安心して活動できる。

この研修後に就職を希望し、正式に雇用に結びついた人もいる。

農業は、あこがれているばかりではできないが、自然と、天候と、農作物と、関わる人により大きく違って来る。まずは、インターンシップで農業者・スタッフ・農業を体験してみることを勧めている。

また、山梨県立農業大学校・山梨大学工学部などからも実践の場として農業研修の受け入れを行っている。

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 従業員数 | 4人 |
| 経営主作目・事業内容 | ぶどうの生産・加工・販売、野菜(耕作放棄地対策) |
| 経営理念と将来の事業展開・ビジョン | 生産から加工、販売までトータルに農産物をつなげ、消費者、生産者の橋渡しをする。 |
| 有機農業に対する考え、または取り組み | なかなか果物で有機は難しいが健全な野菜を作るために努力している。 |
| 作物種別 | 露地野菜 果樹 |
| 体験可能作目 | ぶどう(果樹)、野菜(冬地中心) |
| 受入可能時期と内容 | 通年可能 |
| 高校生の受入 | 可能 |
| 週末コースの受け入れ可否 | 可 |
| 提供できる住居 | 経営者宅に間借り |
| 食事提供の方法 | 経営者等家族と一緒に |
| 採用計画 | 有 |
| 服装など準備すべき物 | 普通自動車免許(なくても可) 作業着等 |
| 受入経営者として今回登録するにあたっての考え方 | 農業体験・理解者の増加 |
| 参加者の目的について重視すること | 農業体験、就職先検討のどちらでもよい |



(出典：(有)ぶどうばたけホームページ、全国新規就農相談センターホームページ)

(3) PFIによる交流拠点等の整備事例

1) 長井海の手公園「ソレイユの丘」

- 本事業は、我が国で初めて体験型総合公園に PFI 手法を導入した事業である。
- 対象施設の収益性を踏まえ、積極的に民間のノウハウの活用を期待する施設には BOT 方式を採用し、収益性が見込めない施設には BTO 方式を採用している。
- 総合公園に求められる社会ニーズの変化や民間事業者の収入変動リスクの軽減等を踏まえ、維持管理・運営期間は長期とせず、10 年間に設定した。

●事業の概要

| | | | |
|------------|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| 公共施設等の管理者等 | 横須賀市 | | |
| 施設概要 | 所在地 | 横須賀市長井 4 丁目地内 | |
| | 敷地面積 | 21.3ha | |
| | 延床面積 | 10,831.37 m ² (施設部分合計) | |
| | 施設内容 | 都市公園 | |
| 事業期間 | 約 11.5 年(設計・建設 1.5 年、維持管理・運営 10 年) | | |
| 施設の所有形態 | BTO 方式、BOT 方式 | | |
| 事業類型 | サービス購入型(BTO 部分)、混合型(BOT 部分) | | |
| 総事業費 | 約 76 億円(税込み、提案金額) | | |
| 選定事業者の業務内容 | 公園の設計、建設、維持管理、運営業務 | | |
| 供用開始 | 平成 17(2005)年 04 月 29 日 | | |

●本事業の特徴

①我が国で初となる体験型総合公園を対象とした PFI 事業

対象地は旧日本海軍の施設跡地であり、平成 17(2005)年 4 月に旧軍港市転換法に基づいて横須賀市(以下、「市」という。)に譲渡された。

昭和 57(1982)年に、「四施設利用計画協議会」において、対象地を総合公園又は農業研修センター附属実習農場として整備する方針が策定されたことを踏まえ、市は譲渡に先立ち、長井海の手公園の基本構想及び基本計画を策定し、それを基に基本設計に着手した。しかし、バブル崩壊以降、市の財政事情が悪化し、市の単独事業として整備するには財政負担が大きかったため、第三セクター方式など、財政負担を軽減しつつ地元産業の育成にも貢献できる公園事業の進め方を検討してきた。

検討を進める中で、新たに PFI 法が施行されたことから、平成 12(2000)年度に導入可能性調査を実施した。その結果、従来型手法に比べ、財政支出の軽減と初期費用の平準化が図られ、工期の短縮化が期待できるという点から、PFI 手法を導入することを決定し、我が国で初となる体験型総合公園 PFI 事業として進められることとなった。

②1つの事業にBTO方式とBOT方式の2つの事業方式を採用

本事業には、BTO方式とBOT方式の2つの事業方式が併用され、収益の見込める施設はBOT方式として民間事業者の運営ノウハウが最大限発揮されることを期待し、一方、収益が見込めない施設はBTO方式として市が維持管理費を負担することとした。



ホタル館外観（手前じゃぶじゃぶ池）

具体的には、レストランやビジターセンター（温浴施設）、青空市場、駐車場などの収益性の高い施設は、BOT施設として民間事業者の運営ノウハウを活用して経営してもらい、管理事務所や体験農園、

温室、自由広場、ボート池、じゃぶじゃぶ池、トイレなどの収益の上がらない施設は、BTO施設として市が維持管理費を負担するという形態をとって、十年間の維持管理や運営を行うというものである。

③社会ニーズの変化への対応を踏まえ、維持管理・運営期間を10年間に設定

PFI事業は最長30年間の事業期間を設定できるが、同公園整備等事業は施設整備に約1年半、維持管理運営に10年を設定している。

これは、都市公園での公園施設の設置等許可期間の上限を考慮したことと、総合公園に求めるものは社会・経済環境によって変化するため、利用者の要望に適切に対応していくためには維持管理・運営期間は比較的短期間とすることが望ましいとされた。また、収益施設が含まれており、維持管理・運営期間が長期となれば選定事業者の収入変動リスクが大きくなることから、リスク負担の軽減にも配慮し、維持管理・運営期間は短期間の10年間に設定した。

●PFI手法を採用したことの評価

①豊富な実績を活かした南仏風デザインの体験型総合公園の実現

民間事業者からは、体験農園などに関する豊富な運営実績を生かした魅力的な提案がなされている。具体的には、フランス風農園での農業体験やプロヴァンス地方の町並みを再現したレストランでの食事や加工体験、馬やポニー、牛など動物の飼育とふれあい体験など、子どもから高齢者、障害者までが広く楽しめる施設が提案された。

また、民間事業者の数多くの実績を踏まえた実現性の高い商圈設定や来園者数予測、精緻なデータ分析に基づく駐車場の手当て、雇用人員の算出、体験教室、遊具等の料金なども提案された。

②積極的な広報・宣伝活動の取り組みによるPR効果の向上

施設の広報・宣伝業務の実施において、テレビやラジオのスポットCMや折込チラシ、雑誌への広告掲載など、選定事業者による積極的な広報活動や施設のPRが行われている。これは従来方式では困難であった。

③財政支出の削減

最終的には 4 グループの応募があり、PFI 手法の導入によって、従来方式における市の財政支出に比べ、約 22 億円（約 22%）の VFM（コスト削減効果）が発揮された。

④初期投資費用の平準化による公園整備の早期実現

公園整備費として 50 億円程度が必要であり、従来方式では、単年度の財政負担が大きい
ため、約 10 年をかけて段階的に整備することが予想された。しかし、PFI 手法を導入し、
民間資金を活用することによって、初期投資費用を平準化することができたため、従来方式
の約 5 分の 1 の期間（約 2 年）で整備することが可能となった。

●事業者選定後の状況

①当初の見込みどおりの利用者数及び交流人口の増加

当初、市では、県内の既設都市公園や市内の公園などの利用実態等を参考に、年間 70 万人の来園者を予測していたが、開園後 3 年間で平均年間約 66 万人の利用者数（うち家族連れが 90%程度）があり、おおむね見込みどおりの利用者数が確保されている。

また、横浜市や川崎市に加え、神奈川県外からの利用者数も多く、本事業の目標の一つである交流人口の増加も達成されている。

②地元雇用・地元連携の充実

地元雇用やボランティアの活用などについて定量的な提案がなされ、それに基づく地元雇用の充実が図られている。また、地元食材の販売にあたり、地元農業生産者や漁協との関係を深めるなど、地元との連携が積極的に行われている。

③モニタリングの状況

選定事業者が提出する月報の確認、及び市が実施する公園利用者を対象とした対面式のアンケート調査（年 2 回実施）、実地調査によりモニタリングを実施している。本施設は集客施設であることから、実地調査にあたっては、業務要求水準の達成状況を確認するだけでなく、従業員の接客態度や施設内の清掃状況などについて、調査員が利用者と同じ目線で詳細に状況を確認している。

上記により、市と選定事業者が一定の緊張感を持って取り組むことによって、より質の高いサービスの提供が実現されている。

（出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）ホームページ PFI 事業の実施事例
月刊地域づくり 2006.3（第 201 号））

2) 指宿地域交流施設整備等事業（鹿児島県）

- 本事業は、我が国で初めて道の駅に PFI 手法が導入された事業である。
- 運營業務に関しては、売上の 20～40%を選定事業者の販売手数料収入とするなど、**民間事業者の売上高増加のインセンティブを働かせるスキームが採用**されており、選定事業者の努力により、当初予測以上の来客数・売上高が実現されている。
- 自由提案により、レストラン、ミニショップ、ベーカリーショップ、ファーストフード店が展開されており、利用者の利便性向上に寄与している。
- 地元関連企業との連携による地元特産品を活用した**新商品の開発や、商業高校の生徒の販売実習生として受け入れなど、様々な点で地域への貢献が実現**されている。

●事業の概要

| | | |
|------------|--|--|
| 公共施設等の管理者等 | 指宿市 | |
| 施設概要 | 所在地 | 指宿市小牧字磯 52 番地 他 |
| | 敷地面積 | 都市公園:12,000 m ² 、道の駅:4,000 m ² |
| | 延床面積 | 465.60 m ² |
| | 施設内容 | 地域交流施設、都市公園、道の駅 |
| 事業期間 | 約 16 年(設計・建設約 1 年、維持管理・運営約 15 年) | |
| 施設の所有形態 | BTO 方式 | |
| 事業類型 | 混合型 | |
| 総事業費 | 約 4 億円(税抜き、落札金額) | |
| 選定事業者の業務内容 | 地域交流施設:施設の設計・建設、維持管理、運營業務 都市公園、道の駅:維持管理業務 | |
| 供用開始 | 平成 16 年 10 月 01 日 | |

●本事業の特徴

①市民・地域からの要望に基づいた事業の発案

指宿市（以下、「市」という。）では、以前より、農家や農産加工組合、漁業者などから直売所等の設置要望が多くあり、「第 4 次指宿市総合振興計画」策定時に組織した「市民まちづくり委員会『夢現塾（むげんじゅく）』」からも物産館設置についての提言があった。

このようなことから、「第 4 次指宿市総合振興計画」において「複合的機能を備えた交流施設の整備」を重点事業として位置づけ、道の駅、物産センターおよび公園整備の検討が進められた。地域交流施設の設置場所は、鹿児島市と指宿市をつなぐ国道 226 号線の市境で、景観の優れた場所を選定し、道の駅と都市公園を併設することとなった。

本施設整備手法の選定にあたり、財政支出の削減や良質なサービスの提供が行われる可能性が高く、特に民間の有する経営ノウハウが有効に活用され、特産品販売力を増強することで地域振興に寄与できる可能性が高いとの考えから、我が国で初めて道の駅に PFI が導入されることとなった。

②多角的な需要予測調査の実施

本事業では、道の駅における農産物及び鮮魚・加工品等の特産品販売業務の収入リスクが事業に与える影響が大きいと考えられたため、販売需要の検討にあたり、コンサルタントが需要予測調査を実施する一方、市も独自に周辺のコンビニエンスストア等に対するヒアリング調査を行うなど、多角的な面から需要予測調査を行った。

●PFI 手法を採用したことの評価

①民間事業者に対するインセンティブの付与による特産品販売力強化の実現

特産品販売業務等の運營業務について、民間事業者に販売促進のインセンティブを与えるスキームが採用されている。例えば、民間事業者の運營業務の一つに、**特産品の販売代行業務**がある。特産品には、市内で生産される農林水産物や花卉・観葉植物類、加工品、ブランド産品、工芸品、民芸品や県内で生産される観光土産品等があり、これらの**売上の 20%~40% を民間事業者の販売手数料収入とする一方、人件費等は事業者が費用負担するスキームを採用**している。

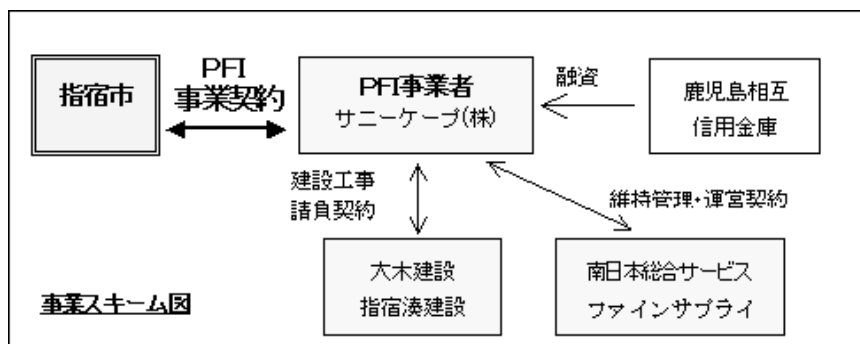
この結果、特産品販売額は当初の市予測値を大きく上回り、選定事業者の安定した財務状況の確保が可能となった。

②自由提案による自主運營業務の実施

本事業では、**自由提案による自主運營業務の実施が可能な事業スキームが採用**されている。現在実施されている自主運營業務としては、余剰容積を利用したレストラン、ミニショップ、ベーカリーショップの運営、施設周辺でのソフトクリーム、焼き鳥等のファーストフード店が展開されており、施設利用者の利便性向上に寄与している。

③財政支出の削減

最終的には 3 グループの応募があり、PFI 手法の導入によって、従来方式における市の財政支出に比べ、**約 37%の VFM (コスト削減効果) が発揮**された。



●事業者選定後の状況

①地元関連企業との協働による地域波及効果の実現

選定事業者の提案内容については、地元関連企業との協働に力点を置き、地域活性化策を探るなどの経営努力への姿勢等を重視した。施設供用開始後は、積極的に地元関連企業との協働が実現されている。具体的には、地元特産品のびわ、パッションフルーツ、芋等を使用したソフトクリーム、薩摩焼の陶器を使用したチョコレート等の商品開発、出荷者が持ち込む特産品を用いた定食の販売等がなされており、地域活性化に貢献している。

また、市内商業高校の生徒を販売実習生として受け入れることにより、地元での教育及び雇用促進にも貢献している。

②選定事業者の販売ノウハウの活用

地元企業との協働による商品開発以外にも、販売力強化のための方策が積極的に推進されている。例えば、選定事業者は市の協力を得て、平成 20 年の NHK 大河ドラマ「篤姫」の撮影セットを施設内の工芸品展示コーナーに再現するなど、顧客増加・売上増加のための努力を行っている。この結果、現在供用開始後約 3 年半経過しているが、特産品の売上額は概ね当初の予想額を上回っている。このように、PFI 方式の採用によって、従来手法で実施される場合以上に、売上増に向けた努力や時代の潮流に合わせた柔軟な対応が実現されている。

③モニタリングの状況

主に四半期に一度、実地調査によりモニタリングを実施している。モニタリング内容は、主に壁面のひび割れや床面の清掃状況等の維持管理面の確認である。モニタリングは、前回の指摘事項をチェックし、改善点等を整理する方法を採用している。

モニタリングにより、業務内容に不備があると判断すれば、その都度減額ポイントを付与し、減額ポイントが 5 ポイントに達した場合は、サービス購入料を 20%減額する等の方法を取っている。



地域交流施設外観



(出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) ホームページ PFI 事業の実施事例)

(出典：「PFI 事業導入の手引き」内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室))

3) 長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営PFI事業

- 立地条件の悪さにも関わらず、民間ノウハウの活用により、予定を大幅に上回る利用者数を確保、維持している。
- 供用開始後にSPC代表企業が倒産したが、代表企業の交替により事業に影響は及ばず、運営は順調に継続されている。PFIの倒産隔離機能が有効に発揮された事例である。
- 大幅な利用者増による事業者の業務量の増加に配慮し、インセンティブの比率を変更して対応している。

●事業の概要

| | | |
|------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 公共施設等の管理者等 | 長野市 | |
| 施設概要 | 所在地 | 長野市若穂綿内 1330-3,1330-6(綿内東山工業団地内) |
| | 敷地面積 | 約 6,244.51 m ² |
| | 延床面積 | 2,369.49 m ² |
| | 施設内容 | 複合施設(温浴施設、老人福祉センター) |
| 事業期間 | 約 16 年 (設計・建設 1 年、維持管理運営 15 年) | |
| 施設の所有形態 | BTO方式 | |
| 事業類型 | 混合型 | |
| 総事業費 | 約 23.1 億円 (税込、契約金額) | |
| 選定事業者の業務内容 | 複合施設の設計・建設業務、維持管理、運営業務 | |
| 供用開始 | 平成18年4月1日 | |

●本事業の特徴

①老朽化した温浴施設再整備の市民要望

長野市(以下、「市」という)は、昭和50年に温湯地区において日帰り温浴施設「温湯温泉市民センター」を建設し、長年にわたり地区住民はもとより市民に対して憩いの場を提供してきた。しかし昭和60年以降には、施設が老朽化し施設再整備の要望が出てきたこと、平成8～9年に近隣で新源泉を掘削したこと等から、新源泉を活用した新しい施設を整備することになった。

②温浴施設と地域コミュニティ施設による複合施設の実現

温湯地区温泉利用施設(以下、「本施設」という)の整備に当たっては、老人保健福祉計画に基づき、地域福祉の拠点となる老人福祉センターを併設するものとした。本施設は、新たな地域コミュニティ施設として、子どもから高齢者まですべての市民が利用できる「ふれあい・交流」の場と、温泉を利用した心身の「健康維持・健康増進」の場を市民に提供することにより、地域の活性化と福祉の増進を実現することを大きな目的としている。

● P F I手法を採用したことの評価

①維持管理業務の質の向上

本施設は供用開始後、利用者数が計画を大幅に上回っている。利用者アンケートでは施設環境や接客態度等について高い評価を得ている。また、健康維持増進や高齢者福祉の各種プログラムについても、常に利用者ニーズに応えられるようメニュー内容を更新するなど工夫がされており、民間の優れた経営ノウハウが発揮されている。

本事業では事業者を指定管理者として運営を実施しているが、他の施設の指定管理者と比べて、書類を始め維持管理の質、精度がより高いと評価されている。銀行と市による適切なモニタリングによって事業者の取組みに緊張感が保たれているといえる。



湯～ばれあ施設外観



健康増進プール

②倒産隔離機能の有効な発揮

代表企業で建設を担当する地元企業が運営開始後に倒産したが、事前に他の構成員に株式譲渡していたため本事業の運営に支障は生じず、倒産隔離機能が活かされた事例となった。

なお、S P C代表企業の変更はS P C登記簿の変更のみで、契約書の変更は行わず対応している。

③事業スキームの変更

当初の建設企業がS P Cから脱退したため、当該建設企業の業務は別の建設企業に発注していたが、S P Cと運営担当企業のそれぞれから業務を発注しており、発注形態が複雑になっていた。このため、S P Cからの要望により、建設関連業務は全て運営担当企業を經由した発注にするよう事業スキームを変更した。

④地元貢献施設の併設と雇用拡大

本施設には農産物直売所を併設している。直売所は本事業内容には含まれていないが、市の依頼により駐車場スペースを利用して地元企業が直売所を建設、運営しており、本施設の集客や地域貢献に相乗効果をもたらしている。

また、事業者募集の際に、特に地元企業参画の要件などは設けていなかったが、パート職員等の地元雇用や、売店・食堂の地元企業への委託など、地域経済活性化へ一定の効果があつた。

⑤財政支出の削減

P F I手法の導入によって、従来方式における公共の財政支出に比べ、7.3%（事業者選定時）というV F M（コスト削減効果）が発揮された。

●事業者選定後の状況等

①予想を大幅に上回る利用者数の増加

本施設では、有料施設（温浴施設）の基準利用者数 5 万人に対し、各年 14～15 万人と利用者数が大幅に計画を超えている。この数値は温浴施設のみの数値であり、老人福祉センターの講座利用者数は平成 20 年度で約 4 千人に上る。

老人福祉センターの講座は、市が指定する必須事業と事業者が提案する提案事業があり、市の指定する講座は基本的に 1 年間の講座であるため、その卒業者が 2 年目以降も講座の継続を希望し、事業者提案の講座や同好会という形で継続利用につながっている。

利用者の約 80%が 60 歳以上の高齢者である。事業者の提案サービス業務（事業者提案の講座）は、事業者が企画提案し、市が承認している。提案事業は喫茶、物販、運動プログラムの他、定期的なイベント（講座の発表会等）が実施されている。

②利用者拡大の要因

利用者拡大のための PR 活動としては、市報やウェブ等にプログラムを掲載するだけで特に力を入れているわけではないが、利用者の評判により、再来場者が多くなっている。本施設は市街地から離れた工業団地の中に立地しており、車での来場が多いが、市境近くに立地しているため長野市民に加え隣市からも利用がある。市内近傍に同様の温浴施設やスポーツクラブは多数あるが、老人福祉センターの併設、低額の利用料金（500 円、60 歳以上は 250 円）や、プール水温の工夫（一般的なスポーツクラブの水温が水泳コースとの供用のため 29 度前後であるのに対し、本施設はトレーニング機能に特化し 32 度前後と高めに設定することで寒くならないと好評）により、多くの利用者を獲得している。

温浴施設は 60 歳以上の利用者が多く、併設の高齢者福祉センターにおける高齢者向け講座の充実が、利用者増の要因と考えられている。

③事業者の要請によるインセンティブの変更

維持管理・運営業務についてはサービス購入型を採用しているが、**有料施設利用者数が市で定める基準利用者数（5 万人）を超えた場合、インセンティブとして増加分収入の 75%を事業者に支払う**ものとしている。当初は増加分収入の 50%としていたものの、事業者の要請により 75%に変更されており、その背景として、本施設での利用者数が見込み（5～7 万人）を大幅に上回ったこと、客単価が原価割れしていたこと等が挙げられる。

④モニタリングの状況等

市では、月次報告書の確認、現地確認（安全監査、サービス監査、施設管理監査、公金取扱い監査/年 4 回）、年次運営管理計画書の確認、年次総括報告書・決算書の確認を実施している。物販など事業者の独立採算部分についても、月次報告書による売上げ状況の確認を行っている。当初、喫茶部門では「健康食」をメインにメニュー展開していたが、利用者の意見により、手軽で安価なラーメン、そば等も取り入れるよう改善した。

⑤ P F I 事業における指定管理者制度モニタリングの課題

本事業は指定管理者制度を採用しているため、他の指定管理者制度のモニタリングと同様の形式で経営・収支状況のモニタリングを行っている。しかしながら、市のモニタリング対象が S P C であり、運営委託会社のモニタリングは S P C の自主モニタリングに委ねられているため、市が運営委託会社の状況を把握しにくいことが課題となっている。

(出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) ホームページ PFI 事業の実施事例)

1-2. PFI事業に関する法制度、税制度、各種助成制度の洗い出し

(1) PFI事業に係る支援措置等について

PFI事業に関するものとして、次のような支援措置等がある。

①補助制度

- ・民間資金等活用事業調査費補助金（内閣府）
…地方公共団体におけるPFI事業の具体化を支援（平成17年度にて終了）
- ・国庫補助金を活用して地方公共団体がPFI事業を実施する場合には、従来手法とPFIとのイコールフットィングを図る観点から、地方公共団体におけるPFI事業の円滑な実施が図られるよう、現在、関係省庁において要綱等の見直しを実施中（「PFI事業への補助金の適用について」参照）

②無利子融資

- ・日本政策投資銀行、民間都市開発推進機構、港湾整備特別会計等からの無利子融資

③財政投融资

- ・日本政策投資銀行を通じた低利融資制度 等

④税制

- ・不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の減免措置（「SPCに課される税金について」参照）
…港湾荷さばき施設、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校舎
…公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設

⑤国公有財産の使用

- ・PFI事業者に対し、行政財産の貸付けを行うことが可能
- ・PFI事業者と民間収益施設等との合築を行う場合、一定の条件のもとPFI事業者に対し、行政財産である土地の貸付けを行うことが可能
- ・国有財産、公有財産を無償又は時価より低い対価でPFI事業者に使用させることが可能

(2) PFI事業への補助金の適用について

PFI事業においても補助金の適用は可能であるが、補助金が適用されるためには、**個別の補助金の制度において、当該PFI事業に補助金が適用されることが確認される必要がある**、自動的に補助金の適用対象にはならないことに注意が必要である。

「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－（平成16年6月3日内閣府PFI推進委員会）」では、「PFI事業における補助金交付の取扱いについては、PFI事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合において、イコールフットィングを図る必要がある。」としている。

内閣府では、「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について（平成20年6月）」において、省庁ごとの取組を整理している。国土交通省に係るPFI事業（まちづくり等）に対する補助金の適用状況は表のとおりである。

■補助制度・交付金制度（一部抜粋）

| 所管省庁 | 補助制度名 | 補助対象施設 | BTO | BOT | BOO |
|-------|---|---|-----|------|-----|
| 農林水産省 | 強い農業づくり交付金 | 種子種苗生産関連施設整備等 | ○ | ×検討中 | — |
| | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 基盤整備、生産関連施設、情報通信基盤施設、地域支援活用総合交流促進施設、遊休農地解消支援等 | × | ○ | ○ |
| 国土交通省 | 都市公園事業費補助 | 都市公園 | ○※ | ○※ | — |
| | 街路事業費補助 | 都市計画道路 | ○※ | ○※ | — |
| | 交通安全施設等整備事業費補助（駐車場） | 道路付属物として整備する駐車場 | ○※ | ○※ | — |
| | 地域連携推進事業費補助 | 道路 | ○※ | ○※ | — |
| | まちづくり交付金 注）現在は「社会資本整備総合交付金」となっているが、補助金の適用の考え方は変わらないと推察される。 | 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等 ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業等 ・市町村の提案に基づく事業 ・各種調査や社会実験等のソフト事業 | ○※ | ○※ | ○ |

1. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中「○」「×」の表記は、現在補助対象としているかどうかを表示している。なお、「—」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「BTO」「BOT」「BOO」各欄中※印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められている
(出典：「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について（平成20年6月）」)

(3) PFI事業への交付税措置について

旧自治省財務局長通知（平成12年3月29日自治調第25号）において、PFI事業においても、必要な要件が満たされれば交付税措置がされることになっている。

●国庫補助負担金が支出されるPFI事業

| | |
|---|--|
| 地方公共団体がPFI事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合 | 地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。 |
| 地方公共団体がPFI事業者に対し後年度に整備費負担分の全部又は一部を割賦払、委託料等の形で分割して支出する場合 | 地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 |

●地方単独事業として実施されるPFI事業

| | |
|--|---|
| <p>施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合</p> | <p>地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に施設整備費を割賦払、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。</p> |
| <p>施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合構成員は原則としてSPCの債務</p> | <p>下記の要件を満たす施設について、地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。</p> <p>（施設の要件）</p> <p>通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。</p> |

（出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)ホームページ）

（４）SPCに課される税金について

※SPC（Special Purpose Company：特別目的会社）：ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

PFIを導入する場合の財政負担の見込額を算定するには、SPCが納める税金についても検討する必要がある。

現行の税制度におけるSPCの主な税負担は、次のとおりである。

■ S P Cの主な税負担

| 税制 | P F I | | 従来型 (地方公共団体) |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------------|
| | B O T | B T O | |
| 登録免許税 (国税) 商業登記 | 課税 | 課税 | 非課税 |
| 不動産登記 | 課税 | 非課税 | 非課税 |
| 不動産取得税 (都道府県税) | 課税/特例措置あり | 非課税 ^{※1} | 非課税 |
| 固定資産税 (市町村税) | 課税/特例措置あり | 非課税 | 非課税 |
| 都市計画税 (市町村税) | 課税/特例措置あり | 非課税 | 非課税 |
| 事業所税 (市町村税) | 課税 | 課税 | 非課税 |

※1 県税事務所の確認を経て、「選定事業者が施設を原始取得し、新築未使用で地方公共団体に譲渡することで不動産取得税が課税されない。」こととしている事例があります。

上記のほか、S P Cも民間企業であるため、**利益に対しては法人税（法人住民税、法人事業税を含む）が課される。**

初期投資関連費用に関して、この法人税の課税対象額から控除される経費については、B T O方式では、S P Cが建設会社に対して支払う請負工事費等の総額が割賦原価として計上できる。

B O T方式については、平成 14 年 12 月に「売買とされる P F I 事業について（法人税の取扱い）」として国税庁の見解が示され、必要な条件を満たす場合には、B T O方式と同様に、B O T方式でも、請負工事費等の総額を経費として計上できることが明確になっている。

なお、地方公共団体が実施する P F I 事業については、現在、次のような税制特例措置が認められている。

①不動産取得税

P F I法に基づき、選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型・B O T方式で、地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものに限る。）により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、**当該家屋の価格の 1/2 に相当する額を価格から控除する課税標準を適用する。**（地方税法附則第 11 条第 25 項）

②固定資産税及び都市計画税

P F I法に基づき、選定事業者が選定事業（いわゆるサービス購入型・B O T方式で、地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものに限る。）により整備する一定の**家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 1/2 にする。**（地方税法附則第 15 条第 51 項）

③特別土地保有税

公共施設等の建設を行う P F I 事業の用に供する土地についての**特別土地保有税を非課税**とする。（地方税法第 586 条第 2 項第 1 号の 27）

2. P F I 適用可能性のある事業の検討

2-1. P F I 事業の対象とする事業範囲の検討

太平山南山麓広域交流拠点整備において、P F I 事業の対象とする事業範囲を検討すると以下のとおりである。

P F I 事業の対象とする事業は「ワイナリー」とする

2-2. ワイナリーの施設整備及び維持管理・運営方針の検討

旧大平町では、平成 17 年にぶどう組合の青壮年部で、ワイン専用種ができないかということで、町から産業奨励資金を受けて約 30 アールに 5 種類のワイン専用種をためした。5 年間をかけて大平町の気候・土壌に合う種を探し、2 種類（ベリーA、メルロー）がワイン専用種として適合性が認められた。平成 22 年から青壮年部の有志でワイン専用種を育てている。共同の畑と個人の畑（4 名）でワイン専用種を生産している。

ここでは、将来的に大平町の耕作放棄地でワイン専用種を栽培した場合を想定してワイナリーの規模算定を行った。

ワイナリーには、主要な設備として「醗酵室」「貯蔵・製成室」「樽熟成倉庫」「便貯蔵倉庫」および運営管理のための「事務室」が必要となる。そのほか、「ワインショップ」「カフェ」「ワイン博物館」などは事業者に応じて併設することも可能である。

ワイナリーの管理運營業務として、「ワインの醸造管理業務」「ワインの製造（瓶詰）業務」「ワインの品質保証業務」「ワイン用ぶどうの栽培管理業務」「ワインの販売営業業務」など行う。

2-3. ワイナリーの事業スキームの検討

太平山南山麓広域交流拠点整備において、PFI事業の対象とするワイナリーの事業スキームは、以下のとおりである。

■ワイナリー計画

| | |
|--------------|--|
| ワイナリー延べ床面積 | 約 1,000 m² ※ワイン専用のぶどうの栽培面積から設定。 |
| 施設構成 | 「製品倉庫・資材倉庫」「貯蔵・製成室」「醗酵室」「分析室」 「瓶詰室」「熟成倉庫」「搬入室」「破碎室」「事務室」 「試飲コーナー」「展望コーナー」など |
| 施設事業費 | 約 3 億 3000 万円 ※事例の平均値（33 万円/m ² ）から設定 |
| 畑面積 | 約 14ha ※平成元年から平成 24 年までのぶどう作付面積の減少分で ワイン専用種を栽培するものとして設定。 |
| 年間ワイン醸造本数 | 約 11 万本 ※畑あたりのぶどう収穫量によるワイン生産量から設定。 |
| ワイナリーの管理運営業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワインの醸造管理業務 ・ワインの製造（瓶詰）業務 ・ワインの品質保証業務 ・ワイン用ぶどうの栽培管理業務 ・ワインの販売営業業務 など |

■ワイナリー規模の設定

| | | 牛久ワイナリー (H18計画) | 奥尻ワイナリー | セイブファームアンド ワイナリー | 設置例 |
|---------------------|-----------|--------------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | | 茨城県牛久市 | 北海道奥尻町 | 富山県氷見市 | 栃木市大平町 |
| ワイナリー | 延べ床面積 | 1,711.8 | 1,450.0 | 380.0 | 1,000.0 |
| 面積(m ²) | 建築面積 | 929.0 | | | |
| | 地階 | | | | |
| | 製品倉庫・資材倉庫 | 130.0 | | | 80.0 |
| | 貯蔵・製成室 | 180.0 | | | 110.0 |
| | 醗酵室 | 210.3 | | | 130.0 |
| | 分析室 | 34.5 | | | 20.0 |
| | 瓶詰室 | 58.5 | | | 40.0 |
| | 熟成倉庫 | 413.1 | | | 250.0 |
| | VIPルーム | 61.0 | | | |
| | 1階 | | | | |
| | 搬入室 | 63.3 | | | 40.0 |
| | 破碎室 | 103.5 | | | 70.0 |
| | ミーティングルーム | 54.0 | | | 40.0 |
| | 試飲コーナー・階段 | 327.6 | | | 170.0 |
| | 2階 | | | | |
| | 展望コーナー | 76.0 | | | 50.0 |
| | | | | ショップカフェ(160m ²) | |
| | | | | オフィス棟(130m ²) | |
| 計 | | 1,711.8 | 1,450.0 | 670.0 | 1,000.0 |
| 施設事業費 | | | 5億4000万円 (37万円/m ²) | 2億円 (30万円/m ²) | 3億3000万円 (33万円/m ²) |
| 畑面積 | | | 25ha | 5.2ha | 14ha |
| ワイナリー規模当たり畑面積 | | | (172m ²) | (137m ²) | (150m ²) |
| | | | 出典:鹿島建設㈱ | 出典:奥尻ワイナリーHP | 出典:北國・富山新聞HP |

*畑面積は、大平町のぶどう作付面積の減少分（H元⇒H24）の約14haでワイン専用種を栽培するものとして設定。

*ワイナリー規模（延べ床面積）当たりの畑面積は、事例平均値から150m²と設定。

*畑面積からワイナリーの規模を設定すると、延べ床面積を約1,000m²と設定。

*各施設の面積は、牛久ワイナリー計画の施設構成を参考に按分。

*施設整備事業費は、事例から面積（m²）あたりの整備費を33万円と設定。ワイナリー延べ床面積（1,000m²）から3億3000万円と設定。

*大平町ぶどう組合へのヒアリングから、年間の耕地面積あたりぶどう生産量を800kg/10a、ワイン1本当たりの必要ぶどう量を1kgとすると、年間のワイン醸造本数は約11万本と設定。

参考) 小布施ワイナリーホームページより

ワイナリーが葡萄を作る、すなわち農業をすることは大きなリスクを伴います。

リスクの原因1) 日本のワイン販売は乱高下が激しいためワイン不況がおきると葡萄があまる可能性がある(ワイン原料の葡萄は同じアルコール飲料である焼酎原料の芋などや日本酒原料の米の単年作物と違い、永年作物であります。そのため、葡萄を植えてから葡萄が実るまで少なくとも4年はかかります。ですのでワインブームの際、農家に「葡萄を植えてください」と植えさせても実る頃にはブームが去っているということが過去の日本のワイン産地では多くありました。一部のワイン産地ではつい数年前まで農家とワイナリーの仲違いが激しい所もあったようです。それに比べ焼酎の芋や日本酒の米は単年作物であるため、売れないときは休耕田にすればよく、売れるときに作物を植えてもその年にはすぐ実る訳であります。2) ワイン葡萄栽培は天候に影響を受けやすい

そのため日本のワイナリーの多くは葡萄栽培を農家の方に依頼する「契約農家」という形を取っています。

■事例によるワイナリーの規模

①農業生産法人奥尻ワイナリー

- ・施設規模はS造、2階、延べ1450m²。主体と設備のほか、外構や駐車場も併せて整備。総事業費は約5億4000万円。(事業費 37万円/m²)

②SAYS FARM&WINERY (セイズ ファームアンドワイナリー)

- ・ワイナリー棟は鉄筋コンクリート平屋建て、地下1階で延べ床面積は約380m²、1階はワインの醸造所、地下に貯蔵庫を整備。ワイナリー棟西側に建設するショップカフェ棟は木造平屋建て、約160m²、オフィス棟は木造平屋建て、約130m²。3棟の建設費は約2億円。(建設費 30万円/m²)

■ワイン生産の原単位(例1)：大平町ぶどう組合へのヒアリング

| 項目 | 原単位 |
|----------------|-----------|
| 耕地面積あたりぶどう生産量 | 800kg/10a |
| ワイン1本あたり必要ぶどう量 | 1kg/本 |

■ワイン生産の原単位(例2)：年

| 項目 | 原単位 |
|-------------------|-----------------------|
| 耕地面積あたりぶどう生産量 | 2.12kg/m ² |
| ぶどう生産量あたりワイン醸造量 | 591.4ml/kg |
| ぶどう生産量あたりワイン醸造本数※ | 0.82本/kg |
| 耕地面積あたりワイン醸造本数※ | 1.74本/m ² |
| ※ワイン1本あたり容量 | 720ml/本 |

(参照：甲州市営「甲州市勝沼ぶどうの丘」)

■ワイン生産の原単位(例3)

| 項目 | 原単位 |
|----------------|----------------------|
| 耕地面積あたりぶどう栽培本数 | 0.24本/m ² |

(参照：「奥尻ワイナリー」)

参考) 日本の主な醸造用葡萄の栽培面積と生産量

下表は、農林水産省生産局農産部園芸作物課による「平成22年産特産果樹生産動態等調査」から、日本の主な醸造用葡萄の栽培面積と生産量を記したものである。

平成22年現在、日本の加工専用品種のぶどう畑の栽培面積約985ha。このうち、醸造用仕向生産量は4,135tとなっている。(メルロー面積当たり仕向量:730ml/m²)

醸造用仕向生産量の多い品種は、「メルロー」「シャルドネ」「ケルナー」などである。

■加工専用品種別の加工向け利用状況

| 品種名 | 栽培面積 ha | 収穫量 t | 用途別仕向量 | | |
|------------------|------------|----------|----------|----------|---------|
| | | | 加工向け | | |
| | | | 醸造用 t | 果汁用 t | 計 t |
| メルロー | 103.4 | 753.4 | 750.0 | | 750.0 |
| シャルドネ | 111.9 | 622.7 | 613.8 | 6.0 | 619.8 |
| ケルナー | 58.1 | 323.8 | 323.8 | | 323.8 |
| カベルネソービニオン | 58.5 | 295.9 | 288.0 | 6.0 | 294.0 |
| ツバイゲルトレーベ | 50.6 | 218.5 | 218.5 | | 218.5 |
| ヤマブドウ | 175.6 | 409.0 | 189.6 | 201.4 | 391.0 |
| セイベル13053 | 47.8 | 220.5 | 175.1 | 7.6 | 182.7 |
| セイベル9110 | 20.4 | 144.7 | 141.5 | 2.7 | 144.2 |
| ヤマソービニオン | 27.2 | 194.5 | 130.6 | 62.9 | 193.5 |
| ミュラートウルガウ | 36.1 | 125.2 | 125.2 | | 125.2 |
| セイベル5279 | 24.4 | 103.0 | 91.3 | | 91.3 |
| カベルネフラン | 14.0 | 90.7 | 90.7 | | 90.7 |
| ピノアール | 25.6 | 87.5 | 87.5 | | 87.5 |
| リースリングリオン | 9.1 | 85.6 | 85.6 | | 85.6 |
| パッカス | 27.3 | 82.8 | 80.8 | | 80.8 |
| 山幸 | 15.2 | 75.1 | 74.3 | 0.8 | 75.1 |
| ブラックハカール・ワイングラント | 8.2 | 55.0 | 54.0 | 1.0 | 55.0 |
| リースリング | 13.1 | 53.3 | 53.3 | | 53.3 |
| ブラッククイーン | 9.2 | 97.0 | 39.8 | 56.7 | 96.5 |
| ソービニオン・ブラン | 9.4 | 38.7 | 37.9 | | 37.9 |
| 清見 | 14.4 | 37.8 | 37.8 | | 37.8 |
| MW09 | 2.0 | 40.0 | 36.0 | | 36.0 |
| セイベル10076 | 8.3 | 29.7 | 29.7 | | 29.7 |
| ヴェルデレイ | 3.0 | 29.0 | 29.0 | | 29.0 |
| ライヘンシュタイナー | 4.0 | 28.3 | 28.3 | | 28.3 |
| アムレンシス | 6.9 | 78.0 | 26.0 | 52.0 | 78.0 |
| 清舞 | 5.2 | 23.5 | 23.5 | | 23.5 |
| MHAM | 4.4 | 27.0 | 21.6 | 5.4 | 27.0 |
| サンセミヨン | 2.1 | 21.5 | 21.5 | | 21.5 |
| ザラジュンジェ | 5.8 | 18.0 | 18.0 | | 18.0 |
| ピノフラン | 3.0 | 18.0 | 18.0 | | 18.0 |
| リースリングフォルテ | 2.9 | 17.4 | 17.4 | | 17.4 |
| シェンベルガー | 3.6 | 13.2 | 13.2 | | 13.2 |
| ピノグリ | 6.7 | 13.0 | 13.0 | | 13.0 |
| 甲州セミヨン | 2.1 | 12.5 | 12.5 | | 12.5 |
| 信濃リースリング | 4.3 | 11.6 | 11.6 | | 11.6 |
| ドルンフェルダー | 4.2 | 10.8 | 10.8 | | 10.8 |
| ふらの2号 | 2.4 | 10.8 | 10.8 | | 10.8 |
| 甲斐ノワール | 1.0 | 10.0 | 10.0 | | 10.0 |
| 小公子 | 3.2 | 8.5 | 8.5 | | 8.5 |
| トラミーナ | 5.6 | 8.1 | 8.1 | | 8.1 |
| モリオマスカット | 1.5 | 8.0 | 8.0 | | 8.0 |
| ロースラー | 1.3 | 7.4 | 7.4 | | 7.4 |
| レンベルガー | 9.1 | 6.5 | 6.5 | | 6.5 |
| 香大農R-1 | 0.5 | 6.0 | 6.0 | | 6.0 |
| ヴァイスブルグンダー | 7.9 | 7.8 | 5.8 | | 5.8 |
| ロンド | 0.6 | 5.2 | 5.2 | | 5.2 |
| ホワイトペガール | 1.0 | 5.0 | 5.0 | | 5.0 |
| ポルトギーザ | 3.7 | 4.7 | 4.7 | | 4.7 |
| ポートランド | 1.1 | 4.0 | 4.0 | | 4.0 |
| プティベルドゥ | 1.5 | 3.6 | 3.6 | | 3.6 |
| ランブルスコサラミノ | 1.0 | 3.0 | 3.0 | | 3.0 |
| レッドミルレンニウム | 1.5 | 3.0 | 3.0 | | 3.0 |
| 北の夢 | 2.5 | 2.8 | 2.8 | | 2.8 |
| マスカットオットネルソン | 4.1 | 2.7 | 2.7 | | 2.7 |
| サントリーノワール | 0.8 | 2.4 | 2.4 | | 2.4 |
| サンジョベーゼ | 0.7 | 2.3 | 2.3 | | 2.3 |
| トロリンガー | 1.1 | 1.7 | 1.7 | | 1.7 |
| ペルレー | 1.2 | 1.6 | 1.6 | | 1.6 |
| ピジュノワール | 0.6 | 1.1 | 1.1 | | 1.1 |
| シラー | 2.0 | 1.0 | 1.0 | | 1.0 |
| シュベートブルグンダー | 1.0 | 0.9 | 0.9 | | 0.9 |
| 加工専用品種計 | 984.9 | 4,624.3 | 4,135.3 | 402.5 | 4,537.8 |

(出典:平成22年産特産果樹生産動態等調査:ぶどう用途別仕向実績調査)

参考) ワイン出荷量の推移

関東7都県の内、栃木県の成人一人あたりのワイン消費量は1.7リットルで6番目の順位である。

ワインの都道府県別消費(販売)数量の推移
(H18~H22年度)

| 地域 | 都道府県 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|------------|-------------|------------|--------------|------------------------|
| | | | | | | 数量 (KL) | 対前年比 (%) | 構成比 (%) | 成人人口 (千人) | 成人1人当りの消費 数量 (L) |
| 北海道 | | 12,296 | 11,924 | 11,625 | 12,004 | 12,531 | 104.4 | 4.92 | 4,591 | 2.7 |
| 東北 | 青森県 | 1,975 | 1,895 | 1,905 | 1,953 | 1,963 | 100.5 | 0.77 | 1,134 | 1.7 |
| | 秋田県 | 1,410 | 1,363 | 1,365 | 1,442 | 1,474 | 102.2 | 0.58 | 915 | 1.6 |
| | 岩手県 | 2,051 | 1,973 | 1,974 | 2,065 | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 宮城県 | 4,024 | 3,783 | 3,780 | 4,179 | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 山形県 | 1,972 | 1,908 | 1,785 | 1,893 | 1,926 | 101.7 | 0.76 | 964 | 2.0 |
| | 福島県 | 2,457 | 2,539 | 2,408 | 2,485 | ... | ... | ... | ... | ... |
| | 計 | 13,889 | 13,461 | 13,217 | 14,017 | 5,363 | 38.3 | 2.11 | 3,013 | 1.8 |
| 関東 | 茨城県 | 3,516 | 3,570 | 3,534 | 4,431 | 3,474 | 78.4 | 1.36 | 2,426 | 1.4 |
| | 栃木県 | 2,737 | 2,643 | 2,579 | 2,737 | 2,848 | 104.1 | 1.12 | 1,644 | 1.7 |
| | 群馬県 | 2,881 | 2,619 | 2,952 | 3,219 | 2,876 | 89.3 | 1.13 | 1,636 | 1.8 |
| | 埼玉県 | 12,665 | 12,051 | 13,368 | 12,792 | 13,546 | 105.9 | 5.32 | 5,885 | 2.3 |
| | 千葉県 | 10,673 | 10,540 | 11,066 | 12,130 | 12,205 | 100.6 | 4.79 | 5,133 | 2.4 |
| | 東京都 | 56,939 | 60,618 | 57,832 | 62,226 | 74,808 | 120.2 | 29.38 | 11,135 | 6.7 |
| | 神奈川県 | 16,785 | 16,938 | 17,972 | 18,464 | 19,716 | 106.8 | 7.74 | 7,440 | 2.7 |
| | 計 | 106,196 | 108,979 | 109,303 | 115,999 | 129,473 | 111.6 | 50.85 | 35,299 | 3.7 |
| 中部 | 新潟県 | 3,559 | 3,719 | 3,513 | 3,601 | 3,806 | 105.7 | 1.49 | 1,961 | 1.9 |
| | 富山県 | 1,444 | 1,217 | 1,170 | 1,247 | 1,308 | 104.9 | 0.51 | 904 | 1.4 |
| | 石川県 | 1,381 | 1,416 | 1,514 | 1,531 | 1,626 | 106.2 | 0.64 | 954 | 1.7 |
| | 福井県 | 747 | 678 | 694 | 726 | 759 | 104.5 | 0.30 | 655 | 1.2 |
| | 山梨県 | 4,573 | 4,876 | 4,185 | 4,481 | 4,971 | 110.9 | 1.95 | 703 | 7.1 |
| | 長野県 | 4,151 | 4,014 | 4,131 | 4,196 | 4,753 | 113.3 | 1.87 | 1,758 | 2.7 |
| | 岐阜県 | 1,866 | 1,816 | 1,858 | 1,916 | 2,134 | 111.4 | 0.84 | 1,689 | 1.3 |
| | 静岡県 | 5,347 | 5,125 | 5,068 | 5,121 | 5,601 | 109.4 | 2.20 | 3,084 | 1.8 |
| | 愛知県 | 10,162 | 9,930 | 9,689 | 10,085 | 10,625 | 105.4 | 4.17 | 5,984 | 1.8 |
| | 計 | 33,230 | 32,791 | 31,822 | 32,904 | 35,583 | 108.1 | 13.98 | 17,692 | 2.0 |
| 近畿 | 三重県 | 1,597 | 1,555 | 1,556 | 1,756 | 1,909 | 108.7 | 0.75 | 1,513 | 1.3 |
| | 滋賀県 | 1,255 | 1,235 | 1,386 | 1,344 | 1,442 | 107.3 | 0.57 | 1,127 | 1.3 |
| | 京都府 | 5,212 | 4,634 | 4,769 | 5,019 | 5,670 | 113.0 | 2.23 | 2,171 | 2.6 |
| | 大阪府 | 18,293 | 18,231 | 18,040 | 19,590 | 22,146 | 113.0 | 8.70 | 7,283 | 3.0 |
| | 兵庫県 | 7,640 | 8,011 | 7,581 | 8,196 | 8,544 | 104.2 | 3.36 | 4,560 | 1.9 |
| | 奈良県 | 1,302 | 1,226 | 1,283 | 1,328 | 1,494 | 112.5 | 0.59 | 1,144 | 1.3 |
| | 和歌山県 | 973 | 1,197 | 792 | 870 | 935 | 107.5 | 0.37 | 827 | 1.1 |
| | 計 | 36,272 | 36,089 | 35,407 | 38,103 | 42,140 | 110.6 | 16.55 | 18,625 | 2.3 |
| 中国 | 鳥取県 | 545 | 490 | 493 | 635 | 585 | 92.1 | 0.23 | 483 | 1.2 |
| | 島根県 | 713 | 650 | 626 | 728 | 824 | 113.2 | 0.32 | 592 | 1.4 |
| | 岡山県 | 1,893 | 1,660 | 1,623 | 1,738 | 2,186 | 125.8 | 0.86 | 1,586 | 1.4 |
| | 広島県 | 3,781 | 4,474 | 3,608 | 3,651 | 3,969 | 108.7 | 1.56 | 2,338 | 1.7 |
| | 山口県 | 1,313 | 1,149 | 1,161 | 1,273 | 1,314 | 103.2 | 0.52 | 1,202 | 1.1 |
| | 計 | 8,245 | 8,423 | 7,511 | 8,025 | 8,878 | 110.6 | 3.49 | 6,201 | 1.4 |
| 四国 | 徳島県 | 686 | 615 | 581 | 680 | 784 | 115.3 | 0.31 | 654 | 1.2 |
| | 香川県 | 936 | 892 | 908 | 1,025 | 1,020 | 99.5 | 0.40 | 820 | 1.2 |
| | 愛媛県 | 1,163 | 1,169 | 1,114 | 1,170 | 1,274 | 108.9 | 0.50 | 1,181 | 1.1 |
| | 高知県 | 689 | 704 | 860 | 711 | 744 | 104.6 | 0.29 | 637 | 1.2 |
| | 計 | 3,474 | 3,380 | 3,463 | 3,586 | 3,822 | 106.6 | 1.50 | 3,292 | 1.2 |
| 九州 | 福岡県 | 7,488 | 7,520 | 7,169 | 7,692 | 8,418 | 109.4 | 3.31 | 4,131 | 2.0 |
| | 佐賀県 | 632 | 564 | 554 | 606 | 690 | 113.9 | 0.27 | 683 | 1.0 |
| | 長崎県 | 1,278 | 1,192 | 1,211 | 1,295 | 1,443 | 111.4 | 0.57 | 1,162 | 1.2 |
| | 熊本県 | 1,730 | 1,570 | 1,915 | 1,957 | 2,121 | 108.4 | 0.83 | 1,477 | 1.4 |
| | 大分県 | 1,532 | 1,413 | 1,454 | 1,493 | 1,591 | 106.6 | 0.62 | 985 | 1.6 |
| | 宮崎県 | 1,167 | 1,096 | 1,084 | 1,171 | 1,204 | 102.8 | 0.47 | 921 | 1.3 |
| | 鹿児島県 | 1,216 | 1,125 | 1,264 | 1,264 | 1,359 | 107.5 | 0.53 | 1,388 | 1.0 |
| | 計 | 15,043 | 14,480 | 14,651 | 15,478 | 16,826 | 108.7 | 6.61 | 10,747 | 1.6 |
| 合計 | | 228,645 | 229,527 | 226,999 | 240,116 | 254,616 | 106.0 | 100.00 | 99,460 | 2.6 |

(注1) 本表は、国税庁統計によりました。

(注2) 本表は、国産・輸入の合計数量です。

(注3) 沖縄については統計数値がありません。

(注4) 「成人人口」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」によりました。

(注5) 平成22年度の岩手県、宮城県及び福島県分の販売数量は公表されていません。

(出典：日本ワイナリー協会ホームページ)

ワインの課税数量（国産分）は、平成12年度の103,465klをピークに減少し、平成20年度以降は8～9万klで推移している。

〔参考〕酒類課税数量の推移（国産分）

(単位:kl、%)

| 区分 | 年度 | | 昭和55年度 | | 60 | | 平成2 | | 7 | | 12 | | 17 | | 20 | | 21 | | 22 | | 10年間の平均 伸び率 (H12→H22) |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|----|-----|----|-----|----|-----|-----------------------------|
| | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | 数量 | 構成比 | |
| 清酒 | 1,472,927 | 15.7 | 1,355,229 | 15.7 | 1,421,977 | 15.7 | 1,309,501 | 10.4 | 729,686 | 652,980 | 616,210 | 602,656 | 7.1 | -4.9 | | | | | | | |
| 合成清酒 | 21,040 | 0.2 | 21,317 | 0.2 | 22,143 | 0.2 | 53,806.0 | 0.6 | 65,171 | 51,418 | 46,564 | 44,074 | 0.5 | -3.2 | | | | | | | |
| 連続式蒸留しようちゆう | 140,634 | 3.7 | 362,817 | 3.7 | 337,281 | 3.7 | 362,229 | 3.8 | 424,617 | 410,377 | 411,336 | 397,652 | 4.7 | 0.9 | | | | | | | |
| 単式蒸留しようちゆう | 106,809 | 2.9 | 260,036 | 2.9 | 258,419 | 2.9 | 300,322 | 3.7 | 538,957 | 536,477 | 531,128 | 507,577 | 6.0 | 3.6 | | | | | | | |
| みりん | 69,453 | 1.0 | 79,857 | 1.0 | 88,485 | 1.0 | 95,104 | 1.4 | 110,722 | 110,042 | 106,408 | 105,684 | 1.2 | -2.4 | | | | | | | |
| ビール | 4,520,994 | 71.6 | 4,851,052 | 71.6 | 6,490,103 | 71.6 | 6,765,825 | 55.9 | 3,613,177 | 3,174,829 | 2,995,852 | 2,919,624 | 34.5 | -5.9 | | | | | | | |
| 果実酒 | 34,877 | 0.7 | 46,729 | 0.7 | 67,742 | 0.7 | 74,933 | 1.1 | 98,938 | 83,235 | 83,040 | 88,358 | 1.0 | -1.6 | | | | | | | |
| 甘味果実酒 | 15,819 | 0.1 | 15,424 | 0.1 | 11,700 | 0.1 | 6,891 | 0.1 | 3,920 | 4,358 | 3,697 | 3,568 | 0.0 | -11.5 | | | | | | | |
| ウイスキー | 331,927 | 1.8 | 252,213 | 1.8 | 160,376 | 1.8 | 110,393 | 1.0 | 67,116 | 62,521 | 70,655 | 80,602 | 1.0 | -2.1 | | | | | | | |
| ブランデー | 12,317 | 0.3 | 20,043 | 0.3 | 28,926 | 0.3 | 23,814 | 0.2 | 7,535 | 6,123 | 5,601 | 5,398 | 0.1 | -9.7 | | | | | | | |
| 発泡酒 | - | - | - | - | - | - | 205,369 | 17.6 | 1,683,086 | 1,374,096 | 1,140,634 | 961,105 | 11.3 | - | | | | | | | |
| その他の醸造酒 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 779,496 | 744,990 | 716,619 | 8.5 | - | | | | | | | |
| スピリッツ | 6,957 | 0.5 | 30,926 | 0.5 | 42,051 | 0.5 | 23,089 | 0.2 | 74,665 | 208,711 | 256,458 | 292,272 | 3.4 | 31.0 | | | | | | | |
| リキュール | 23,152 | 1.4 | 89,935 | 1.4 | 131,113 | 1.4 | 233,129 | 4.1 | 743,024 | 1,270,033 | 1,574,816 | 1,745,103 | 20.6 | 16.0 | | | | | | | |
| 雑酒等 | 1,075 | 0.1 | 8,293 | 0.1 | 5,512 | 0.1 | 3,485 | 0.0 | 1,036,014 | 1,633 | 1,650 | 1,524 | 0.0 | -7.3 | | | | | | | |
| 合計 | 6,757,983 | 100.0 | 7,393,896 | 100.0 | 9,065,845 | 100.0 | 9,567,899 | 100.0 | 9,196,627 | 8,726,331 | 8,589,049 | 8,471,828 | 100.0 | -1.3 | | | | | | | |

(備考) 1 本表は、国税庁「酒のしおり」、酒税課税状況表(速報)による。

2 各欄ごとに端数処理を行っているため、縦計については符合しない。

(出典：日本ワイナリー協会ホームページ)

2-4. リスク分担の検討

PFI事業において協定等の締結の時点では、選定事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。

選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

公共施設等の管理者等と選定事業者は、協定等において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することに留意する必要がある。

●リスクの分担方法

リスクの分担方法としては、

- ①公共施設等の管理者等あるいは選定事業者のいずれかが全てを負担
- ②双方が一定の分担割合で負担（段階的に分担割合を変えることがあり得る）
- ③一定額まで一方が負担し、当該一定額を超えた場合①又は②の方法で分担
- ④一定額まで双方が一定の分担割合で負担し、当該一定額を超えた場合①の方法で分担

といった方法が考えられる。リスクが顕在化した場合の必要となる追加的支出の分担の方法を、当該者がリスクが顕在化した場合に負担し得る追加的支出の負担能力はどの程度かも勘案しつつリスクごとに検討する。

●リスクの要素

①調査、設計に係るリスク

選定事業に測量若しくは地質等調査又は設計（以下「設計等」という。）の一部又は全部が含まれる場合に、「測量・調査等の瑕疵」「設計等の完了の遅延」、「設計変更等による約定金額の超過」等が主なものとして想定される。

②建設に係るリスク

選定事業に建設の一部又は全部が含まれる場合に、「工事費用の約定金額の超過」、「工事の完成の遅延」、「工事に関連して第三者に及ぼす損害」等が主なものとして想定される。

③維持管理・運営に係るリスク

選定事業に維持管理・運営の一部又は全部が含まれる場合に検討を要し、「事業内容・用途の変更」、「施設の損傷」、「維持管理・運営に係る事故」等が想定される。

以上を踏まえ、PFI事業におけるリスク分担を検討すると次表の通りとなる。

①共通リスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|-------------------|--|---|----|----|
| 募集リスク | 入札説明書等の誤り, 内容の変更等 | ○ | | |
| 資金調達リスク | 必要な資金の確保 | | ○ | |
| 法制度リスク | 法制度の新設, 変更による費用増加 | | | ○ |
| 税制度リスク | 法人税等収益関係税の変更 | | ○ | |
| | 上記以外の変更 | ○ | | |
| 金利リスク | 建設・運営期間中の金利変動による費用の増加 | | ○ | |
| 資金調達リスク | 必要な資金の確保に関すること | | ○ | |
| 物価リスク | 建設期間中の物価変動に起因する費用の増加 | | ○ | |
| | 運営期間中の物価変動に起因する費用の増加 | ○ | | |
| 許認可リスク | 市が取得すべき許認可の遅延による費用増加 | ○ | | |
| | 民間事業者が取得すべき許認可の遅延による費用増加 | | ○ | |
| 住民対応リスク | 市の提示条件に関する地域住民等の要望活動・訴訟に起因する事業の遅延による費用増加 | ○ | | |
| | 民間事業者による調査, 設計, 建設, 運営に関する住民の反対運動, 訴訟等が生じた場合の費用増加 | | ○ | |
| 第三者賠償リスク | 市の責めによる賠償責任 | ○ | | |
| | 民間事業者の責めによる賠償責任 | | ○ | |
| 不可抗力リスク | 戦争, 風水害, 地震等, 第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの | | | ○ |
| 事業の中止・延期に関するリスク | 市の指示, 議会の不承認による事業の中止・延期 | ○ | | |
| | 事業者の事業放棄, 破綻によるもの | | ○ | |
| 構成員のリスク | 構成員及び協力会社の事情に起因する事業悪化 | | ○ | |
| 下請け事業者管理責任に関するリスク | PFI事業者が発注する契約の管理・内容変更等 | | ○ | |
| 環境の保全に関するリスク | 事業の実施が騒音や水質汚濁, 大気汚染, 振動, 風害等環境に及ぼす影響への対策 | | ○ | |
| 契約締結リスク | 契約が未締結又は遅延 | | | ○ |

②調査・設計リスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|-------------|---------------------------------------|---|----|----|
| 都市計画に関するリスク | 都市計画決定の遅延・不成立に起因する事業の遅延 | | ○ | |
| 測量・調査リスク | 市が実施した測量・調査の誤りに起因する再調査費の負担 | ○ | | |
| | 民間事業者が実施した測量・調査の誤りに起因する再調査費の負担 | | ○ | |
| 設計遅延リスク | 市の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | ○ | | |
| | 民間事業者の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合 | | ○ | |
| 設計変更リスク | 設計の合意後に市の指示, 変更により設計変更したことによる工事費用等の増加 | ○ | | |
| | 民間事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合 | | ○ | |
| 工法欠陥リスク | 技術, 工法等の欠陥による被害 | | ○ | |

③建設リスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|----------|--------------------------|---|----|----|
| 用地リスク | 建設に関する資材置場の確保 | | ○ | |
| | 地中障害物, 土壌汚染 | ○ | | |
| 工事費増大リスク | 市の要請による費用超過, 建設遅延による費用超過 | ○ | | |
| | 埋蔵文化財調査費用の増加 | | ○ | |
| | 上記以外のもの | | ○ | |
| 工事遅延リスク | 市の要請による工事の遅延又は完工しない場合 | ○ | | |
| | 埋蔵文化財の調査による工事遅延 | | ○ | |
| | 上記以外のもの | | ○ | |
| 性能リスク | 要求水準不適合(施工不良を含む。) | | ○ | |
| 一般的損害リスク | 工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害 | | ○ | |

④維持管理リスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|------------|--------------------------------|---|----|----|
| 瑕疵リスク | 隠れた瑕疵の担保責任 | | ○ | |
| 維持管理コストリスク | 維持管理費が予想を上回った場合(物価変動によるものは除く。) | | ○ | |
| 設備更新リスク | 設備更新費が予想を上回った場合(物価変動によるものは除く。) | | ○ | |
| 性能リスク | 要求水準不適合(施工不良を含む。) | | ○ | |
| 仕様変更リスク | 市の要請による運営期間中の仕様の変更 | ○ | | |
| 施設損傷リスク | 施設の劣化に対して適切な措置が講じられなかったことに起因 | | ○ | |
| | 市の責めによる事故・火災等 | ○ | | |
| | 民間事業者の責めによる事故・火災等 | | ○ | |
| | 第三者による施設の損傷 | | | ○ |

⑤運営リスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|------------|--|---|----|----|
| 計画変更リスク | 市の要請による事業内容・用途の変更 | ○ | | |
| 支払遅延リスク | 市からのサービスの対価の支払遅延・不能 | ○ | | |
| 性能リスク | 要求水準不適合 | | ○ | |
| 利用者への対応リスク | 施設内における事故の発生 | | | ○ |
| | 施設利用者からの苦情, 訴訟 | | | ○ |
| 運営コスト増大リスク | 市及び運営協議会の要請による事業内容の変更等に起因する業務量及び運営費の増加 | ○ | | |
| | 上記以外の要因による業務量及び運営費の増加(物価変動によるものは除く。) | | ○ | |

⑥終了時のリスク

| リスク項目 | リスクの概要 | 市 | 民間 | 分担 |
|--------------|-------------------------------------|---|----|----|
| 終了時の手続き関連リスク | 事業期間終了時における要求性能水準の保持 | | ○ | |
| | 事業の終了時の手続きに関する諸費用の発生及び事業会社の精算に必要な費用 | | ○ | |

2-5. 民間事業者参入可能性の検討

1) 大平産ブランドワインの生産について

現在、大平町ぶどう組合青壮年部において、メルローとベリーAの2種類のワイン用ぶどうが作られている。

これらのワイン用ぶどうは、現在、民間ワイナリーに全て納入されている。納入量が10 t あれば、民間ワイナリーで大平産ブランドのワインの醸造が可能となっている。

現在、大平町ぶどう組合青壮年部の生産している畑（1 h a）は、全て収穫できれば、年間7～8 t の収穫が可能な規模である。

このため、残りの2～3 t 分の畑と人材が確保されれば、大平産ブランドのワインの醸造が可能となっている。

2) ワイナリーの整備について

平成20年に旧大平町でワイナリーに関わる事業への参入の可能性について、民間企業等へ「太平山南山麓広域交流拠点整備手法検討に係るアンケート調査」を実施している。

その中で、参入の可能性（意欲）のある企業から、以下のような望ましいと考えられる事業形態が示されている。これらの要件がクリアされていけば、民間の参入の可能性は期待できる。

①民間活力を活用した事業として望ましいと思われる「事業方式」

○PFI方式（BTO）

- ・BTOが望ましい。民間資金の活用及び金融機関の関与による事業の採算性・安定性・確実性が担保される。

②民間活力を活用した事業として望ましいと思われる「事業範囲」

○選定された事業者が、施設の建設、維持管理及び運営を行う。

- ・今回の事業では、民間活力を活用した運営の安定化が不可欠である。多くのノウハウを持つ経験豊かな民間事業者が参画する形が望ましい。

③民間活力を活用した事業として望ましいと思われる「業務期間」

○15年

- ・大規模修繕を含まない15年が望ましい。

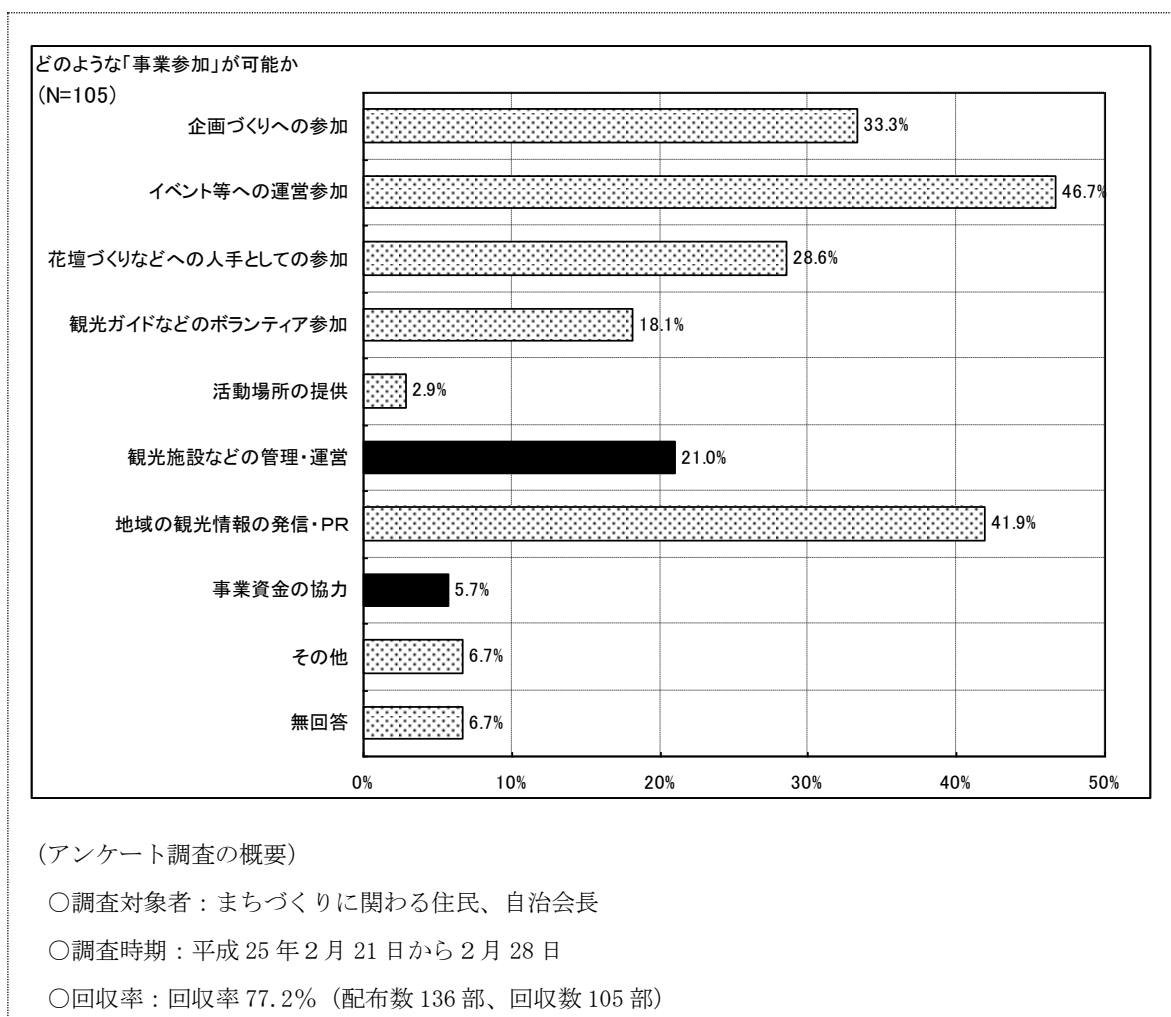
④リスク分担への意見

- ・民間への過度なリスク分担は、参画意欲を低下させる。適切なリスク分担及び民間事業者のリスクを低減し、事業の安定性が向上するような行政の支援策を考慮することが望まれる。

3) 地域の事業への参加意向

本調査において、まちづくりに関わる住民や自治会長を対象にアンケート調査を実施した。

地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能か聞いたところ、「観光施設などの管理・運営」が21.0%、「事業資金への協力」が5.7%を占めており、事業への参加・協力が期待される。



2-6. VFMの概算

PFI事業の事業対象となるワイナリーの整備・運営について、VFM[※]の概算を行う。

※VFM(Value for Money)はPFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のこと。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

VFMの概算には、国土交通省総合政策局官民連携政策課で公表されている「VFM簡易計算ソフト」を用いて以下の条件で計算を行った。

■ VFM事業可能性評価に用いた条件

| 項目 | | 条件 | 備考 |
|-----------------|------------|----------------|--------------------------------|
| 事業主体 | | 栃木市 | |
| 事業方式 | | BTO方式 BOT方式 | 2つの方式で計算 |
| 事業期間 | 施設整備期間 | 1年 | 事例(PFI事業：指宿市道の駅、 長野市温泉)より設定 |
| | 維持管理期間 | 15年 | |
| 施設整備費用(総額) | | 3億3千万円 | 事例から設定 |
| 施設整備費用等の期間按分比率 | | 100% | 整備期間1年として設定 |
| 維持管理費用(年間) | | 4,500万円 | ヒアリングにより設定 |
| PFI費用 削減率(%) | 施設(改修)整備費用 | 13% | ※参照(中間値を設定) |
| | 維持管理費用 | 13% | |

※ PFI費用削減率

- 費用削減率は、民間事業者の創意工夫、ノウハウの活用などにより削減が見込める場合の削減比率を表す。設定数値はパラメーターとして感度分析することが望まれる。過去のPFI事業の入札結果によれば30%程度の削減率が認められるケースもあるが、特定事業認定時には5%から20%程度の数値が用いられている。

概算の結果、PFI手法の導入によって、従来方式における公共の財政支出に比べ、BTO方式では約1.2億円(約14.3%)、BOT方式では約9千万円(10.5%)のVFM(コスト削減効果)が発揮される。

ケース1：BTO方式

■ 算定結果

公的財政負担の削減結果

| | | |
|------------------------------------|-----------|----|
| PFIを導入した場合に、公共が民間に支払うサービスの対価 | 1,037,274 | 千円 |
| (内訳) 割賦原価の支払額(元本+利息分) | 397,538 | 千円 |
| その他のサービス対価 | 639,736 | 千円 |
| <hr/> | | |
| (A) PSC：従来型(公共が直接実施する場合)のコスト(現在価値) | 838,309 | 千円 |
| (B) PFI-LCC：PFI方式で実施する場合のコスト(現在価値) | 718,368 | 千円 |
| (C) VFM：財政負担削減額(A-B) | 119,941 | 千円 |
| 財政削減率(C/A*100) | 14.31 | % |

民間事業者の事業可能性

| | |
|-----------------|------------|
| PIRR | 3.80% |
| DSCR【優先ローン】(平均) | 1.10 |
| DSCR【優先ローン】(最低) | 1.10 (参考値) |
| EIRR | 6.22% |
| LICR【優先ローン】 | 1.15 |

PFI方式の場合に支払う対価(名目額)

| | 事業期間計 | 最大値 (大規模修繕年次を除く) |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 施設整備費相当額 | | |
| 国庫補助金等充当額 | 0 | 0 |
| 割賦対価【補助金等充当額除く】 | 289,968 | 24,625 |
| 割賦手数料 | 93,072 | 911 |
| 計 | 383,040 | 25,536 |
| 大規模修繕費相当額 | 0 | 0 |
| 維持管理費相当額 | 609,272 | 40,618 |
| 上記に係る消費税等 | 44,964 | 3,262 |
| 合計 | 1,037,276 | 69,416 |

ケース2：BOT方式

■ 算定結果

公的財政負担の削減結果

| | | |
|------------------------------------|-----------|----|
| PFIを導入した場合に、公共が民間に支払うサービスの対価 | 1,083,852 | 千円 |
| (内訳) 割賦原価の支払額(元本+利息分) | 413,286 | 千円 |
| その他のサービス対価 | 670,566 | 千円 |
| <hr/> | | |
| (A) PSC：従来型(公共が直接実施する場合)のコスト(現在価値) | 838,309 | 千円 |
| (B) PFI-LCC：PFI方式で実施する場合のコスト(現在価値) | 750,449 | 千円 |
| (C) VFM：財政負担削減額(A-B) | 87,860 | 千円 |
| 財政削減率(C/A*100) | 10.48 | % |

民間事業者の事業可能性

| | |
|-----------------|------------|
| PIRR | 4.11% |
| DSCR【優先ローン】(平均) | 1.10 |
| DSCR【優先ローン】(最低) | 1.10 (参考値) |
| EIRR | 8.39% |
| LICR【優先ローン】 | 1.15 |

PFI方式の場合に支払う対価(名目額)

| | 事業期間計 | 最大値 (大規模修繕年次を除く) |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 施設整備費相当額 | | |
| 国庫補助金等充当額 | 0 | 0 |
| 割賦対価【補助金等充当額除く】 | 301,456 | 25,600 |
| 割賦手数料 | 96,757 | 947 |
| 計 | 398,213 | 26,547 |
| 大規模修繕費相当額 | 0 | 0 |
| 維持管理費相当額 | 638,634 | 42,576 |
| 上記に係る消費税等 | 47,004 | 3,409 |
| 合計 | 1,083,851 | 72,532 |

参考) 事業方式の概要

| 項目 | P F I | |
|---------|---|---|
| | B T O (Build Transfer Operate) | B O T (Build Operate Transfer) |
| 事業方式の概要 | 民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。 | 民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。 |
| 発注方法 | 行政が作成したサービスの要求水準に基づき、民間事業者の提案で設計・建設・運営・維持管理を行う一括発注。(全事業期間に及ぶ契約) | |
| 計画主体 | 市 | 市 |
| 用地確保 | 市 | 市 |
| 資金調達 | 民間 | 民間 |
| 実施設計 | 民間 | 民間 |
| 施設建設 | 民間 | 民間 |
| 施設所有権 | 市 | 民間 |
| 施設運営 | 民間 | 民間 |
| 施設所有権譲渡 | 施設完成時 | 事業終了時 |

P F I の代表的な事業方式としては、B O T と B T O があげられる。2 つの事業方式の基本的な違いは、B O T が P F I 事業期間終了後に施設の所有権を民間から公共に移転するのに対し、B T O では、施設の建築後直ちに移転するという点にある。

B O T では施設所有に関する P F I 事業者へのリスク移転が確実に行われるとともに、B T O より施設の運営・維持管理において P F I 事業者の創意工夫を引き出しやすいというメリットがある。しかし一方で、固定資産税や都市計画税などの税金の負担が新たに発生するとともに、場合によっては国からの補助金が適用されないことも考えられる(関係省庁との個別協議が必要となる)。

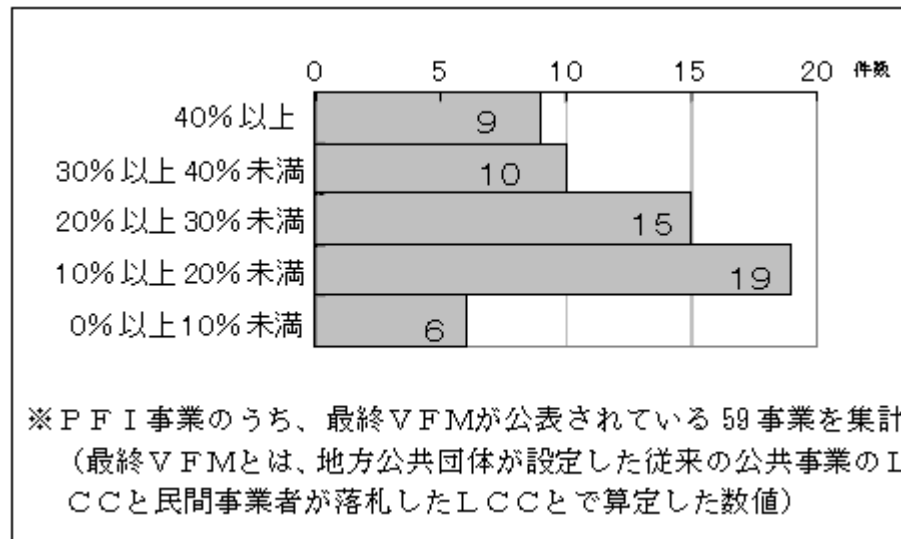
B O T と B T O の選択にあたっては、リスク移転の度合い、税金負担による影響、補助金適用の可否などを総合的に勘案し、V F M への影響を考慮したうえで決定する必要がある。

| | | |
|----------------|-------------------|------------------|
| B (Build) = 建設 | T (Transfer) = 移転 | O (Operate) = 運営 |
|----------------|-------------------|------------------|

参考) VFMの実績

下図にあるようにVFMの実績は10%台が多いが、何%以上出ればよいという決まりはなく、先行事例の(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業(仙台市)のように、PFI導入による定量的な評価だけで判断せず、定性的なメリットを高く評価して、総合的にVFMが出ると判断し、PFI事業とした例もある。

PFI導入可能性調査で、PFI事業で行うかどうかを判断する際には、定量的な評価だけでなく、PFIとした場合のメリット・デメリットを総合的に考えてVFMが出るかどうか判断する。



(出典：内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)ホームページPFI事業導入の手引き)

第4章 今後の検討事項

地域運営組織を核とした官民連携による太平山麓エリアの観光拠点まちづくりを推進するためには、以下の検討が今後必要となる。

①地域運営組織の設置について

- ・地域運営組織の組織形態（協議会、法人化等）の検討
- ・地域運営組織の運営主体となる人材・団体の選定
- ・地域運営組織の設立および当面の活動費の確保
など

②交流拠点施設「かかしの里」の改修について

- ・交流拠点施設の運営主体の選定
- ・金融機関からの融資を受けるための事業あり方
- ・レストラン事業者を誘致するための施設改修のあり方、改修費の確保
- ・レストラン事業者の誘致のためのインセンティブの検討（施設の無償、安価による貸出等）
など

③ワイン・ワイナリー事業について

- ・ワイン用ぶどうのロットの確保（作付拡大）に向けた地域の協力体制
- ・耕作放棄地でのワイン用ぶどう生産の方法（農業生産法人による作付け等）
- ・大平ブランドワインの醸造先について（民間ワイナリーへの委託等）
- ・自前のワイナリー建設に向けた事業化の検討（PFI事業等）、財源の確保
など

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査

報告書 (支援業務編)

平成 25 年 3 月

栃 木 市

～ 目 次 ～

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 社会潮流資料やデータの収集・分析・提供 | 1 |
| 第2章 検討委員会の運営支援 | 3 |
| 1. 第1回検討委員会 | 4 |
| 2. 第2回検討委員会 | 12 |
| 3. 第3回検討委員会 | 22 |
| 4. 特別委員会 | 33 |
| (1) 現地調査・ヒアリング調査の実施 | 33 |
| 第3章 庁内検討会議等の運営支援 | 38 |
| 第4章 市民アンケート調査の支援 | 41 |
| 1. 調査概要 | 41 |
| (1) 調査の趣旨 | 41 |
| (2) 調査対象 | 41 |
| (3) 調査時期 | 41 |
| (4) 回収率 | 41 |
| (5) アンケート調査票 | 42 |
| 2. アンケート調査結果 | 44 |
| (1) 回答者の年齢層 | 44 |
| (2) 回答者の大平町との係わり | 44 |
| (3) 地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」するか。 | 45 |
| (4) 地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えるか。 | 48 |
| (5) 地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能か。 | 51 |
| (6) 事業を展開する場合、国・県・市などにどのような「役割」を求めるか。 | 54 |
| (7) 太平山麓エリアの地域活性化に向けた意見・要望（自由記述） | 57 |
| 第5章 関係団体調整の支援 | 60 |
| (1) 足利銀行 | 60 |
| 第6章 専門調査業務 | 61 |
| おわりに | 62 |

第1章 社会潮流資料やデータの収集・分析・提供

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査に必要な社会潮流資料のデータ収集、分析、提供を行った。成果は、「太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査報告書」の以下の章等（四角枠）に整理した。

「太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査報告書 ～目次～」

第1章 調査の内容

1. 調査の目的
2. 調査概要
 - 2-1. 検討の視点
 - 2-2. 検討の概要

第2章 地域を包括管理していくための官民連携のあり方の検討

1. 太平山麓エリアの特性

1-1. 太平山麓エリアの特性

(1) 自然環境

(2) 社会環境

(3) 栃木市の観光（太平山麓周辺）

1-2. 上位関連計画における位置づけ

(1) 栃木県重点戦略 2011～2015 新とちぎ元気プラン

(2) 栃木市総合計画

(3) 太平山南山麓広域交流拠点整備基本計画（平成18年3月）

2. 地域を包括管理する官民連携のあり方の検討

- 2-1. 基本的な考え方
- 2-2. 地域を包括管理する官民連携スキーム
- 2-3. 交流拠点施設「かかしの里」での事業フレーム

2-4. 太平山麓エリアのネットワーク化を図る仕組みづくり

2-5. 施設の包括管理と一体となったソフト事業

3. 首都圏、市内の主要観光資源との連携のあり方の検討

- 3-1. 首都圏や他の観光地からの楽しみ方、過ごし方の提案
- 3-2. エリア内観光施設の受け入れ体制の検討

4. ワイン用ぶどうの作付け拡大に資する耕作放棄地の活用の検討

4-1. 現状把握

- 4-2. 空き地の流動化の検討

第3章 ぶどうを核とした地域振興のための拠点施設の事業スキームの検討

1. 前提条件の整理

1-1. 先行事例調査

(1) ワイン特区

(2) ぶどうを核とした交流拠点施設等の取組事例

(3) PFIによる交流拠点等の整備事例

1-2. PFI事業に関する法制度、税制度、各種助成制度の洗い出し

(1) PFI事業に係る支援措置等について

(2) PFI事業への補助金の適用について

(3) PFI事業への交付税措置について

(4) SPCに課される税金について

2. PFI適用可能性のある事業の検討

2-1. PFI事業の対象とする事業範囲の検討

2-2. ワイナリーの施設整備及び維持管理・運営方針の検討

2-3. ワイナリーの事業スキームの検討

2-4. リスク分担の検討

2-5. 民間事業者参入可能性の検討

2-6. VFMの概算

第4章 今後の検討事項

第2章 検討委員会の運営支援

太平山南山麓観光拠点まちづくり検討委員会の運営に関する業務を行った。

①検討委員会委員名簿

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|--------|-------|----------------------|
| 委員長 | 小浪博英 | 帝京平成大学 教授 |
| 委員 | 松園俊志 | 東洋大学 教授 |
| 委員 | 杉田康夫 | 大平町観光ぶどう園協議会 会長 |
| 委員 | 岩崎勝 | 大平町ぶどう組合 組合長 |
| 委員 | 松本芳夫 | 大平町ぶどう組合青壮年部 代表監事 |
| 委員 | 稗田真純 | NPO 自然と人間の森おおひら |
| 副委員長 | 小林明彦 | NPO 太平山南山麓友の会 理事長 |
| 委員 | 阿部勝彦 | 大平町商工会 副会長 |
| 委員 | 清田照子 | 栃木市観光協会 理事 |
| 委員 | 片柳登 | 大平町観光協会 会長 |
| 委員 | 新初浩亮 | 下野農業協同組合大平地区営農経済センター |
| 委員 | 菊池正浩 | 足利銀行大平支店 支店長 |
| 委員 | 瀧澤憲昭 | 足利銀行地域振興部 |
| 委員 | 赤羽根正夫 | 栃木市 総合政策部長 |
| 委員 | 小島誠司 | 栃木市 産業振興部長 |
| 委員 | 佐藤理希 | 栃木市 都市建設部長 |
| 委員 | 須藤善司 | 栃木市 大平総合支所次長 |
| オブザーバー | 司波寛 | (社) 国土政策研究会 理事 |
| オブザーバー | 永田正一郎 | (社) 国土政策研究会 役員 |

②検討委員会開催経過

| | |
|----------|---------------|
| 第1回検討委員会 | 平成25年1月30日(水) |
| 第2回検討委員会 | 平成25年2月13日(水) |
| 第3回検討委員会 | 平成25年2月18日(月) |
| 第4回検討委員会 | 平成25年3月7日(木) |

1. 第1回検討委員会

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会

(第1回)

議 事 次 第

日時：平成25年1月30日（水）

17：00～19：00

場所：栃木市大平総合支所 別館 大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 委員長選任

5. 資料説明

6. 討議

(1) 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりのあり方について

7. 次回スケジュール

8. 閉会

【配布資料】

資 料 1：検討委員会委員名簿

資 料 2：太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業の概要

資 料 3：スケジュール表

資 料 4：平成17年度調査の主な提案内容

【第1回委員会の意見のまとめ】

事業の実現化に向けた意見

- ・民間資金の導入をどうするかを具体的に決めることが必要。
- ・ハードの整備など新しいものを作っていく場合には、事業のリスクを誰がとるのかを明確にすることが必要。
- ・事業の実現化のために PPP（PFI）などのいくつかの方向を示すことが必要。

特定目的会社による包括管理に関連した意見

- ・大平には宿泊施設がないため、宿泊施設をつくって、市外から人を呼び込むことが必要。
- ・拠点となる食事や買い物ができる場所があれば、拠点を中心にして色々な所から人が集まって来る。
- ・食事の場は、観光客を呼ぶとともに地域住民のための場所としても重要。栃木市、大平、岩舟の特産物を集めて、総合して良い食べ物を提供することが重要。
- ・地域にある歴史民俗資料館、戸長屋敷なども活かしていくことが必要。
- ・NPO 太平山南山麓友の会で、かかしの里の管理、遊歩道の整備などを行っている。
- ・フィールドアスレチックに多くの利用があるが、ひとつの施設で食事・宿泊まですべて抱え込むのは難しい。
- ・2010年頃から大平町ぶどう組合青壮年部の有志でワイン専用種を栽培。ワイン特区などにより、小さなワイナリーから始める方向もある。
- ・足利市に全国的に知られたココファーム・ワイナリーがあり、差別化が必要。ココファーム・ワイナリーは、ぶどうを輸入してワインをつくっているため、大平では、地元でとれたぶどうのみを使うワインとすれば、差別化が図れる。

施設の包括管理と一体となったソフト事業に関連した意見

- ・1日ゆっくりしてもらえば、ぶどうの摘み取りや、ぶどうの料理を体験させる。
- ・ぶどうを中心とした農業体験やクワガタ取りなど子ども達が満足できる体験を提供することが重要。
- ・子どもをターゲットにスポーツクラブや、地元の子供と関わっている施設との連携も含めて、スポーツ・アウトドアの普及・啓発で新しい大平の可能性を広げていく。

主要観光拠点との観光ネットワークに関連した意見

- ・プラッツおおひらから南山麓へのルートができて、まちづくりとして商業施設が出来ることが望まれる。
- ・渡良瀬遊水地、岩舟との回遊性コースも重要なポイントとなる。
- ・蔵の街に来られた観光客を大平町に回遊性を持って呼び込む要素は沢山ある。
- ・高速を使って来る人は栃木 I C で降りて、栃木観光をして大平町で食事をして、佐野 I C から帰る。北関東自動車道が開通したので、日帰り新潟、長野から客が来ている。

- ・山、田んぼ、川があるのは昔の田舎の風景は、首都圏からの観光客を呼び込むための資源となる。
- ・かかしの里、岩舟、藤岡、栃木を結んで桜などの季節毎に花を見に来る客を呼び込むことも重要である。
- ・住民に自分の住んでいるところのすばらしい場所を知ってもらい、来訪者に紹介できる仕組みがあれば、都会の人などに癒しが提供できる。
- ・大平の南山麓にぶどう畑、小道、トレッキングルート、山の散策、頂上の眺望（日光の山々、浅間山、富士山、スカイツリー、筑波山）、フィールドアスレチック、マラソン、サイクリング、藤岡（カヌー）など、全体的に東京から1時間で来て遊べる場所がぶどうの里であることを気づいてもらう。

- 太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会（第1回）会議録
- 平成25年1月30日（木）
- 栃木市大平総合支所別館大会議室

【討議内容】

（阿部委員）

- ・商工会としてまちづくりに期待している。
- ・プラッツおおひらから南山麓へのルートができて、まちづくりとして商業施設が出来れば良いと考えている。
- ・かかしの里の眺めはよいが、大平には宿泊施設がない。宿泊施設をつくって、街の活性化とともに、市外から人を呼び込んで欲しい。

（清田委員）

- ・栃木の観光ボランティアを25年している。25年前、蔵の街にいかにも客に来てもらうかで苦労した。
- ・蔵の街に来られた方を大平町に回遊性を持って呼び込む要素は沢山あると感じた。
- ・栃木に来る人は1～2時間である。栃木に来る前に外で食事をしてくる。栃木で観光したあと外で食事をする。
- ・高速を使って来る人は栃木ICで降りて、栃木観光をして大平町で食事をして、佐野ICから帰る。北関東自動車道が開通したので、日帰りでも新潟、長野から客が来ている。
- ・昼食ができる場所があると良いと考える。
- ・日光、鬼怒川が近いので、そこからの客が多い。80%ぐらい。
- ・1日ゆっくりしてもらえば、ぶどうの摘み取りや、ぶどうの料理を体験させる。
- ・山、田、川があるのは昔の田舎の風景である。栃木に来るのは首都圏の客のため、大平町に呼び込める要素はたくさんある。

（片柳委員）

- ・43件の提案がある中で、観光協会としては、特に、渡良瀬遊水地、岩舟との回遊性コースも重要なポイントと感じる。
- ・大平では、春は桜が満開になり、運動公園の近くに桜並木（1km）がある。それを、かかしの里、岩舟、藤岡、栃木（桜並木）を結んで季節毎に花を見に来る客は重要な要素のひとつと考える。
- ・43件の事業を進めるには、民間資金の導入をどうするかを具体的に決めていかないと、事業の順序を含めて、事業の成功にかかっている。
- ・プラッツおおひらは、委託を受けて3年後に株式会社にした。商工会議所（95%）と民間で出資した。スタートの時点でどのように資金集めをするか、企業体を作るかが重要と考える。
- ・栃木市、大平、岩舟、藤岡が連携し、回遊できることが望ましいと考える。

(新初委員)

- ・ぶどうを中心とした農業体験など子ども達が来たいと思う体験ができれば思う。クワガタ取りなど子ども達が喜ぶものがあったとしても良いと考える。

(菊池委員)

- ・大中寺、清水寺、ぶどう団地、歴史民俗資料館、戸長屋敷などすばらしいところがあるが、日曜日の秋口に行ったがほとんど人がいなかった。
- ・ぶどう団地の中に拠点となる食事や買い物ができる場所があれば、拠点を中心にして色々な所から人が集まって来ると思う。
- ・栃木市に勤務していた時に大平に来ていたが、このすばらしい場所があること知らなかった。
- ・PRをうまくしていく方法、食事や買い物ができる拠点があればよい。また、歴史民俗資料館、戸長屋敷はすばらしいが活かし切れていないので活用が必要と考える。

(瀧澤委員)

- ・県内全域の足利銀行で主要観光地情報交換会を2カ月に1回ほど開催している。
- ・その中で、オール栃木の中で宿泊日数を1日でも2日でも増やしていこうという取組を行っている。その中でソフト的な連携であれば手伝えることもある。
- ・ハードの整備など新しいものを作って行く場合には、事業のリスクを誰がとるのかという難しい問題と考える。リスクの所在によっては、銀行としてどこまで手伝えるか短期間では判断できない。いくつかの方法があるという方向であれば手伝えることも可能。その中で、PPP（PFI）がひとつ可能性があると考えている。

(小林委員)

- ・南山麓の市から事業委託も含めてかかしの里の管理、遊歩道の整備、43の事業のうち20くらいは手をつけている。
- ・平成18年に検討した中から資金をかけなくてもできることは、会員（60数名）で始めている。
- ・平成18年に住民に話をしたが、熱は冷めぎみであるため、再度盛り上げていきたい。
- ・前回はポテンシャルが大きいと言われたが、ポテンシャルの活かし方がわからない。

(稗田委員)

- ・フィールドアスレチックを運営している。客の声として、食事・宿泊に関する問い合わせを多く聞かれる。フィールドアスレチックで食事・宿泊まですべて抱え込むのは難しい。
- ・それぞれの得意分を連携することで大平が賑やかになれば良いと考える。
- ・住民を巻き込めば、沢山の知恵や協力を得られ、大きな力になる。住民に自分の住んでいるところのすばらしい場所を知ってもらい、来訪者に紹介できる仕組みがあれば、都会の人などに癒しが提供できるのではと考える。

(松本オブザーバー)

- ・大平と言えばぶどうが第1にある。ぶどうをいかに活かすかが大きなテーマである。
- ・子どもの興味・関心を引くことが重要と感じる。新しい自然活動、アウトドア活動は、気軽にできて、楽しくリフレッシュして帰ることが重要となっている。
- ・子どもに楽しい、また来たいと思わせることが重要で、引率で来る親も含めてリピーターに繋がる。
- ・また、子どもをターゲットにスポーツクラブや、地元の子どもと関わっている施設との連携も含めて、スポーツ・アウトドアの普及・啓発で新しい大平の可能性を広げていく。
- ・アスレチックには若い女性も多く、若い女性がいると施設も華やかになる。こうした人に楽しんでいただき、リピーターとしていくことも重要である。
- ・観光として、外部の人を呼び込むには、地元住民が地域の良さを知って、アピールしていくことが重要である。地域住民のアイデアを参考にしながら日々の運営、発信ができればと考える。

(司波オブザーバー)

- ・食事の提供と宿泊は、地域独自のものを開発して欲しい。
- ・栃木市、大平、岩舟の特産物を集めて、総合して良い食べ物を提供してほしい。
- ・宿泊に関して、温泉街が寂れたのは同じようなサービスで、雑魚寝をさせたからである。都市のホテルではできない宿泊空間を提供できれば良い。大平の自然風土、地形を馴染んで良い客、お金を落とす客が来るのではないか

(杉田委員)

- ・ドイツのニッテルの町のイメージがここにもあると思う。小さなワイナリー、ぶどう畑がいっぱいあり、川が流れる。
- ・ドイツと同じ環境が大平にもある。小規模でも良いので、ワイナリーを地元で作って欲しい。ブドウの里にワイナリーはごく当たり前にあるもの。大平の南山麓にぶどう畑、小道、トレッキングルート、山の散策、頂上の眺望（日光の山々、浅間山、富士山、スカイツリー、筑波山）、フィールドアスレチック、マラソン、サイクリング、藤岡（カヌー）など、全体的に東京から1時間で来て遊べる場所がぶどうの里であることを気づいてもらう。
- ・東武鉄道の浅草、北千住の横断幕でPRをしている。客が来たくなるような所、箱ものではなく、全体的に地域が良い（ワイナリー、畑がある）ということが必要ではないか。

(岩崎委員)

- ・ここ数年、ぶどう組合の人から大平の南山麓の話はいつできるのか、幾らかけたらできるのかと聞かされる。
- ・客さんが感激し、自宅へ帰って良かったなという場所を設定するのはよいが、早く実現して欲しい。
- ・食事はかかしの里にあったが、客が来なくて締めてしまった。食事の場は、客を呼ぶとともに地域の方のための場所としても重要である。

- ・事業を行うにあたってリスクはどこが持つのか。これがネックで先へ進まないのではないのか。選択肢の中で良い方法があればと思う。

(松本委員)

- ・那須のワイナリーに大平の巨峰を持って行って、おおひら巨峰ワインを販売してきた。
- ・ただし、巨峰からはおいしいワインはできない。
- ・2005年にぶどう組合の青壮年部で、ワイン専用種ができないかということで、町から産業奨励資金を受けて約30アールに5種類のワイン専用種をためした。5年間をかけて大平町にあう種を探し、2種類がワイン専用種としてあった。2010年から青壮年部の有志でワイン専用種を育てている。共同の畑と個人の畑(4名)でワイン専用種を生産している。
- ・平成17年度の計画でPFIを検討したが、規模が大きかったため、VFMで利益を上げることができないとの結果となった。
- ・小さなワインは認可で難しい。認可には最低ロットが6kl必要であるが、長野県ほかワイン特区として、農家が自分のところで取れたぶどうでワインを作って販売している。
- ・大平でも小さなワイナリーから始めても良いのではないかと。

(小島委員)

- ・1市4町が合併し、栃木市全体の観光基本計画を出す予定である。各地域が持つ観光資源をどのように活用し、結びつけていくかを盛り込む計画である。
- ・大平ではワイナリーが目玉となると考えるが、足利市にココファーム・ワイナリーがある。全国的にも知られており、これとの差別化が必要である。

(須藤委員)

- ・1市4町の合併方式は総合支所方式で、各地域の特性を活かすため、大平には総合支所がある。
- ・合併前に産業振興課で計画していたが実現にいたらなかったが、ワイナリーについては市長の思いもあり、各方面の方のまちづくりのノウハウに期待したい。

(安徳課長)

- ・多角的な考えから、方向性が出れば良いと考えている。

(国政研・岩井会長)

- ・事業の実現のためには、リスクの話があり、民間企業を入れるには、儲かる計画でないと民間は金を出さない。
- ・いかに儲かるかを提案しない限り、PFIには馴染まない。
- ・いかにお客さんが来て儲かるかが重要である。金をかけないで、こういうことをやるというのを市や住民に働きかけ、一緒にやろうという意欲を持ってもらう。行政・企業のみならず一緒になって、住民も奮い立たせるような意欲のわく計画でないとダメである。

- ・住民が地域を愛して、誇りを持って、色々なことに取り組むことが重要で、住民、企業、行政も巻き込んで取り組んでいることを民間にPRできる絵を描かないとダメである。

(司波オブザーバー)

- ・ココファーム・ワイナリーは、ぶどうの生産が追いついていなく、オーストラリアに畑を借りて、輸入してワインをつくっている。
- ・ここでは、大平でとれたぶどうのみを使うワインとすれば、差別化が図れるのでは考える。

2. 第2回検討委員会

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会

(第2回)

議 事 次 第

日時：平成25年2月18日(月)

16:00～19:00

場所：栃木市大平総合支所 別館 大会議室

1. 開 会
2. 委 員 紹 介 (第1回委員会でご不在であった方)
3. 資 料 説 明
4. 討 議
 - (1) 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりのあり方について
 - (2) アンケート調査(案)の実施について
5. 次回スケジュール
6. 閉 会

【配布資料】

資 料 1 : 太平山麓エリアの観光まちづくり事業の展開(案)

資 料 2 : 太平南山麓現地調査報告

①小浪委員長 ②司波オブザーバー

資 料 3 : アンケート調査(案)

参 考 資 料 : 第1回検討委員会のまとめ

【第2回委員会の意見のまとめ】

特定目的会社による包括管理に関連した意見

- ・ワイナリーを中心とした食の拠点とする中で、栃木の食品産業、例えば酒のサントリー、醸造のミツカン、洋食の滝沢ハムなどの関連企業を巻き込んだら良い。
- ・南側の関東平野を見られる景観、北側の日光連山を見られる景観がひとつの魅力である。ポイント毎に休めるところの景観の確保が重要である。
- ・関東平野から太平山をみると、春先は一面にヤマザクラがあることも意識した整備をしていくことも必要である。
- ・ぶどう、いちご、トマト、ニラなどを取り入れながら通年販売できる観光施設とワイナリーが最終的にできれば良いと思う。
- ・ぶどう以外にも、いちご、ニラ、トマトなどがあるので、これらを使ったジェラートもあっても良いのではないか。
- ・市では、太平山に行くルートへの看板の整備など、サイン計画を検討中である。
- ・かかしの里の出入口の安全性を確保する改修を行う予定である。
- ・ぶどうが無い時に観光客を呼び寄せるためには観光資源が重要である。大中寺、清水寺、戸長屋敷などを打ち出す必要がある。
- ・西山田に歩道の整備がなく、サイクリングやマラソンがしにくい。整備されていれば、子どもや親子連れで楽しめるのではないか。
- ・太平山の名物（団子、玉子焼き、焼き鳥）は、南山麓で販売しても良いのではないか。
- ・バスは南北の路線はあるが、東西の路線がないので考えて欲しい。
- ・旧市内で蔵の街観光バスが走っている。休日にかかしの里に誘致したり、1日チケットで来てもらったりすることも考えられる。

施設の包括管理と一体となったソフト事業に関連した意見

- ・ぶどう団地の周辺に、多くの人を訪れるが期間が限定されている。通年を通して地域に人が来てくれて、ぶどうがあることがPRできればぶどうも栄える
- ・旧市が太平山の山頂と蔵の街をタイアップして、観光の振興を図っていた。桜の時期には大型バスも入っており、その観光客を南山麓に集めていく必要がある。
- ・音楽や映画イベントなどをかかしの里で定期的にやったら良い。
- ・フィールドアスレチック、サイクリング、トレッキングなどを、若者に向けた案内としてエコツーリズムがある。太平山に詳しい有償ボランティアを募集し、自然や植生を見てもらうことができる。
- ・空き地があること自体を外の地域の人には知らないかもしれない。都会の人に土日の農業体験は人気がある。知らない興味を持って貰えない。
- ・NPOでも受け入れも可能であり、さらに、ぶどう農家で冬の時期の体験なども提供できると閑散期を補うことができるのではないか。

ワインに関連した意見

- ・かかしの里や戸長屋敷でワインを販売できないか、検討したことがある。
- ・過去にベリーAが導入された。粒が大きい、食べておいしいため、多くのぶどう園が生食用で販売している。ベリーAは赤ワインにするのに可能性を十分可能性を持っている。
- ・ぶどう畑で空き地となっているのは高齢者の農家である。自分の経営でギリギリの状態、新しい農地を確保して作るのは難しい。ぶどう生産者ではない人が取り組むと道が開けるのではないか。
- ・ぶどう農家も生食用で手一杯で余力が無い人も多い。増えるきっかけとならない。ワイン用を少しでも植えて、収益を得られれば、面積の拡大に繋がる。
- ・ワイン用のぶどうは、生食用と比べて一人で大きい面積を耕作できる。遊休地を利用して拡大することも可能である。
- ・ぶどうは苗木を植えてから生産に至るまで4～5年かかるので、直ぐに結果が出ないことがネックになっている。
- ・地域でワインを売ること自体が難しい。6～10月は多くのぶどう販売しており、ここで売れば良いが一番難しい。かかしの里の整備など、人が集まる拠点で販売するのがよい。
- ・酒類販売の免許をとっているJAが、ぶどうの集荷場やかかしの里で販売できないのは、JAの人員不足があり、そこをクリアできれば販売は可能である。

主要観光拠点との観光ネットワークに関連した意見

- ・佐野藤岡ICから栃木ICや都賀ICに繋がるコースとして、岩舟の花センター、ぶどう、なしなどを活用したフードライン（線）として、広域農道も意識した方がよい。
- ・地域の歴史、眺望、山と渡良瀬遊水池との連携により、新たな観光資源とするのは簡単ではないか。遊水池でローラーブレイド、マラソン、自転車などやっている。その遊水池～岩舟町～大平の山、眺望を結べば、1日十分に楽しめる。
- ・桜を見に来る人が多く来る。自転車やマラソンでも立ち寄れる場所なので、展望公園として整備すれば、色々な人が利用できる。
- ・JFLのウーヴァスポーツクラブの地域リーグが運動公園で行われている。栃木ICに近いため、観戦者に佐野ICから帰ってもらうような方策があれば良いのではないかと。

- 太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会（第2回）会議録
- 平成25年2月18日（月）
- 栃木市大平総合支所別館大会議室

【討議内容】

（1）太平山麓エリアの観光拠点まちづくりのあり方について

（杉田委員）

- ・トレッキングでリピーターが地域に何回も来る。首都圏からアクセスが良い。
- ・ぶどうは夏はお客が多い、通年を通して地域に人が来れなくて、ぶどうがあることがPRできればぶどうも栄える。
- ・地域の歴史、眺望、山と渡良瀬遊水池との連携により、新たな観光資源とするのは簡単ではないか。遊水池でローラーブレイド、マラソン、自転車などやっている。その遊水池から岩舟町から大平の山、眺望を結べば、1日十分に楽しめる。
- ・マンガ山からは南山麓が見える。桜を見に来る人が多く来る。自転車やマラソンでもよれる場所なので、展望公園として整備すれば、色々な人が利用できるのでは。

（岩崎委員）

- ・ワインの販売の流れは、ぶどう組合で巨峰を提供して、栃木市の井上酒販が材料を買い取り、それを大田原のハウラン酒造で醸造する。できたワインを井上酒販が販売している。
- ・JAで11月にワインの初売りをする。ワイン販売権を持っているのはJAで、西山田での販売をお願いした経緯があるが、状況的に難しいとのことで、断られた経緯がある。
- ・JAが酒類を販売するのは、JAの販売所であって、半恒常的に例えば6～9月に出張して販売するのはできないと言われた。
- ・11月の産業祭でワインを売ることはできている。
- ・NPOが管理しているかかしの里でワインを販売できないか提案した。販売する権利を取得する際の、予算が問題であった。やり方によっては道が開けたかもしれない。
- ・昨年8月に戸長屋敷（指定管理者）で販売ができないか、理事に話をして検討してもらっている。入館料だけで施設を運営するのは難しい。物販にワインも加えたらと提案した。
- ・地域でワインを売ること自体が難しい。6～10月は多くのぶどう販売しており、ここで売れば良いが一番難しい。そのため、どこか人が集まる拠点で販売するのがよいと考えている。
- ・ワインの専用品種（メルロー、ベリーA）を具体的に記述してほしい。
- ・過去にベリーAが導入された。粒が大きい、食べておいしいため、多くのぶどう園が生食用で販売している。ベリーAは赤ワインにするのに可能性を十分可能性を持っている。
- ・メルローは、作るのは比較的容易。これらから、赤ワインを作っても良いのでは。
- ・ワインをつくるのに空き地の利用とあるが問題がある。まず、誰が作るのか。空き地となってしまうのは高齢者である。自分の経営でギリギリの状態、このほかに新しい農地を確保して作るのは難しい。ぶどう生産者ではない人が取り組むと道が開けるのではないか。

(松本委員)

- ・ワイン用ぶどうを「大平ワイン友の会」で生産している。
- ・メルロー、ベリーAの2種類を2010年に決めて、「大平ワイン友の会」が発足して3年立った。
- ・作物として、ワイナリーに納めて商売としてやっていけるのかを考えた。米と比べても良いかと思われる。1反部あたりの労力、機械の導入の量みても良い。
- ・面積は生食用と比べて一人で大きい面積を耕作できる。遊休地を利用して拡大することも可能である。
- ・ぶどうは苗木を植えてから生産に至るまで4～5年かかるので、直ぐに結果が出ないことがネックになっている。
- ・ぶどう農家も生食用で手一杯で余力が無い人も多い。増えるきっかけとならない。ワイン用を少しでも植えて、収益を得られれば、面積の拡大に繋がる。
- ・観光として、ぶどうは夏から秋のものである。栃木市には、いちご、トマト、ニラなど、秋、冬、春とつづく生産品もあり、これらを取り入れながら通年販売できる観光施設プラス、ワイナリーが最終的にできれば良いと思う。
- ・現時点では、ワイン用品種の生産量を上げるため、苗木を植えており、倍増に向けて取り組んでいる。

(赤羽根委員)

- ・ワイナリーを中心とした食の拠点とする中で、栃木の食品産業、例えば酒のサントリー、醸造のミツカン、洋食の滝沢ハムなどの関連企業もある。こういう企業を巻き込んだら良い。
- ・景観として、そのままにしておくと、木が生い茂りダメになる。南側の関東平野を見られる景観、北側の日光連山を見られる景観がひとつの魅力である。ポイント毎に休めるところの景観の確保が重要である。
- ・また、関東平野から太平山をみる。春先は一面にヤマザクラがあって、意識した整備をしていくことも必要である。
- ・東武鉄道をまたぐO-157号線ができると、広域農道で、北関東自動車道の都賀ICまで直結する。佐野藤岡ICから入ってきて、都賀ICに繋がるコースとして、途中でトマト、いちごがある。合併する、岩舟の花センター、ぶどう、なしも盛んである。フードラインとして線として、広域農道も意識した方がよい。

(小島委員)

- ・南山麓の拠点が主題となる。観光資源を結ぶネットワーク化は必要と考える。現在、合併前の地域の観光資源をいかにネットワークしていくかについて観光基本計画として平成25年から策定予定である。
- ・外とのネットワークも必要であるが拡げすぎず、南山麓にポイント絞ったほうが、良いのではないか。

- ・ぶどう団地の周辺に、多くの人を訪れるが期間が限定される。太平山の山頂は旧市に属している。旧市が蔵の街とタイアップして、観光の振興を図っていた。桜の時期には大型バスも入っており、その観光客を南山麓に集めるには何ができるのかポイントを絞っていく必要がある。

(須藤委員)

- ・市では現在、都市交通マスタープランの策定を進めている。JR駅や主要駅の整備も挙がっている。JR大平下駅は駅前に区画整理が進んでいる。都市交通計画では太平山への誘導のための歩道整備がされていないことが課題となっている。計画ではJR大平下駅から、栃木方面に向かい、中山踏み切りまでの歩道の整備が示されている。また、太平山に行く看板も少ないことから、サイン計画を検討中である。
- ・新大平下駅とJR大平下駅に挟まれた地区の整備として、連絡路と駅前整備を位置づけている。新大平下駅前の土地区画整理も都市計画決定されている。
- ・かかしの里の出入口の安全性を確保する改修を行う予定である。

(阿部委員)

- ・ワイナリーの前に、現在のワインをどう販売したら良いかがあり、ワインを作っても農家で販売できないとこまるという点では、観光客の受け入れ拠点としてかかしの里の整備についてまず、検討することが必要である。
- ・バスは南北の路線はあるが、東西の路線がないので考えて欲しい。

(清田委員)

- ・ぶどうがある時は良いが、ぶどうが無い時に観光客を呼び寄せるためには観光資源が重要で、大中寺、清水寺、戸長屋敷などを打ち出すことが必要である。
- ・合併する岩舟町の花センターの観光客をぶどう団地を通して、蔵の町に来てもらう。また、反対のコースなどにより佐野ICからの観光ルートができるのではないかと。
- ・それには、地域の人々が元気でないとダメである。色々な人やボランティアでアイデアを出し合うことが必要である。かかしの里の活用など、ぶどうの無い時も食べる場所があるということは、客が1～2時間滞在する。そこで大平の特産品を販売できればPRできるのではないかと。また、観光客相手ではなく、地元の人々が協力して食事をして集まるようであれば観光客も集まる。
- ・佐野ICと栃木ICを結ぶルートを作ることが必要である。

(片柳委員)

- ・民間活力を使った事業化として、民間活力をどう組織化するか。民間が運営するためには利益をどう追求するか。
- ・地域の中から投資家をさがして株式会社にして運営主体にするのか、全国公募して企業が行うのか、3セクで行うのか。決断して議論する場が作れないと前に進まない。

- ・プラッツおおひらは、株式会社となっており、指定管理者が運営している。その主体となって動いたのは商工会である。商工会はイコール商店であり、プラッツおおひらに物産で53店、飲食のテナントが4店ある。株主が70名、資本金が800万円。
- ・商工会の会員が出店、地域のブランド品（旧大平町の指定、ぶどう、いちご、ニラなどの加工品など認定）を中心に販売、さらに地域住民が作っている野菜、女性がお菓子を販売している。リスクも背負っている。
- ・ワインの販売の認定はプラッツおおひらでは開業して直ぐにできた。酒類販売の資格をマネージャーが取得して販売してから6～7年たっている。

(新初委員)

- ・ぶどうのワイン販売に関して、JAで酒類販売の免許をとっているが、ぶどうの集荷場やかかしの里で販売できないのは、JAの人員不足があり、6月から10月などの期間の職員の貼付ができないことがある。そこをクリアできれば販売は可能である。
- ・西山田に歩道の整備がなく、サイクリングやマラソンがしにくい。整備されていれば、子どもや親子連れで楽しめるのではないか。
- ・JFLのウーヴァスポーツクラブが全国の地域リーグとして36の試合のうち18試合がホームとして栃木市の運動公園で行われている。栃木ICに近いため、観戦者に佐野ICから帰ってもらうような方策があれば良いのではないか。

(菊池委員)

- ・観光拠点のまちづくりのためには、食べる拠点と食べ物が必要である。
- ・巨峰ワインはあまいので、ワイン用品種の大平ワインが販売されればよい。
- ・ぶどう以外にも、いちご、ニラ、トマトなどがあるので、これらを使ったジェラートもあっても良いのではないか。
- ・栃木県のアンテナショップ「とちまるショップ」ではジェラートが売れている。
- ・太平山の名物（団子、玉子焼き、焼き鳥）は、南山麓で販売しても良いのではないか。
- ・旧市内でオクトーバーフェスタ、蔵の街音楽祭などで、食べ物と音楽を一緒にやっている。大平町でも「なつこい」をやっている。道の駅ネットワークで映画上映などを行っている。こうした音楽や映画イベントをかかしの里で定期的にやったら良い。
- ・旧市内で蔵の街観光バスが走っている。休日にかかしの里に誘致したり、1日チケットで来てもらったりすることも考えられる。

(瀧澤委員)

- ・事業主体をどうするのか。市内の団体によるコンソーシアムなのか、企業が主力になるのか、市外の資本にたよるのか。
- ・PFIの手法を取った場合、リスクを行政が取る方法から独立採算でやる方法までいくつかある。
- ・観光客のニーズ調査、マーケティング調査が必要で、どのくらいのニーズがあって拠点を整備していくのかが見えて来ていない。

(小林委員)

- ・景観形成、遊歩道の整備などでお金のかからないことはやっている。
- ・一番のネックはワイナリーで、NPOの資金では難しい。ワイナリーを具現化する方法が分からない。
- ・PFIやワイン特区など一歩踏み出せる案を出して欲しい。
- ・ワインの扱いは、できると思う。税務署に確認したが、許認可はむずかしくなく、費用の問題だけである。

(稗田委員)

- ・求められれば、得意とした分野で県全体のNPOとのネットワークを繋ぐことは可能である。
- ・フィールドアスレチック、サイクリング、トレッキングなどを、若者に向けた案内としてエコツーリズムがある。太平山に詳しい有償ボランティアを募集をかけて、自然や植生を見てもらうことができる。
- ・空き地があること自体を外の地域の人には知らないかもしれない。都会の人に土日の農業体験は人気がある。知らないに興味を持って貰えない。
- ・事業を持続していくためには、若い世代に問題があることを身をもって体験してもらうことも必要である。
- ・高齢化が問題となっている山を管理していくためには、子どもに興味を持ってもらうことが必要である。
- ・NPOでも受け入れも可能であり、さらに、ぶどう農家で冬の時期の体験なども提供できると閑散期を補うことができるのではないか。

(佐藤委員)

- ・先導的官民連携事業として国土交通省からの補助金で検討を行ってもらっており、官民連携がキーワードになる。
- ・先導的な部分では、民間のアイデアが一番重要である。
- ・時間的な制約で、南山麓となっているが、南山麓をモデルケースとして、市全体に広げて行ければよい。

(2) アンケート調査(案)の実施について

(小島委員)

- ・担当者は地域内か地域外か。他の地域の人にこの地域のことを聞いてもわからないのではないか。(事務局回答：近隣と考えている。栃木市関係者。全く興味の無い方では困るが、知っていれば良い。)

(清田委員)

- ・イベント運営参加はピンとこないのではないか。(委員長回答：わからないので聞いてもらったら、どう答えられるかを説明してもらえばよい。)

(小林委員)

- ・トレッキングなどに来る人は対象になるのか。(委員長回答：利用者ではなくて、拠点作りに関わることができる方。)
- ・自治会はだれにするのか。(事務局回答：会長だけである)

(岩崎委員)

- ・どこを対象にするかは、この趣旨から、西山田全部から取ることはできないのか。(委員長回答：費用・時期の問題がある。)

(清田委員)

- ・そこに住んでいる方の意見が大事ではないか。そこを重点的に取ってもらう方がよい。(委員長回答：今回はきっかけづくりのためである。)

(杉田委員)

- ・複数回答の選択肢の数を決めた方がよいのではないか

[結果]

- ・委員および自治会を通じた調査方法への了解を得た。
- ・選択肢への回答は全て選択できるのではなく、3つまでなど限定して、重み付けすることとした。
- ・回答者の属性を把握する設問を追加することとした。

(3) 栃木市より補足質問

①大平地域エリアに観光拠点の施設は必要と考えるか。

- ・全員必要と回答を得た。

②施設で一番かけている機能、ほしい機能は何か。

(杉田委員)

- ・観光案内を行っている団体が潤滑に運営できるシステムが必要である。

(岩崎委員)

- ・食事をする場が必要である。

(松本委員)

- ・人を集める魅力のあるもの、独自性、ここにしかないものをアピールする施設が必要である。

(阿部委員)

- ・既存のかかしの里を活用した集客施設が必要である。

(清田委員)

- ・情報発信と食事の場が必要である。かかしの里を使っても良い。

(片柳委員)

- ・商品を開発して通年販売できる商品のある所。

(新初)

- ・ぶどうだけではなく、農産物が売れるところが必要である。

③エリアマネジメントができるようになった時、パッケージとしての商品ができたとき協力は可能か。

(稗田委員)

- ・今でも、旅行会社とのパックがあるので、協力可能である。
- ・他の施設とのコラボレーションができれば助かる。

(小林委員)

- ・今、太平山、岩舟フルーツパークができればと、民民で取り組んでいる。

(杉田委員)

- ・理想だと思う。トレッキングに来た人がぶどう園のトイレを借りられることなどの細かいことも必要。

(岩崎委員)

- ・組織の協力、組織を通じた組合員の協力も可能である。

(松本委員)

- ・ぶどう狩り以外でも、1日遊べるルートづくりやパッケージとしてサービスであれば協力できる。

3. 第3回検討委員会

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会

(第3回)

議 事 次 第

日時：平成25年3月7日(木)

16:00～19:00

場所：栃木市太平総合支所 別館 大会議室

1. 開 会
2. 委 員 紹 介 (第1・2回委員会でご不在であった方)
3. 資 料 説 明
4. 討 議
 - (1) 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりのあり方について
 - (2) 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりの事業展開計画について
 - (3) 市民アンケートの調査結果について
5. 委員長まとめ
6. 閉 会

【配布資料】

- 資 料 1 : 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりの基本的考え方(案)
- 資 料 2 : 太平山麓南山麓地域の事業展開計画(案)
- 資 料 3 : キープロジェクトの概要(かかしの里の事業フレーム案)
- 資 料 4 : 市民アンケートの調査結果
- 参考資料1 : 第2回検討委員会のまとめ
- 参考資料2 : 事例報告((株)まちづくり川越)

【第3回委員会の意見のまとめ】

特定目的会社による包括管理に関連した意見

- ・国の支援措置もしっかりとした母体があることである。そのためにまずは組織を作らなければならない。
- ・P F I で行政がリスクや資金をどこまでみるか。一部、独立採算性を入れて混合型的なものもあると考えられる。
- ・蔵の街観光館で焼酎を販売しており、許可を取ればワインを販売することも可能である。
- ・相互割引などは、観光協会だけではなく、各旅行会社とタイアップしないと客は来ない。
- ・観光協会へのパンフレットの設置や観光案内所の太平山の名物などのPRなどの協力できる。
- ・かかしの里ではローラースライダーで遊べるほかは、野球場、テニスコートしかなく、子供の遊び場も必要である。
- ・キャンプ客などを増やすのであれば駐車場の整備は必要である。
- ・かかしの里のレストラン経営を核にしていく。ワインをからめてどう売り物にできるかが必要である。ハイキング客を増やして、かかしの里の客を増やす。その周辺の整備を役所が行うことも必要である。
- ・桜やあじさいの時期に観光ボランティアが観光案内をしており、大平町の案内（パンフレットの提供など）もできる。

ワインに関連した意見

- ・かかしの里でやるのであれば本格志向でないとダメである。ぶどうの産地で、かかしの里の有効利用のためには、ワイン用のぶどうの栽培が必要である。
- ・ワイン用ぶどうの栽培を経営として軌道に乗せる模範ができれば、収量や得られる利益を示すことができる。
- ・若い人がぶどうを作っていくのであれば、生食よりワイン用のぶどうの方が機械化が可能である。
- ・ワインを作れば、60件の直売所があり、直売所であればかなり販売できる。
- ・巨峰の大平からワインの大平にイメージを変えることにより、かかしの里の付加価値を高める。ワイン用ぶどうが採れて、自分のところで醸造できるというロジックが必要である。

空き地活用に関連した意見

- ・農地バンクを作っても、借りる人がいるのか。自分のところで手一杯である。
- ・農業生産法人を設立すれば、制度として市から運営補助ができる。初期投資や運営費に使える。新規就農者への助成金も使える。耕作放棄地をワイン用ぶどうで解消できれば、補助金もある。何か動かせば行政側の補助メニューも活用できる。

主要観光拠点との観光ネットワークに関連した意見

- ・回遊性に鉄道利用（JR、東武鉄道）も入れる必要がある。

- 太平山麓エリアの観光拠点まちづくり検討委員会（第3回）会議録
- 平成25年3月7日（木）
- 栃木市大平総合支所別館大会議室

【討議内容】

(1) 太平山麓エリアの観光拠点まちづくりのあり方について

(小浪委員)

- ・子供が楽しめる体験機会の提供に、お茶屋が話していたこととして、謙信平展望台に昔は子どもたちが遠足に来ていたことの記述をお願いしたい。

(松園委員)

- ・かかしの里でやるのであれば本格志向でないとダメである。中身をどういうコンセプトで持っていくのか。
- ・ぶどうの産地でかかしの里の有効利用のためには、ワイン用のぶどうの栽培が必要である。
- ・ワインは食事に合うもので、大平でないとできないものとする。
- ・ボルドーのワインはブレンドしている。大平のワインも独自のブレンドができると良い。
- ・ブレンドするのであれば、FBO（料飲専門家団体連合会）にはソムリエが多くおり、活用できるのではないか。
- ・総花的な話だけではなく、太平山麓での観光まちづくりを行うのであれば、どこから手をつけるか、突破口を作ることが必要である。

(松本委員)

- ・現在は、メルローとベリーAという種類を作っている。この2種類であれば大平町で十分に生産が可能である。
- ・生産農家は生食用で手がいっぱいの農家が多く、普及していない。
- ・4～5件が自園で植えており、共同が1箇所ある。これを増やしていくのが急務となっている。
- ・本数は共同で150本ぐらい、一般農家で200本ぐらいである。
- ・労働力は、ワイン専用種は省力できる。一人で栽培する面積も、生食に比べて数倍可能である。
- ・経営として軌道に乗せる模範ができれば、皆に植えて下さいと言える。収量や得られる利益を示していきたいが、途中段階である。

(松園委員)

- ・若い人がぶどうを作っていくのであれば、生食よりワイン用のぶどうの方が機械化が可能である。
- ・ワイン用ぶどうを作るのは、若人が生産者として生き残るためには有効な方策である。

(事務局)

- ・農地バンクを検討している。今現在は、JAにこの仕組みがある。
- ・問題の本質として、農家は誰か分からない人に土地を預けることはできにくい。
- ・地元のNPO太平山南山麓友の会に農業生産法人化を目指してもらって、そこで請け負う可能性はないか、栃木市の生産法人に請け負って貰えないかなどを検討している。
- ・その農業生産法人でオーナー制度を設置し、オーナーを募る。オーナーには収穫祭に招待する、ワインを送るなどの特典を付けて、収入を集めたい、それをワイン用ぶどうの生産に回せないかなどを検討している。

(小林委員)

- ・初めて聞いた話であるが、地域の発展になるのであれば検討していきたい。
- ・3年前にNPOが紹介した若い人が1名おり、地元農家からの理解も得られている。

(岩崎委員)

- ・農地バンクを作っても、借りる人がいるのか。自分のところで手一杯である。
- ・現在、借りたいと思っている人も、生食用の農地としてである。
- ・また、どういう人か分かっても土地を貸したくないという農家もある。

(小浪委員)

- ・農地を借りてもらうためには条件があり、ほんとうに売れるのか、商品化できるのか。また、どうしたら銀行などから資金が引き出せるかが必要である。

(事務局)

- ・農業生産法人を設立すれば、制度として市から運営補助ができる。初期投資や運営費に使える。新規就農者への助成金も使える。耕作放棄地をワイン用ぶどうで解消できれば、補助金もある。何か動かせば行政側の補助メニューも活用できる。

(菊池委員)

- ・地元のPFI事業には積極的に支援はしたい方針はあるが、具体的な事業計画がないと難しい。

(司波オブザーバー)

- ・回遊性に鉄道利用(JR、東武鉄道)も入れて欲しい。JR両毛線は高崎から小山に至る間に特徴のある地域がある。東武日光線はスカイツリー、岩舟、日光なども繋がる。
- ・ハイカーのベースとなる交通は鉄道である。そういう客も捕まえることが必要である。

(小浪委員)

- ・新大平下駅と大平下駅を広域的に結ぶ回遊も重要である。新大平下駅からぶどう園に行ける、レンタサイクルがあるなどリピーターを引きつけるためには必要である。

(清田委員)

- ・大平下駅で降りて、太平山に上って、栃木駅から帰る人もいる。
- ・旧栃木市では桜の時期には太平山神社・太山寺、あじさいの時期には六角堂・あじさい坂の宣伝をしている。また、その時期に観光ボランティアが観光案内をしており、大平町の案内（パンフレットの提供など）もできる。団体客だけではなく、個人の客にPRすることもできる。
- ・蔵の街観光館では、市のあじさい坂という焼酎を販売している。許可を取ればワインを販売することも可能である。
- ・山車会館との相互割引などは、観光協会だけではなく、各旅行会社とタイアップしないと客は来ない。
- ・観光協会へのパンフレットの設置や観光案内所の太平山の名物などのPRなどの協力できる。

(片柳委員)

- ・岩舟、藤岡、渡良瀬遊水池、旧栃木市の関係者に、この計画があるということをどういう時点で伝えるのか。
- ・それぞれに観光協会があり、合併を契機に市に観光協会の連絡協議会ができています。それぞれの地域の観光協会と交流している中で、この計画をどのように説明したら良いか。

(松園委員)

- ・広域合併してもそれぞれの観光協会が独自に活動を行っている。
- ・鉄道や旅行業経営者団体と観光協会が合併して日本観光振興協会（T I J）ができた。これにより、プロモーションの具体的な成果の数値などをもとめられる様になっている。
- ・今後は、栃木市においても、市全体の観光協会が、どこをどういう風にPRするかということを決めていくことになる。
- ・市の観光協会が統合するときに、大平でやりたいことを持っていることが必要である。

(事務局)

- ・市が想定した実施メニューの検討には、本庁の商工観光課、大平・藤岡の産業振興課、岩舟の観光担当および、それぞれの企画部門の担当も加わって検討している。
- ・ただし、アイデアを出す前提として、南山麓の拠点整備ができた、ワインなどを売り出す環境が整った暁にできる観光連携として提示されたものである。
- ・見通しが立てば、全体の観光協会には説明したい。

(小浪委員)

- ・アンケート調査結果でインフラを行ってほしいという結果が多いが、どのようなインフラなのか。

(事務局)

- ・拠点施設のことではないか。道路の要望も多くはない。

(松園委員)

- ・子供の遊び場をイメージしているのではないか。

(小林委員)

- ・かかしの里の管理をしており、子供の遊び場を考えている。今は、ローラースライダーで遊べるが、ほかは、勤労者野外活動施設のため、目的型の野球場、テニスコートしかなく、野球場、テニスコートは日曜日しか使わない。野球場やテニスコートの使用目的を変えて欲しいと言っている。
- ・子供は、みかも山公園に行って遊んでいる。3～4歳の子供が数時間楽しめる施設があれば集客力が上がるのではないか。

(小浪委員)

- ・トイレや駐車場は足りているか。駐車場の紹介はあるか。

(小林委員)

- ・トイレは遊歩道1kmに1箇所程度あり、十分足りている。ただし、山頂にはない。
- ・駐車場は、大中寺ではピーク時は足りない(年2回)日曜日は40～50台止まられて、いっぱいである。キャンプ客などと増やすのであれば駐車場の整備は必要である。
- ・駐車場を紹介しあう仕組みはない。かかしの里が空いているが、トレッキングには不便な場所である。大中寺、清水寺を使っている人が多いがそれほど広くはない。

(片柳委員)

- ・地域運営会社の設立事務協力と出資、事業への協力が平成25年からずっと続いているが、地域会社の設立は何時目指しているのか。

(司波オブザーバー)

- ・平成25年度に連絡事務など小さく立ち上げて、平成28年度に増資をして事業を強化するというスケジュールなのは。

(永田オブザーバー)

- ・事業会社はどこが行うのか。行政のバックアップがないと踏ん切れない。
- ・国交省の今回の募集は、PPP、PFIの先導的官民連携である。

(司波オブザーバー)

- ・川越方式が良いのでは。かかしの里は市が所有しておいて、外装は市が行う。中の事業体は新しい株式会社が行う。

(小浪委員)

- ・人材が必要である。市やNPOからも出して欲しい。

(司波オブザーバー)

- ・川越は市から人は出していない。3人の専従員がいて、2人は新規募集。一人は、地元百貨店から出向して、百貨店ではなく会社から月給をだしている。

(小浪委員)

- ・国の支援措置もしっかりとした母体があつてのことである。そのためにまずは組織を作らなければならない。

(小林委員)

- ・運営するための資金をどのように捻出するのか。事業中での利益をどのようにあげていくのかが心配である。占有職員などの人を置くと費用がかかる。
- ・レストランをこれまで3業者が行ったが全てダメであった。
- ・夏は良いが、冬期の利用をどうするかが問題である。

(司波オブザーバー)

- ・かかしの里のレストラン経営を核にしていく。川越の事例ではプロの事業者を入れて家賃を取っている。
- ・ワインをからめてどう売り物にできるかが必要。

(長田オブザーバー)

- ・ハイキング客を増やして、お客を増やす。その周辺の整備を役所が行うことも必要である。
- ・ワインの採算性は、3haで3万本ぐらいは必要である。
- ・ワイン用ぶどうを植えて3年ぐらいは半分の収穫量しかなく、5年たって全て収穫できる。

(阿部委員)

- ・レストランをやった。1回目は倒産した。2回目で昭和59年、商工会青年部の5人とレストランかかしを始めた。売上、7～8月の最盛期の時は1千万円くらいある。10～2月の冬場は、数万円の世界で人を雇えない。通年でお客を呼べれば、やって行ける。

(清田委員)

- ・これが観光の拠点となることを願っている。

(片柳委員)

- ・民間活力をいかに引き出すか、どう公募するか。早めに事業主体を決めるべきである。
- ・事業主体がアイデアを持っているので、今まで検討したこと参考に次のステップに研究して貰える。

(菊池委員)

- ・ロマンチック村に行ったことがあり、何故、集客があるかと言うと、ショップ、レストランが格段に良い。道の駅の指定を貰ったことでPRができています。

(瀧澤委員)

- ・レストランでPFI事業はないと思われる。
- ・第3セクターを想定しているようだが、それ以外でも成り立たなくはない。
- ・第3セクターでどこが運営をやりきれるか顔が浮かばない。事業者に対する情報がなく、平成25年に手法を検討すべきである。
- ・道の駅のPFIはあるが、レストランのPFIは聞いたことがない。
- ・PFIで行政がリスクや資金をどこまでみるか。一部、独立採算性を入れて混合型的なものもあると考えられる。

(小林委員)

- ・なるべく早く事業（キーププロジェクト）に取り組んで欲しい。NPOでは事業資金は持っていないので、眺望や散策コースの整備など汗をかくことはやってきた。

(稗田委員)

- ・この地域が楽しい地域になるように協力する。
- ・かかしの里でおとな文化祭というイベントを行ったりしているので、PRしてもらえれば、大平をもっと知って貰えるのではと思う。待っているだけではお客は来ない。外でPRすることが大切である。

(須藤委員)

- ・担当部として具現化するために取り組んでいく。

(佐藤委員)

- ・地元の機運を盛り上げることが重要で、マスコミをうまく使うことも必要である。

(小島委員)

- ・かかしの里の改修は、行政が費用を負担する場合は、全体計画の中で、改修の目的などの位置づけを作ることが必要である。

(赤羽根委員)

- ・総合計画では地域の姿を活かす計画を作っており、ここでは南山麓のぶどうを活かすことが大きな要素である。
- ・市は南北に長く、面積も広く、観光拠点がいくつかできる。それをネットワーク化していく。本計画が市内の拠点づくりの先駆けとなればよい。
- ・食の拠点の整備や特産品の開発では、ぶどうに特化していくべきである。

(松本委員)

- ・今急務なのは、ワイン用品種をいかに増やしていくかである。
- ・現在は、栽培本数が、かきね方式の5分の1でできる効率の良い方法で行っている。
- ・あと2～3年でぶどうの生産量も増えてくる。

(岩崎委員)

- ・ぶどう組合では、農家にベリーAの栽培を提案することはできるが、その際、生産されたぶどうの販売についても決まっていないと難しい。
- ・大平には生食用にベリーAが生産されており、ワイン用の作り方で作っていくことも可能であるとする。

(杉田委員)

- ・NPOで大平のぶどうの宣伝、苦情処理など全てを行っている。
- ・その拠点で小さくても良いから会社にして、どうにかしたい。
- ・ワインを作れば、60件の直売所があり、直売所であればかなり販売できる。
- ・NPOが農業法人になることは、農家も遊休農地を任して貰える。
- ・観光拠点でレストランを経営するのであれば、出店を出したいという人もいる。
- ・NPOでは、かかしの里を出発点としたトレッキングガイドも行っている。かかしの里に人が集まれば、色々と考えられる。

(松園委員)

- ・PFIでかかしの里だけやってもダメ。巨峰の大平からワインの大平にイメージを変える。かかしの里の付加価値は出ない。ワイン用ぶどうが採れて、自分のところで醸造できるというロジックが必要である。
- ・ぶどう農家が積極的に参入できるスキームが必要である。

(小浪委員)

- ・栃木県には特産品は何でもある。タイアップできる相手を見つけてワインと合わせた食の文化を大平から発信することが必要である。

事例報告：(株) まちづくり川越

司波 寛

【概要】

- ・株式会社まちづくり川越は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業を行うため設立された会社です。
- 所在地：埼玉県川越市新富町
- 資本金：資本金3500万円（市の出資500万、商工会議所の出資250万、その他、中心市街地の銀行、商店、企業、個人等、各50万。）

【取組のポイント】

- ・川越で廃業した、造り酒屋（駅近）を、市が買い取り酒蔵他を改造（外装、耐震補強等、市の支出約15億円）。
- ・これを、(株)まちづくり川越を指定管理者として経営を任せる。
- ・同社は、内装と協力事業者を呼び込み、現在、レストラン、土産物や、貸会議室等を運営。
- ・これに関しては市から補助はなし。
- ・同社が内装等に要した事業費は約3億円。内訳は以下。
 - …国からの補助（経産省の中小企業活力向上支援補助金）：約1億1500万円
 - …金融機関からの借り入れ（資産を保有する市が保証）：1億1000万円（金利等の条件は聞いておりません）
 - …自己資金（資本金、関係者からの預かり金）：6500万円平成22年10月オープンで、まだ単年度黒字も出ていない。
- ・開業後、5年後には黒字を目標。
- ・10年後の借入金返済を考えている。
- ・平成22年度売上：約3億円、平成23年度売上：約3億（ほぼ横ばい）
- ・(株)まちづくり川越は、貸自転車システムの社会実験（3000万、国庫補助1/2、市1/2）でやっている。
- ・うまく行けば、同社の事業にする予定だが、今のところ赤字確実、実験終了後、市の補助があるかどうかは鍵となっている。



【大平との比較】

- ・かかしの里を使う今度の事業スキームとスケールは違うがかなり類似している。
- ・川越は、資産を大急ぎで買ったが、大平はすでに取得済みという利点がある。



4. 特別委員会

(1) 現地調査・ヒアリング調査の実施

平成 25 年 2 月 13 日（水）地域団体の代表とともに、大平町の現地調査およびヒアリング調査を実施した。当日の地域団体の参加者は以下のとおりである。

地域団体：NPO 法人太平山南山麓友の会（小林氏、柴田氏）
大平町観光ぶどう園協議会（杉田氏）
大平町ぶどう組合青壮年部（松本氏）

現地調査結果により得られた知見は以下のとおりである。

◎大平町ぶどう組合青壮年部へのワイン用ぶどう生産についての聞き取り結果

- ・ワイン用ぶどうとして 2 種類作っているのは、メルローとベリー A である。
- ・現在作っているワイン用ぶどうは、ココファーム・ワイナリーに全て納入している。
- ・これは、大平ブランドのワインを作っているのではなく、ココファームで他県のぶどう（山形、長野、山梨など）と混ぜて、「農民ロッソ」として販売されている。
- ・当初は、大平産のみのぶどうで茨城で醸造した。500kg の収穫で、400 本（500ml）のワインができた。
- ・現在は、共同の畑と個人の畑（4 名）でワイン専用種を生産している。30a の放棄地で、500kg を作っている。赤ワイン用のみである。
- ・苗木は、ココファームから無償で提供もらった。
- ・作業の単純化のため、カーテン方式を採用している。
- ・ワイン用のぶどうの作業は、選定、消毒、めかき、花摘みなどで、年間 5～6 日の作業である。
- ・ワイン用ぶどうにもかさかけをしている。（雨対策）
- ・ココファームからは、10t のぶどうがあれば、大平産のワインを醸造してもらえる。（ラベルなど）。目安としてワイン 1 本あたり、1kg のぶどうが必要である。
- ・現在の畑（1ha）で、きちんと収穫できれば、7～8t の収穫が可能である。ただし、5 種類から 2 種類に絞ったため、3 種類分は全て伐採した。これらが整うまでには 3 年はかかる。畑 10a あたり、800kg のぶどうの収穫が目安である。
- ・大平からは、ココファームのイベントなどに参加している。
- ・ココファームは福祉事業を展開しており、障害者が無償で大平町に来て、袋かけの作業をしている。袋かけは誰にでもできる。10 人工程度。障害者はお弁当などを楽しんでいる。

◎大平神社の茶店（東屋）での聞き取り結果

- ・大平町の名産は、やきとり、たまごやき、団子とそばである。
- ・これらは、小学校の食育に活用していた。昔は、遠足で来ていたが、週5日制になって、来なくなった。
- ・観光客は、埼玉、東京、神奈川などから、老若男女とわず訪れている。
- ・観光会社企画のクラブツーリズムとしてあじさい、モミジの頃のツアーや、権現堂の桜と組んだツアーを受け入れている。

◎大平町観光ぶどう園協会、NPO太平山南山麓友の会、大平町ぶどう組合青壮年部への聞き取り結果

- ・観光拠点はあつが、受け入れのキャパシティーが少ない。
- ・ぶどう狩り等の団体受け入れはしているが、協会からアプローチはしていない。民間観光会社の企画・採算が合えば受け入れている。
- ・ぶどうの直売所は、大型バスに対応していない。
- ・ワインの販売を、各直売所やかかしの里などでもあつかい鯛が、免許がなくできていない。このため、ワインを作っても販売ルートがないのが現状である。
- ・巨峰ワインは2～3 tで、平均3千本／年販売されているが、醸造量は、前年の在庫に応じて調整されている。
- ・ワイン2千本ぐらいであれば、はけるかどうかである。
- ・地域の交通網として、コミュニティバス、デマンドタクシーはあるが、あまり利用されていない。
- ・地域住民の満足度は高い。災害（台風、地震等）が少なく、買い物なども不便は感じていない。



■ワイン専用種のぶどう畑

大平南山麓現地調査報告

平成25年2月13日

小浪博英

日時 平成25年2月13日(火) 午前10時～午後2時30分

経路 新大平下駅——林道下皆川線——謙信平——太平山神社——謙信平(茶屋あずま家)
——大中寺——林道西山田線——清水寺——桜峠——立花園——かかしの里——松本
ぶどう園——いろり庵洗心——天然記念物シイの木

参加者 小浪、司波、小林理事長、杉田会長、松本理事長、広瀬、荒巻、小林

主な所見

- 1) ぶどうは「巨峰」と「種なし」が主であり、ワイン用は多くない。
- 2) 昔は謙信平に遠足が沢山たくさん来ていたが、小学校の土曜日休校になってからさっぱり来ない。復活させるべきではないか。
- 3) 謙信平の名物は、だんご、卵焼き、焼き鳥。
- 4) 年に何回かは雲海が出て、謙信平から「陸の松島」と呼ばれる景観が見られる。
- 5) 尾根伝いにトレッキングコースがあり景観が良い。マンガン山の山頂には平場がある。
- 6) 大中寺には昔、「七不思議」などを語る紙芝居があった。「おとらさんの墓」は何だろう？
- 7) ハングライダーの出来る場所がある。
- 8) 清水寺は何度か火災に遭い建物は新しい。
- 9) 桜峠あたりからの初日の出はすばらしい。筑波山の右側に日が昇る。
- 10) かかしの里からの眺めは野球場が邪魔になる。テニスコートは使われていない。
- 11) このあたりには有力なバス会社がない。
- 12) かかしの里でワインを売っていない。レストランをやめてからは観光客が激減した。
- 13) 大型バス、自家用車ともに駐車場を集約するなどの駐車対策を考える必要がある。
- 14) 酒税法でのワイン生産規模5k1を確保するのは難しいが、2k1くらいなら作れる。高価な機械は使わないで、手絞りでどうだろう。
- 15) 太平山南山麓友の会と観光協会等との連携が出来そうであるし、路側案内板なども栃木市との合併効果が出始めている。
- 16) 林道脇のあじさいの手入れなど友の会でやっているが、ボランティアで続けるのは難しい。少額でも良いから費用支弁できる工夫はないか？
- 17) 「ココファーム」には個人ベースで醸造委託、袋かけの動員などをお願いすることは可能。
- 18) 巨峰ワインは大田原で醸造している。生産量は販売側の事情で決められる。
- 19) 「かかしの里」の名称は「西山田」という地名から由来した。
- 20) 駅、ぶどう園、かかしの里などを結ぶ歩道、サイクリングロードなどが欲しい。
- 21) 駅前でレンタサイクルの貸し出しをしたら。

以上

太平山と南麓一帯の視察から得た感想

2013年2月15日

司波 寛

1. 眺望する景観の大きさ

太平山は、関東一円を眺望できる絶好の眺望点が、適切に配置されていることを改めて認識した。また、茶屋でのヒヤリングで、夜景が特段であることも、夜景を撮影した写真を見せていただきながら、教えられた。

大きな眺望領域をこれだけでもつ里山は、他にもあると思われるが、アクセスの容易さ等を評価ポイントに加えると関東地方でのトップグループに属する眺望ポイント群と考えられる。高尾山は、近年、来訪者が急激に増えているが、山からの眺望という点では、太平山に後れを取っている。頂上からの眺望は丹沢山、富士山等の山並みが主たるものである。

2. 歴史資産の豊富さ

太平山神社、大中寺、清水寺にご案内いただいた。この3寺社の他にも、歴史資産が点在しているようで、太平山全体が歴史的に多くの人々が深く関わってきて、今に至っていることが理解できた。

山麓には、樹齢400年と推定されるスダジイがあり、これも単なる自然ではなく、人々の信仰の対象ともし、守り育て、ここまで生かしてきたものと思われる。スダジイは福島県にはほとんど見られないので、このスダジイはわが国北限の巨大木と推察される。

太平山は、全域が、歴史資産とも言える。

3. 植生に関する評価

人々との関わりが深い里山であるため、植生の自然度はあまり高くないように思われた。植林された杉（それも不十分な管理状態）と、竹やぶが目立った。竹は、周知のように、何年かの周期で一斉に花を咲かせ枯れ死にするが、それまでに既存の植生を根の部分から破壊しつくす可能性があり、対策が必要である。

一部地区に、蠟梅、アジサイ、桜等が植栽されていたが、今後、自然度の高い山域の保存はするにしても、「見る」、「食べる」等の視点から現代を生きる人々にとって有用な樹木を再植生することも検討しても良いのではなかろうか。

4. 散策ネットワーク

今回の視察では、時間的制約から、車の移動が主であったので、山域内の散策ルート歩いて実感することができなかったが、案内図、山域を歩いている人々の様子、車路から分岐する散策ルートの入り口の状況から見て、一日楽しく散策できることが理解できた。ただ、ブドウ団地を主とする平地部分の散策ルートは、おそらく今まであまり検討された様子もないし、歩いて楽しい雰囲気を持つ道も無いのではないかな。

今後、平地部分も含めて、総合的な視点（駅へのアクセス、駐車場へのアクセス、沿道景観づくり等）から、散策ルートを整備してゆく必要がある。

5. 休耕地の問題

平地部分には休耕地が散見され、徐々に増えつつあるとも聞いた。これは、地域全体の活力を失わせることにも通じ大きな問題である。早急に、詳細な状況を把握し、今回検討する地域振興施策と一体的、有機的に関連させて対処してゆく必要がある。根源には、農業者の高齢化問題があると思われるが、将来的にワイン用のブドウ（生食用ブドウより作業は簡単だと聞いた）の需要が伸びるような体制が整えれば、休耕地の有効利用に直結するかどうか。他の方策も必要とすれば、それは何か検討し、対応策を明らかにする必要がある。

6. かかしの里の再活性化の方向

太平山南麓から平野部をつなぐ中間的な位置にあり、両者をつなぐ必要な位置にある。レストランは現在休業中であるが、天井も高く、上手に改装すればハイレベルな空間となる可能性を持っている。野球場とテニスコートが布置されているが、別途の活用方法を検討しても良いのではないか。その場合、休業中のレストランが再利用された場合のことに十分留意して置く必要がある。

7. 両駅に挟まれた地区の重要性

両駅に挟まれた地区の活性化は、地域の生活者の視点からも、来訪者の視点からも、重要だと思われる。崇光寺、如意輪寺もあり、ブドウ畑もあり、特色のあるまちづくりができるのではないか。その場合、JR大平駅の橋上駅化によって街と南麓地域の連続性強化策を検討する必要がある。橋上駅は、両者を機能的につなぐだけでなく、眺望地点としても重要である。

8. 中山と市の環境保全林

視察する機会がなかったが、この小さな丘陵をどう位置づけ、どう活用するかは、極めて重要ではないかと思料する。地域の方の意見を聞いて、位置づけの方向を明確化したい。

第3章 庁内検討会議等の運営支援

庁内検討会議等の運営に関する助言・資料提出を行った。庁内検討会議の検討結果は以下のとおりである。

1) 庁内検討会議（第1回合同）：平成25年2月8日(金)

【検討結果】

○広域交流拠点施設

- ・既存計画は、合併前のものであり、整備メニュー等の取捨選択が必要
→他地域も含め役割分担的発想

○観光ネットワーク化

- ・次回の検討資料として統一フォーマット（シート）が必要では？
→作成し、送付することとした

○その他

- ・岩舟のぶどうのコンセプトは高品質化
→大平の観光ぶどうとは差別化を図っている

2) 庁内検討会議（第2回観光ネットワーク部会）：平成25年2月25日(月)

【検討結果】

○観光ネットワーク化

- ・既存施設等とは重複しない独自性が必要
→道の駅的なものではありふれており、集客力に疑問
- ・ネットワーク化には、より綿密な情報交換が必要

○観光連携

- ・観光客は、目的があって来ており、周遊性は極めて難しい（桜、社寺仏閣 e t c）
→観光客のニーズに合わせたパッケージ（観光連携）が必要
- ・サイクリングの連携は可能と思われるが、解決すべき課題もある
→観光向けに山道は厳しい（遊水地⇔三毳⇔南山麓）
- ・三毳山でもパラグライダーが行われており、連携可能
- ・運動公園内の遊楽々館（ゆららかん）には入浴施設あり、ハイキング連携に適している
→交通手段の確保が必要（周遊バス等）
→合併後、市内循環バスのルートとなることも想定される

○その他

- ・ワイン試飲コーナー設置可能な施設もある
- ・観光ガイドの育成（他地域の魅力も伝えられる人材）

3) 庁内検討会議（第2回広域交流拠点整備部会）：平成25年2月26日(火)

【検討結果】

○広域交流拠点施設整備

- ・コンセプトが必要（独自性、専門性）
- ・お客様目線で考え、集客力のあるものとするべき
- ・実現可能な事業計画（段階的整備）

○広域交流拠点施設運営、エリアマネージメント及びソフト事業

- ・レストランコンセプトが重要（地産地消？ 田舎料理？ 欧州料理？）
→新たな官民連携が生じる
- ・お客様目線で考え、集客が望める何かを（他では買えない、体験できない）
- ・実現可能な事業スキーム、運営体制を検討すべき
- ・地域の協力が不可欠（これまでの役所だよりでは無理）
- ・サイクリング関連でマウンテンバイクコース整備も一案
- ・戸長屋敷の宿泊機能も一案
- ・ソフト事業は、施設により多様な対応が可能

○その他

- ・ぶどう団地の集客が落ちている要因に、品質の問題が大きい
→施設云々よりも、まずは土台をしっかりとすべき
- ・現施設からハイキングコースへの歩道橋整備の要望有り（道路を渡る危険回避）

4) 庁内検討会議（第2回空家、空き地活用部会）平成25年2月28日(木)

【検討結果】

○農地バンク

- ・現在、農用地の集積及び流動化の実施主体は、農地利用集積円滑化団体が担っており、農業委員会は申請に対する許可を行っている
→本市においては、JA又は農業公社
→大平地域はJAしもつけ
- ・利用はあまりない
→何者かわからない者に貸すことに抵抗があり、交流のある者との相対による貸貸借が主
- ・売買の場合は、要件が厳しい（農地50a所有、従事150日以上）
→利用権の場合は緩和（10a）

○NPO等による貸貸借

- ・農業生産法人を設立すればOK
→市からは、設立から3年程の運営補助が考えられる
- ・ワイン用ぶどうでも初期投資は必要（防鳥ネット等）だが、融資制度が活用可能と思われる

○行政の支援

- ・新規就農者への助成（150万）及び融資制度（無利子）
- ・研修制度

○その他

- ・耕作放棄地の解消になれば、補助金有り
→H25までの制度だが、延長されることが有力

第4章 市民アンケート調査の支援

1. 調査概要

太平山麓エリアの地域活性化のあり方や官民の連携のあり方について、地域住民の意見を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。

(1) 調査の趣旨

- ・ 太平山麓エリアの地域活性化のあり方や官民の連携のあり方について意向を把握する。
 - ① 地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」するか。
 - ② 地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えるか。
 - ③ 地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能か。
 - ④ 事業を展開する場合、国・県・市などにどのような「役割」を求めるか。

(2) 調査対象

- ① 委員の協力により地域のまちづくりに関わる人に配布 ⇒90名
…学識経験者、足利銀行、栃木市を除く地域の委員9名により配布
- ② 自治会長（46自治会）⇒46名

(3) 調査時期

平成25年2月21日から2月28日

(4) 回収率

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------------|------|------|-------|
| まちづくりに関わる人 | 90部 | 68部 | 75.6% |
| 自治会長 | 46部 | 37部 | 80.4% |
| 合計 | 136部 | 105部 | 77.2% |

(5) アンケート調査票

アンケート調査票は、委員からの配布用と自治会への配布用を以下のとおり準備した。
(委員からの配布用)

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査に係るアンケート
(該当するものに○印をつけてください。)

- 問1：あなたの年齢についてお聞かせ下さい。(ひとつに○印)
1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上
- 問2：あなたと大平町との係わりについてお聞かせください。(すべてに○印)
1. 大平町に住んでいる 2. 大平町で働いている
3. その他 ()
- 問3：地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」しますか。(3つまで○印)
1. 次世代へ貢献できること 2. 住民の生きがいの場となること
3. 経済的な利益を生み出すこと 4. 全国的な知名度を向上させること
5. 生活の利便性が向上すること 6. 自然や歴史文化資源が活かされること
7. 人と人のつながりが強くなること 8. 住民が地域の良さを知ることができること
9. その他 ()
- 問4：地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えますか。(3つまで○印)
1. ワイナリーなどの観光拠点づくり 2. トレッキングなどの回遊コースづくり
3. 長期滞在のための宿泊施設の整備 4. レストランなどの食事の場の整備
5. 歴史探訪などのルートづくり 6. 自然を活かしたアウトドア活動の普及
7. 蔵の街との観光連携・ルートづくり 8. 渡瀬遊水池との観光連携・ルートづくり
9. 収穫祭などの地域イベントの定期開催 10. ボランティアによる観光案内
11. その他 ()
- 問5：地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能ですか。(3つまで○印)
1. 企画づくりへの参加 2. イベント等への運営参加
3. 花壇づくりなどへの人手としての参加 4. 観光ガイドなどのボランティア参加
5. 活動場所の提供(名称:) 6. 観光施設などの管理・運営
7. 地域の観光情報の発信・PR 8. 事業資金の協力
9. その他 ()
- 問6：事業を展開する場合、国・県・市などにどのような「役割」を求めますか。(3つまで○印)
1. 事業の方向を示した計画づくり 2. 事業化のリスクの管理
3. 観光拠点などのインフラの整備 4. 活動の主体となる人材の確保
5. 関連する法制度等の情報の提供 6. 事業化に向けた助成金制度の実施
7. 事業に必要な資金の融資 8. 法人税の負担軽減
9. その他 ()
- 問7：太平山麓エリアの地域活性化に向けてご意見・ご要望があればお書き下さい。

◆ご回答者(お差し支えなければご記入下さい。)

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| お名前 | | ご所属 | |
|-----|--|-----|--|

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査に係るアンケート
(該当するものに○印をつけてください。)

問1：あなたの年齢についてお聞かせ下さい。(ひとつに○印)

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

問2：地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」しますか。(3つまで○印)

1. 次世代へ貢献できること 2. 住民の生きがいの場となること
3. 経済的な利益を生み出すこと 4. 全国的な知名度を向上させること
5. 生活の利便性が向上すること 6. 自然や歴史文化資源が活かされること
7. 人と人のつながりが強くなること 8. 住民が地域の良さを知ることができること
9. その他 ()

問3：地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えますか。(3つまで○印)

1. ファイナリーなどの観光拠点づくり 2. トレッキングなどの回遊コースづくり
3. 長期滞在のための宿泊施設の整備 4. レストランなどの食事の場の整備
5. 歴史探訪などのルートづくり 6. 自然を活かしたアウトドア活動の普及
7. 蔵の街との観光連携・ルートづくり 8. 渡瀬遊水池との観光連携・ルートづくり
9. 収穫祭などの地域イベントの定期開催 10. ボランティアによる観光案内
11. その他 ()

問4：地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能ですか。(3つまで○印)

1. 企画づくりへの参加 2. イベント等への運営参加
3. 花壇づくりなどへの人手としての参加 4. 観光ガイドなどのボランティア参加
5. 活動場所の提供 (名称：) 6. 観光施設などの管理・運営
7. 地域の観光情報の発信・PR 8. 事業資金の協力
9. その他 ()

問5：太平山麓エリアの地域活性化に向けてご意見・ご要望があればお書き下さい。

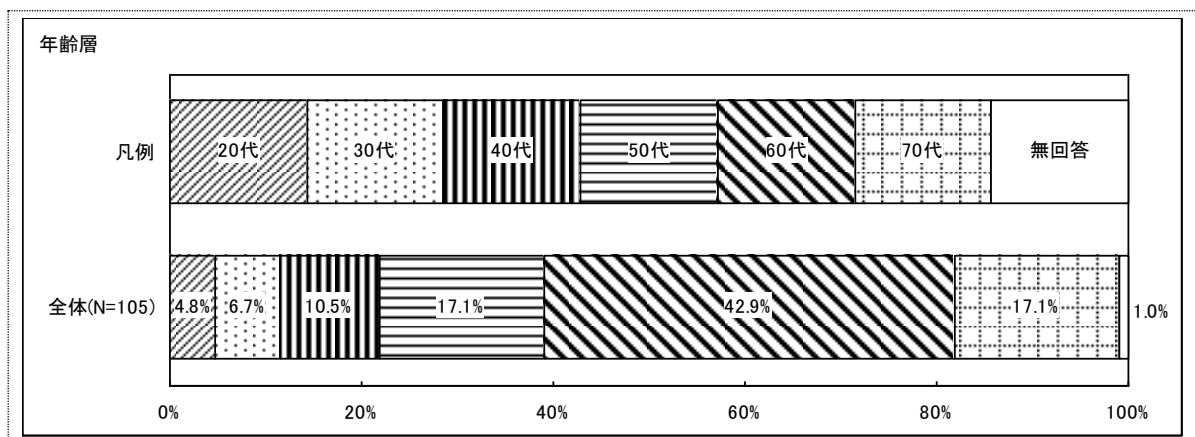
◆ご回答者 (お差し支えなければご記入下さい。)

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| お名前 | | ご所属 | |
|-----|--|-----|--|

2. アンケート調査結果

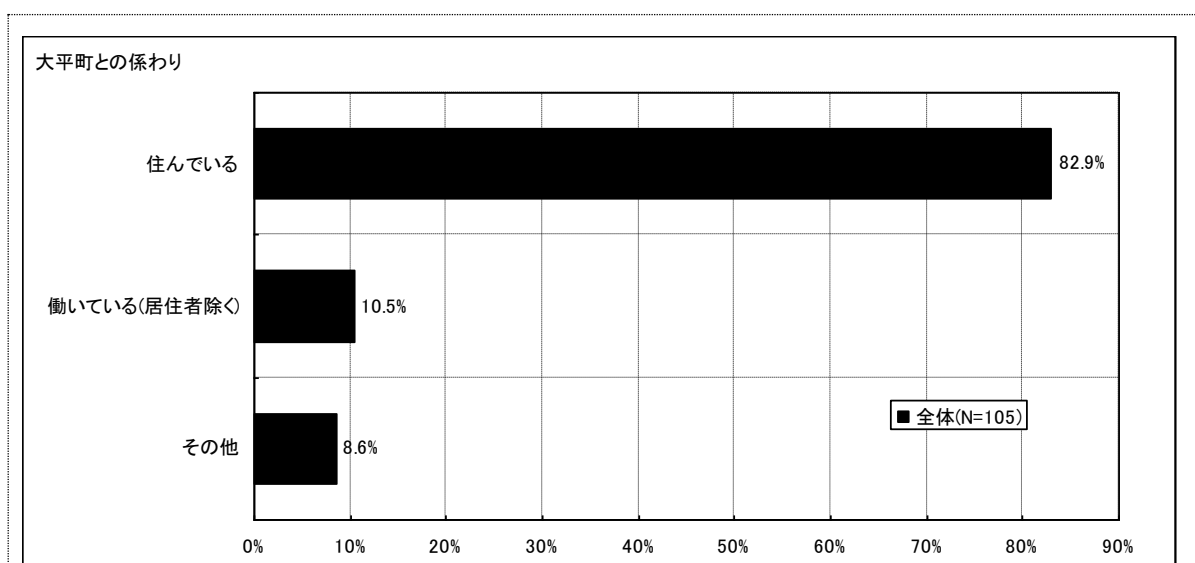
(1) 回答者の年齢層

- ・回答者の年齢層は、「60代」が最も多く42.9%を占め、次いで「50代」と「70代」が17.1%の順で、50代以上が77.1%を占めている。



(2) 回答者の大平町との係わり

- ・回答者の大平町との係わりは、「住んでいる」人が82.9%を占め、住んでいないが「働いている」人が10.5%を占めている。



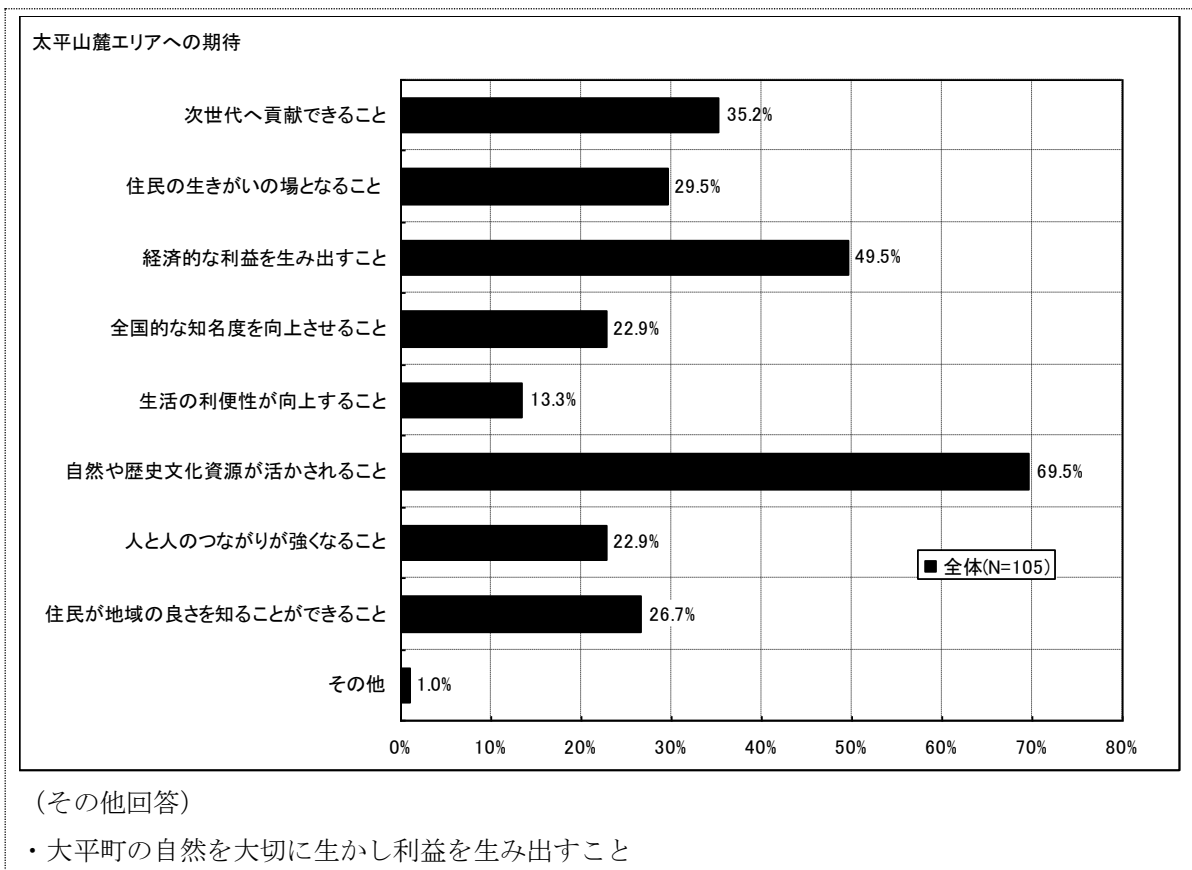
(その他回答)

- ・栃木市で働いている。栃木市に住んでいる。大平町で生まれ育った。妻が大平町出身。

(3) 地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」するか。

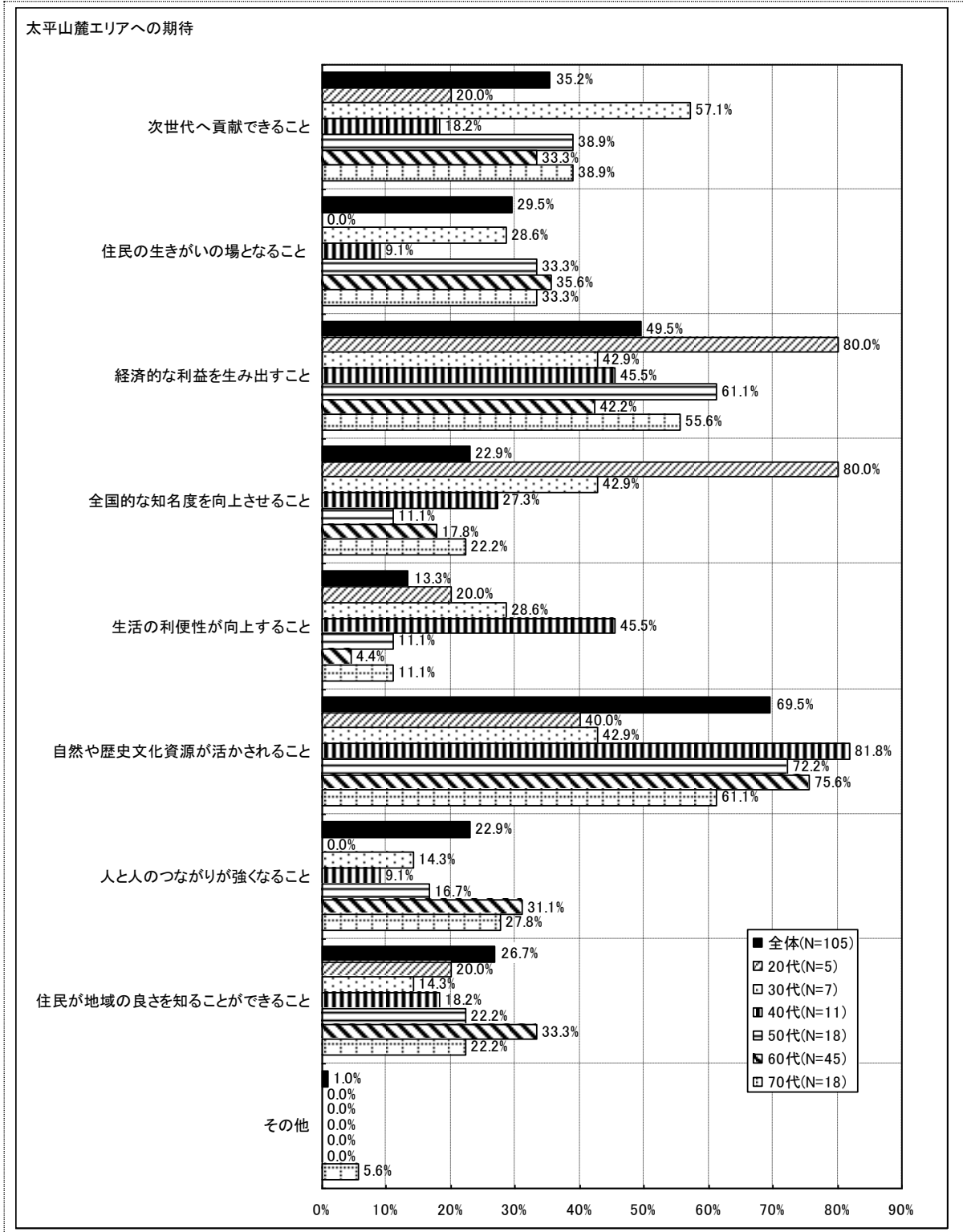
①全体

- ・地域活性化に向けて太平山麓エリアにどのようなことを「期待」するかを聞いたところ、「自然や歴史文化資源が活かされること」が最も多く 69.5%を占め、次いで「経済的な利益を生み出すこと」が 49.5%を占めている。



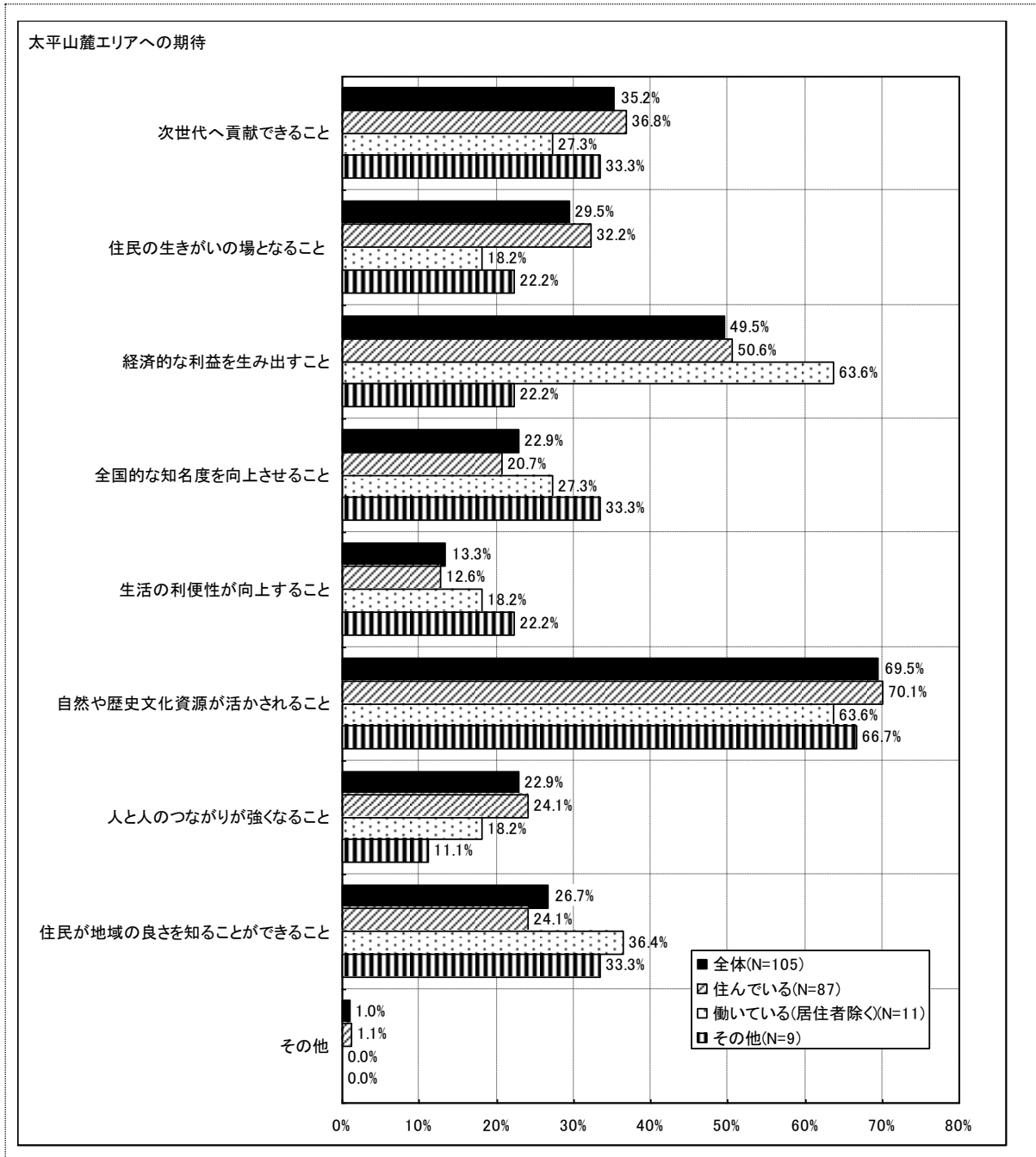
②年齢層別

- ・年齢別では、20代は「経済的な利益を生み出すこと」「全国的な知名度を向上させること」、30代は「次世代へ貢献できること」、40代は「生活の利便性が向上すること」、また40代～70代では「自然や歴史文化資源が活かされること」が他の年齢層と比較して高い割合を占めている。



③地域との係わり別

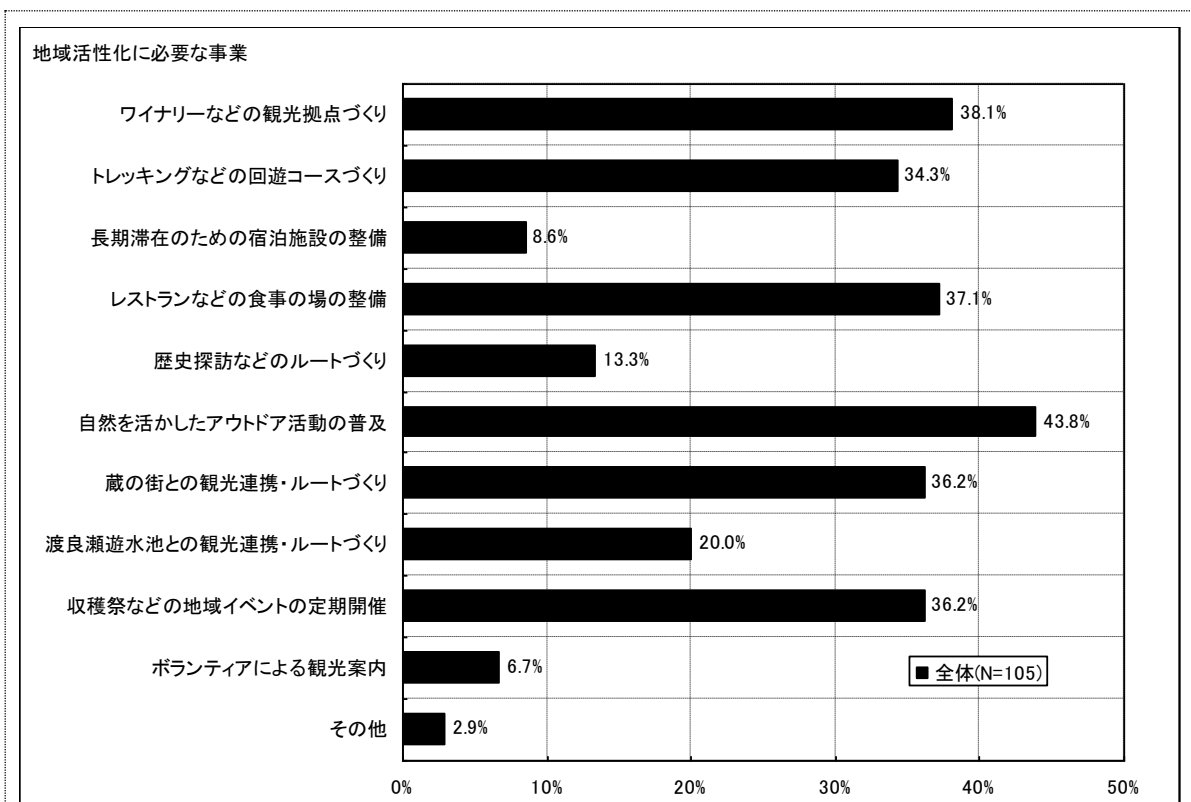
- ・地域との係わり別では、住んでいる人は、「次世代へ貢献できること」、「住民の生きがいの場となること」、住んではいないが働いている人は、「経済的な利益を生み出すこと」「住民が地域の良さを知ることができること」が他と比較して高い割合を占めている。



(4) 地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えるか。

①全体

- ・地域活性化に向けてどのような「事業」が必要と考えるか聞いたところ、「自然を活かしたアウトドア活動の普及」が最も高く43.8%を占め、次いで「ワイナリーなどの観光拠点づくり」が38.1%、「レストランなどの食事の場の整備」が37.1%、「蔵の街との観光連携・ルートづくり」や「収穫祭などの地域イベントの定期開催」が36.2%の順であった。

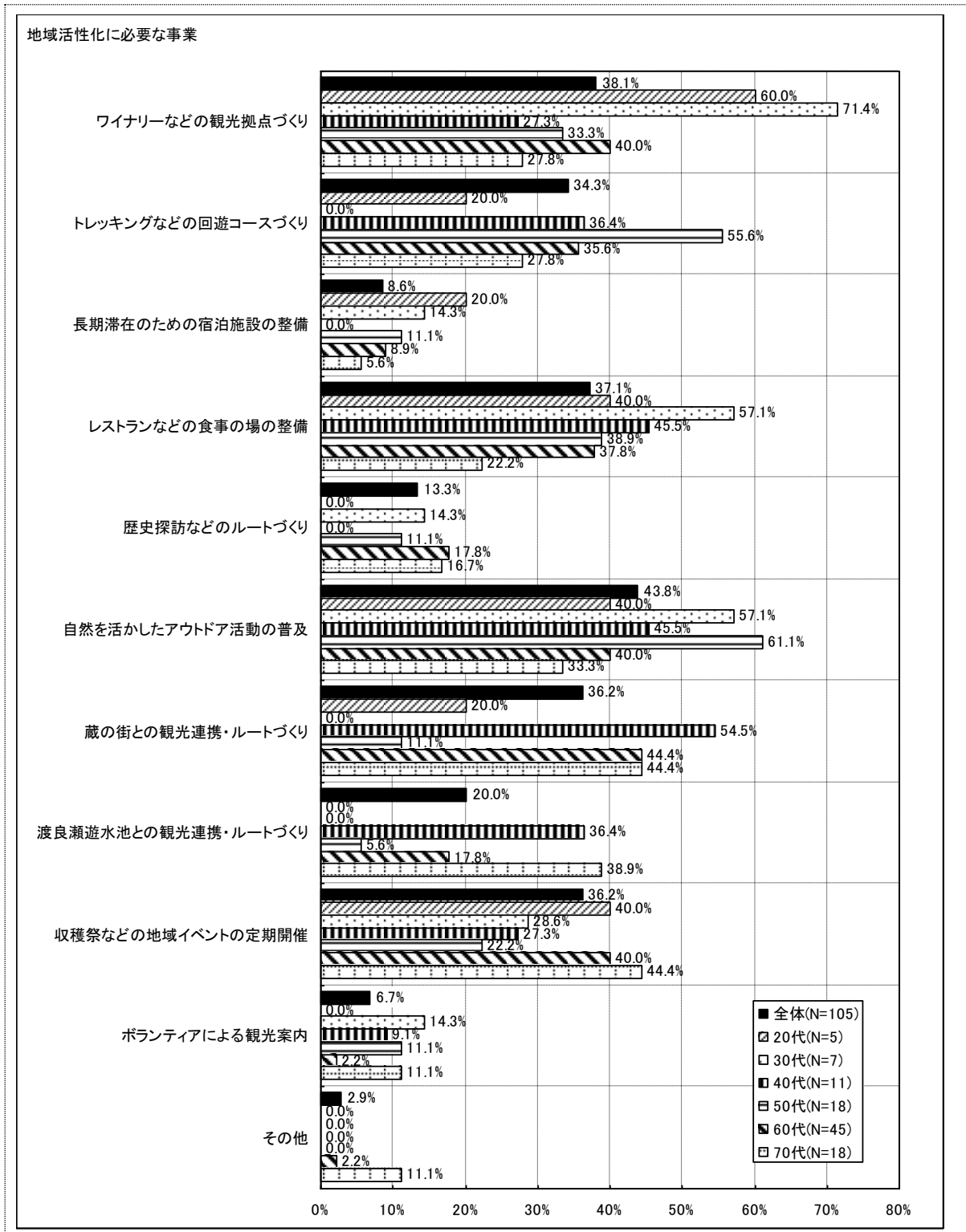


(その他回答)

- ・ 太平山の自然の中で物作りを進めること。
- ・ オールシーズン型の果樹栽培園の設立で出荷と観光を両立させる。
- ・ 観光客が楽しめる要素(見る、遊ぶ、食べる、買う等の機能)

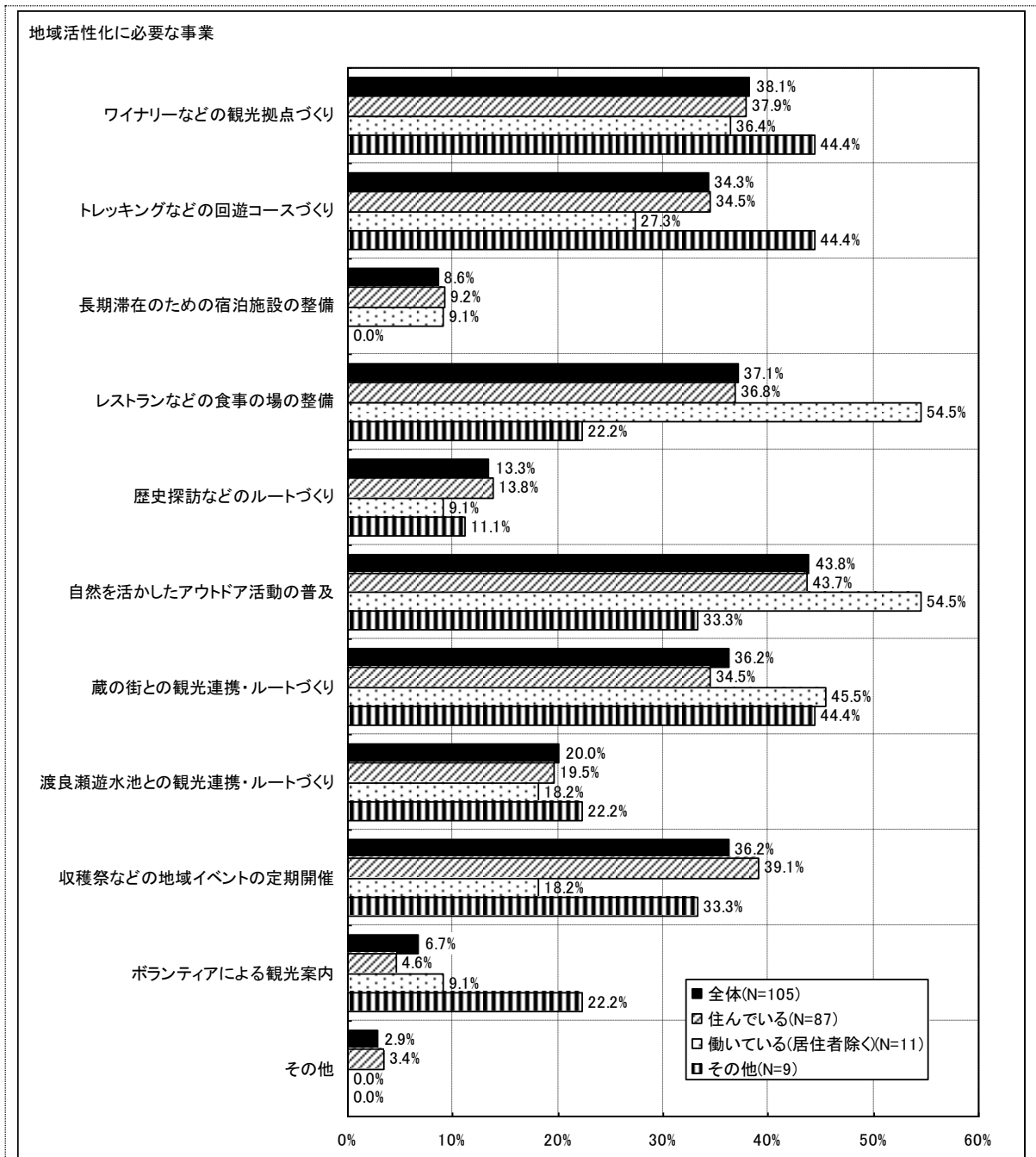
②年齢層別

- ・年齢層別では、「ワイナリーなどの観光拠点づくり」は20～30代、「トレッキングなどの回遊コースづくり」は50代、「レストランなどの食事の場の整備」は30代、「自然を活かしたアウトドア活動の普及」は30代と50代、「蔵の街との観光連携・ルートづくり」は40代・60代・70代が他の年齢層と比較して高い割合を占めている。



③地域との係わり別

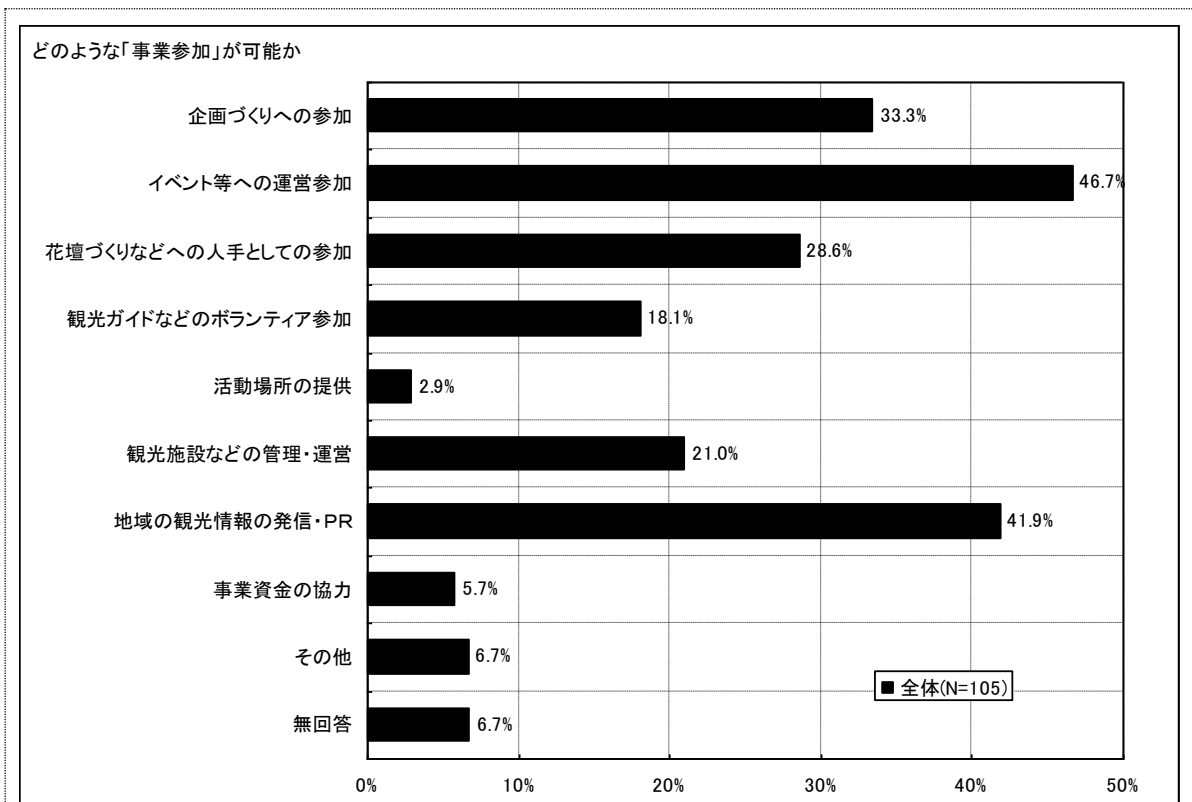
- ・地域との係わり別では、住んでいる人は、「トレッキングなどの回遊コースづくり」「収穫祭などの地域イベントの定期開催」、住んではないが働いている人は、「レストランなどの食事の場の整備」「自然を活かしたアウトドア活動の普及」「蔵の街との観光連携・ルートづくり」が他と比較して高い割合を占めている。



(5) 地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能か。

①全体

- ・地域活性化の取組に対して、どのような「事業参加」が可能か聞いたところ、「イベント等への運営参加」が最も高く46.7%を占め、次いで「地域の観光情報の発信・PR」が41.9%の順となっている。



(活動場所の提供)

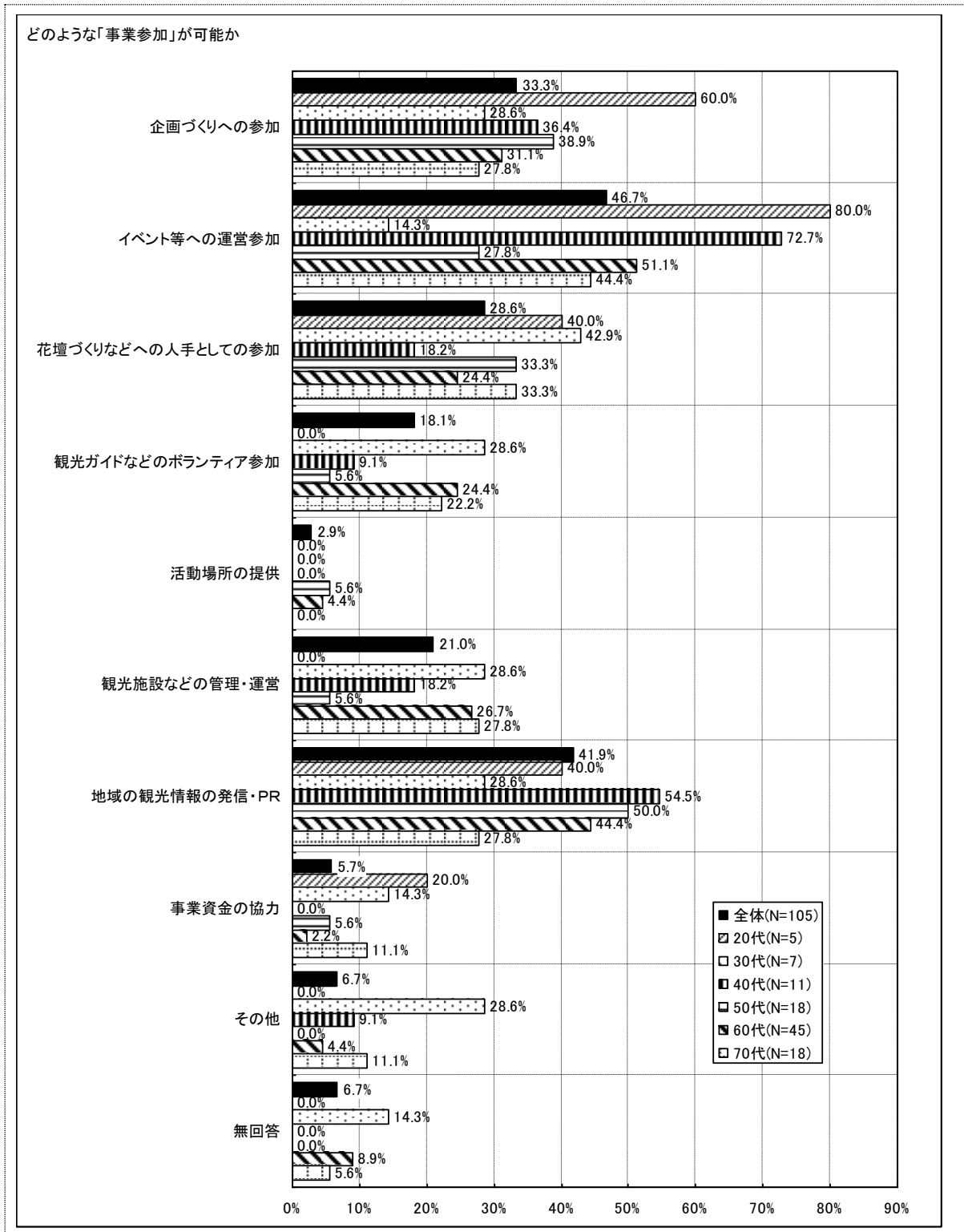
- ・立花園、白石家戸長屋敷

(その他回答)

- ・太平山麓の竹を利用して他にない物作りをすること
- ・多少でもメリットがある形での参加・参画
- ・補助金申請業務
- ・果樹栽培の管理、運営
- ・トレッキングコースの案内
- ・参加できない

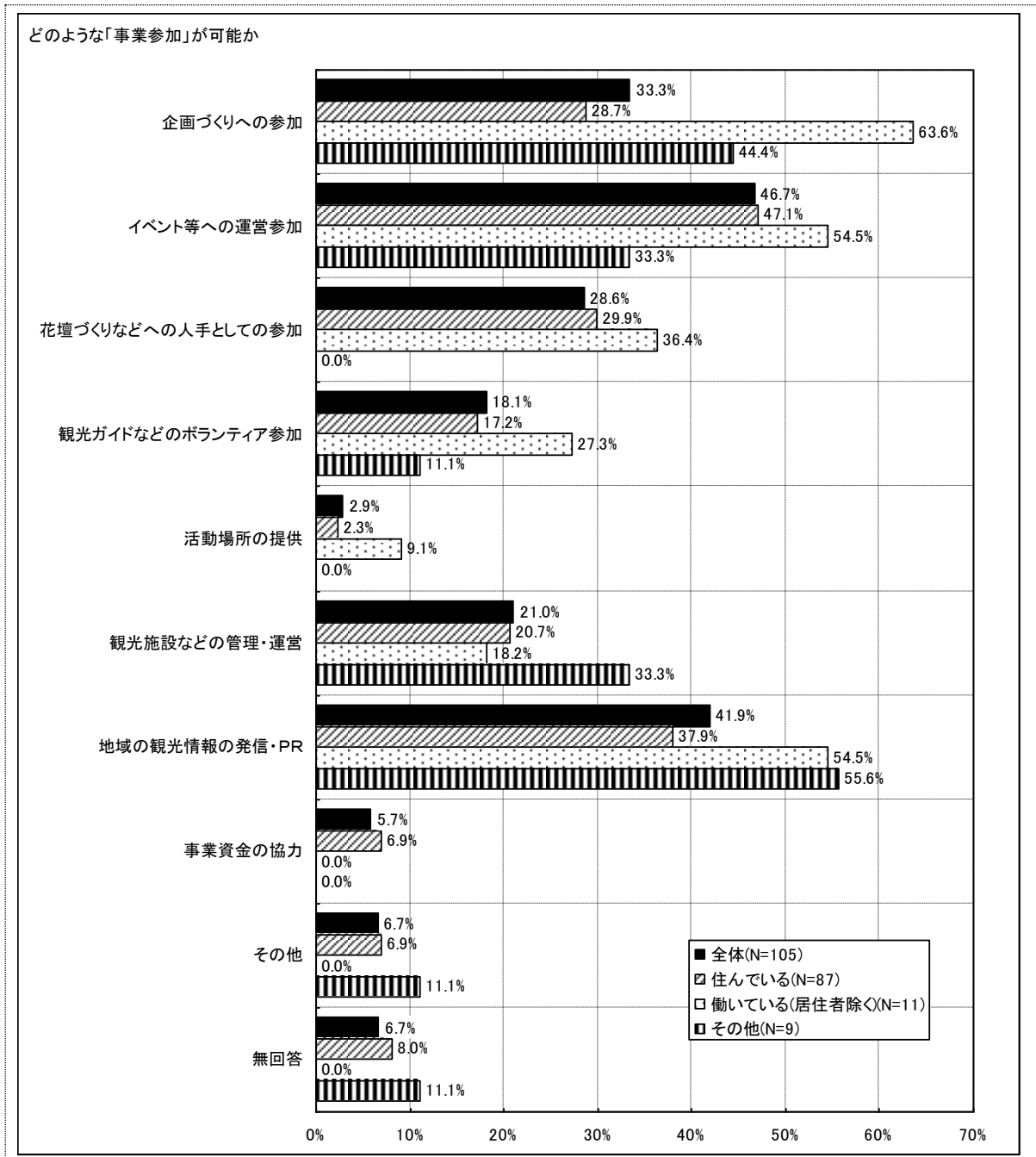
②年齢層別

- ・年齢層別では、「企画づくりへの参加」は20代、「イベント等への運営参加」は20代と40代、「観光ガイドなどのボランティア参加」や「観光施設などの管理・運営」は30代と60～70代が他の年齢層と比較して高い割合を占めている。



③地域との係わり別

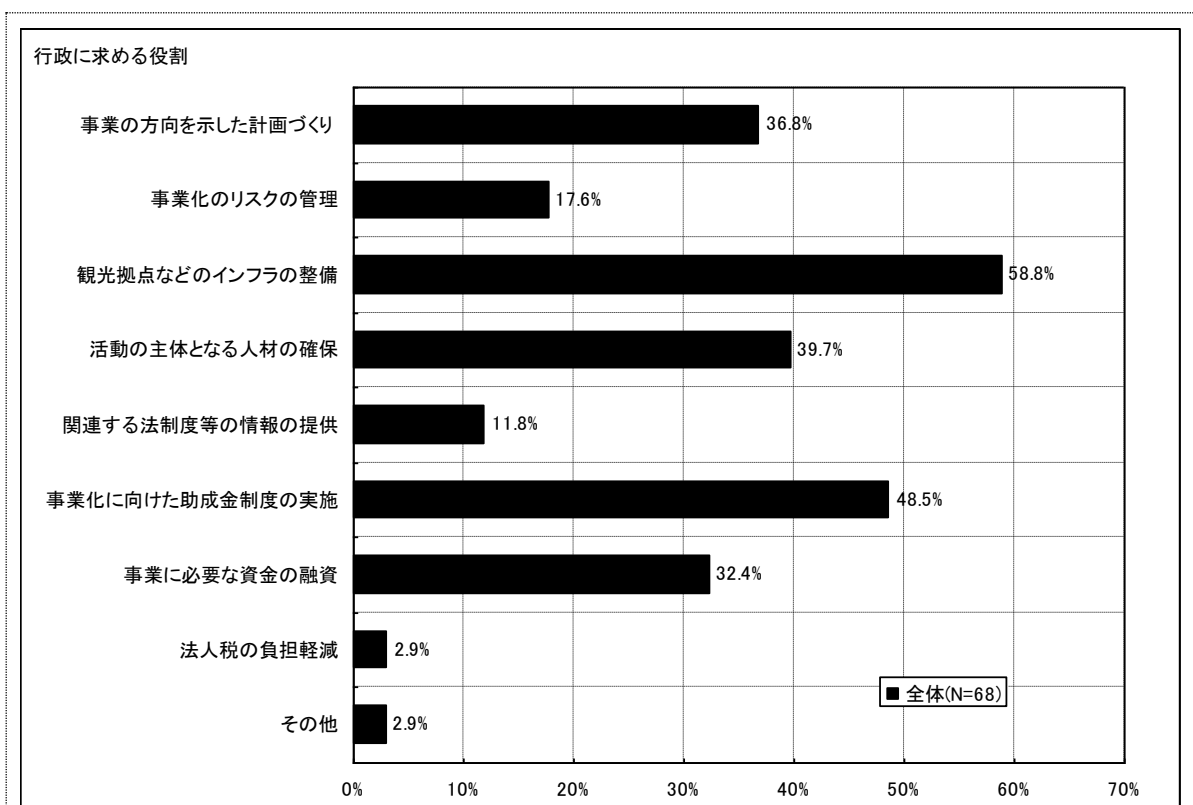
- ・地域との係わり別では、住んでいる人は、「観光施設などの管理・運営」、住んではないが働いている人は、「企画づくりへの参加」「観光ガイドなどのボランティア参加」「地域の観光情報の発信・PR」が他と比較して高い割合を占めている。



(6) 事業を展開する場合、国・県・市などにどのような「役割」を求めるか。

①全体

- ・事業を展開する場合、国・県・市にどのような「役割」を求めるか聞いたところ、「観光拠点などのインフラの整備」が最も高く58.8%を占め、次いで「事業化に向けた助成金制度の実施」が48.5%、「活動の主体となる人材の確保」が39.7%、「事業の方向を示した計画づくり」が36.8%の順となっている。

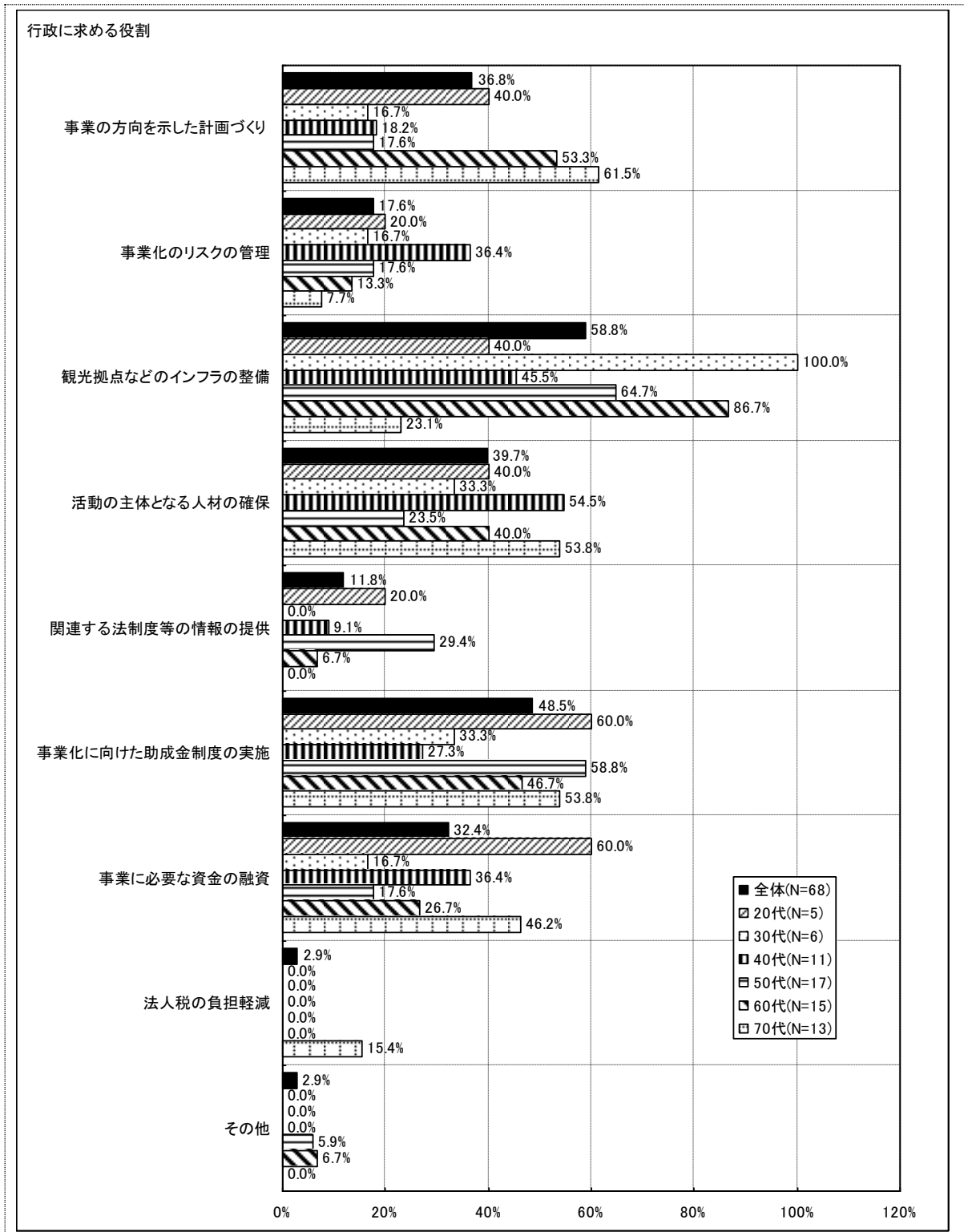


(その他回答)

- ・栃木市とのその他地域との観光を面で展開出来るように
- ・ご当地ならではの発想が大切である

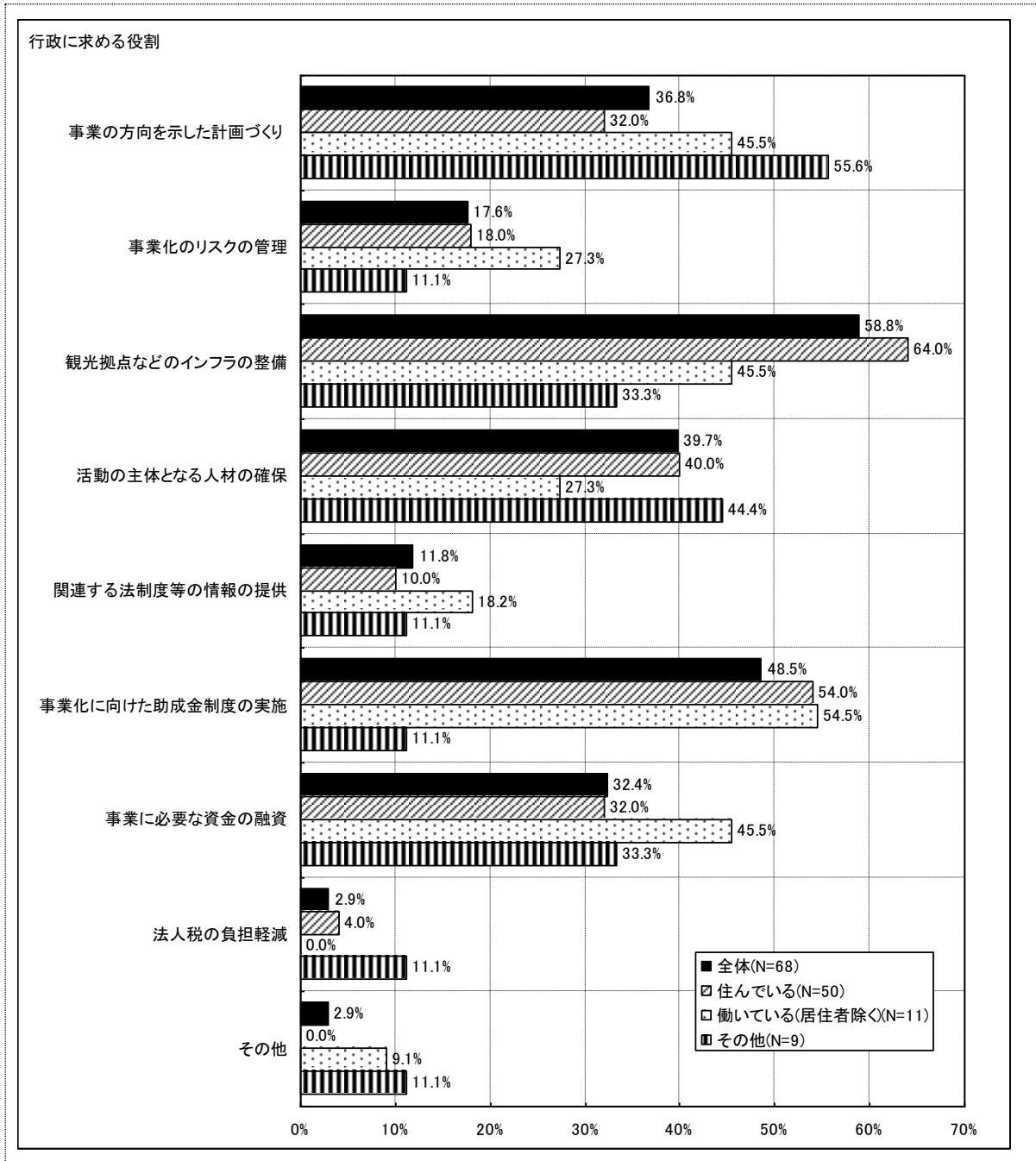
②年齢層別

- ・年齢層別では、「事業の方向を示した計画づくり」は20代と60～70代、「観光拠点などのインフラの整備」は30代と60代、「活動の主体となる人材の確保」は40代と70代、「事業に必要な資金の融資」は20代と70代で他の年齢層と比較して高い割合を占めている。



③地域との係わり別

- ・地域との係わり別では、住んでいる人は、「観光拠点などのインフラの整備」「活動の主体となる人材の確保」、住んではいないが働いている人は、「事業の方向を示した計画づくり」「事業化のリスクの管理」「関連する法制度等の情報の提供」「事業に必要な資金の融資」が他と比較して高い割合を占めている。



(7) 太平山麓エリアの地域活性化に向けた意見・要望（自由記述）

| 地域の立地・活性化に関する意見 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・当地区においては、ブドウ狩りシーズンのみしか観光施設がなく、太平山を含めた観光エリアづくりと、併せて春から秋にかけてのシーズン誘客できる観光施設の検討が必要である。 |
| <ul style="list-style-type: none">・大平は首都圏からも近く、東武・JR・高速道等交通機関にもめぐまれている。この立地をいかし、地域の人と訪れる人が交流し、町ににぎわいと、活性化を創生する。 |
| <ul style="list-style-type: none">・太平山南山麓には、「かかしの星」「郷土博物館」「自然のもりフォレスト」「農産物」等ぶどうの生産時期以外は、人・車も通り過ぎるだけのグレープ道路である。必要なのは、太平山南山麓を楽しむ拠点作りと、太平山、晃石山への登山道路歩くにも危険な東山道の整備と思う。 |
| <ul style="list-style-type: none">・食べ物、体験、おみやげなどを連携して観光客誘致したい。 |
| ぶどう・ワイナリーに関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none">・「観光ぶどう」として、この地区が活性化するには、「ワイナリー」は、必需品だと思う |
| <ul style="list-style-type: none">・ぶどう生産しているのだから、ブドウ酒の販売(ブドウ酒工業)に力を入れ、大平のブランドの酒、ジュースの製造を行い販売する。 |
| <ul style="list-style-type: none">・県下で大規模なぶどうの産地をもっと県外等、とくに関東一円のPRをもっと強力で推進してほしい。ぶどう生産だけでなく、ぶどうからのワイン・お菓子等の開発も必要かと。ワインはやはり地元で作っている所を観光客に見学が出来る施設の建設も必要である。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ぶどう畑など、もっと多くする。看板を統一する。駐車場スペースを多くする。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ワイナリーは根本的に本来の大平で作られるぶどうとつながらないので反対。これからの時代はグローバルを求めるのではなく、ローカルを見直す時代。そのローカルの魅力をいかに見つけ伝えるかを考えるべき。大平の魅力は「甘いぶどう」と「あたたかい野山」。 |
| <ul style="list-style-type: none">・大平巨峰ワインをすべてのぶどう直売店で販売できるようになれば良い。 |
| 拠点施設に関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none">・活性化の為に、人の集まる施設や設備が必要ではないか。 |
| <ul style="list-style-type: none">・かかしの里の利用者数等よくわからないが、今以上に施設整備をすると良い。 |
| <ul style="list-style-type: none">・大平地域に短期滞在型の施設は必要と考えられる。長期滞在は首都圏からの交通から不適と考えられる。 |
| <ul style="list-style-type: none">・休み処(お茶したり、食事出来る)が有ると良い。 |
| <ul style="list-style-type: none">・大平のブドウ団地の上の方のレストランがあったが、今では、たいしたことなく、ブドウ団地へバスは来ますが、これといってお店がない。色々活動する場所を用意するとよいと思う。巡回バスの利用、不必要な気がします。 |
| <ul style="list-style-type: none">・太平山頂付近の眺望の良い場所に老人の憩える施設を作り、渡良瀬医遊水地と蔵の街との観光連携ルートの拠点とする。宿泊も出来ればさらに良いと思う。 |
| <ul style="list-style-type: none">・東京都〇〇区民の家、〇〇区農村体験館等の設置をしてみてもどうか。土地は町有地である片岡山周辺を無償提供する。 |
| ハイキングコースに関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none">・「寺」等もあり、ハイキングコースを太平(大中寺)から太平山へ、そして岩舟山とハイキングコースをもっと整備して春から秋へと季節をとわず、歩いて、楽しめる事ができる様にしたら良い。 |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・トレッキング、ジョギング、サイクリング道路として、すでに利用されている林道、西山田線の拡張・整備(市の周遊バスも通れる様に) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハイキングコースの整備が必要、危険な箇所が多すぎる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山の太平側のハイキング道路、遊歩道を整備する。(栃木側には多くの周遊コースが整備されている) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ここ1~2年、富田公民館前を通るハイキング姿の人が増加している。東京方面から来ている様子で、最近の山ブームが反映されている。そこで、太平山南山麓のハイキングコースをもっと整備開発して欲しい。特に東山道や中山の周囲は、北に八幡宮、西側には、七廻り鏡塚古墳跡、南側は英親王ゆかりの権現神社跡、雷電神社と名木椎の木、東に行けば将門霊神古墳の遺跡があり、歴史や伝説を学びながらのハイキングに適している。 |
| 子供の遊び場に関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備をして、未来の子供達に夢をあたえる様な環境を期待する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・インフラを整備して親子で遊べる場所、遊具を確保する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・子供の遊び場を作って欲しい。器具とかは無く、自分達で作れるように、木に登ったり、穴を掘ったり自由に使える場所にする。でも、ルールは最低限あって、守らなければ使用できない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大きな公園があればいいと思う |
| 花や景観に関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・グレープロードに桜を植えて、桜並木(桜街道)を作る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・短年度の考え方ではなく、10年20年と継続性の計画で桜街道(太平山の桜みたいな)のような藤岡から西方まで観光拠点をつなげた考えの子孫が喜ぶものを残す。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・山や、ハイキングコース等に、花木を植えて、四季に花を咲かせておく、日本人は花を見に集まる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山にはびこる竹を利用して他の町村に見る事の出来ない物作り、建仁寺かきねを作り資料館回りとイメージアップを図りながら町おこしを行う。(京都 竹森公園の様にする) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ拾い、道路脇の木や草を刈ったりする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・活性化の名のもとに、乱開発はして欲しくない。大平町の緑の空間は16%ぐらいしかなく、(山間地)これ以上樹木を切ってはいけない。 |
| 産業に関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ式トマト栽培園を施設し、カゴメ(株)との協定を結ぶ。その後の企画、施設設計、エネルギー管理、出荷管理、雇用等を行う。プロジェクトリーダーとして補助金申請業務も行う。 |
| ネットワークを図る仕組みに関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・栃木市のバスを南山麓エリアに周遊してほしい。ぶどうの観光シーズンなど、駅からバスが出ると、誘客にもつながる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・トレッキングの回遊コースとして新大平下駅プラッツおおひらを基点として(スタート・ゴール)太平山神社→民俗資料館、大中寺、清水寺などにスタンプを設置し各スタンプ押印5回完歩、10回完歩者に景品を贈呈する。なおスタンプ帳は有料(100円~200円)とする。太平山は埼玉県、中央部千葉県西部の人達が、北アルプス等に行く前に足慣らしとして年に数回訪れております。これらをスタンプ帳で引き込むことができるのではないか。 |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・お金の問題もあるが、太平山から岩舟山まで、山をトロッコの電車等、又はケーブルカーとかを走らせたなら、子供や大人まで楽しめるし、栃木市の発展につながる。(車の社会のため駐車場の整備が必要。) |
| 体制づくりへの意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・個々の観光客のニーズや条件に合った観光コースを提案することのできる人材がこれからの観光まちづくりの決め手となる。同一人物の会合だけでなく、各分野より様々なアイデアや意見を持ち合わせ人が集い、地域の素材を磨きあげること、地域の誇り探し。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営を年間2点位に絞り、先ず事を起こす。それから様々な体験から意見、要望が必ず出ます。あれも、これもは人間出来ません。それには、明るいスタッフを揃える事です。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体同士の連絡、協力を目指した集まりを持つ。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・街づくりは、地元の青年、子供、女性、商工会、J A等が積極的な参加が必要である。行政はその手伝いをすれば良い。 |
| 情報発信・PRに関する意見 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・様々な、媒体を使ってPRをする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山麓エリアの地図(ぶどう直売店)などのチラシ(広告)を作り、広報、新聞などに折り込みしてPRする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大中寺の「七不思議」及び「お楽の方」に関する名木イワシダレ桜をもっとPRする。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・駅前にあるプラッツおおひらを拠点とした集客イベントをもっと活発にしたほうが良い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山麓エリアの知名度UPにつながるイベントやイメージガール等で県外へPRをする。 |
| その他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山麓エリアの観光まちづくりにどのようなビジョンを考えているのか、ビジョンを示してからアンケートでもよいのではないか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・昨年の夏、新鮮なブドウと思い買いに出かけました。棚のものをあれこれ選んでいると栽培者と思われる男性が、棚の隅で立小便。買わずに帰りました。何よりも当事者のモラルの向上が第一では？ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・前回も同様の計画があったが、計画書作成と建設等の支払いで終わってしまった。地域の人はずんざりの気持ちでいる。必ずいくつかは事業実施の姿を出さないとイメージが又悪くなる。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大平町は都心へのアクセスがいいので若者の都会流出が多い。でも、いつかは、戻るふるさとがあったら戻りたいと思っている若者がいると思う。若者が安心して戻れる、ふるさとであって欲しい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・太平山麓エリアにも「もぐら」「猪」類の出没を散歩しながらでも感じる、この対策の必要がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・向堀の地域活性化を考えてほしい。 |

第5章 関係団体調整の支援

事業推進に必要な関係団体との調整に関する助言・資料提出を行った。

(1) 足利銀行

平成25年3月1日(金)、足利銀行にかかしの里の事業についてヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査結果により得られた知見は以下のとおりである。

◎事業のコンセプト・スキームについて

- ・かかしの里の施設だけでの収支を考えてもダメである。レストランだけの条件ではなく、地域全体の観光客、リピーター、ワインなどのスキームも踏まえた事業を考える必要がある。
- ・コンセプトとしてレストランだけでなく将来像も考える必要がある。将来像としてワイナリーを考えているのであれば、外部と地元のコラボ、別会社を作ることも考えられる。
- ・一番大切なのは、スキームで収支が成り立つかどうかより、集客が呼べるものなのかという点である。集客数を実績としての3万人を目安とするのではなく、5万人など増やしていくことを目指していくことが必要である。
- ・官民連携として、行政が力をいれている(賃貸契約など)ことが示せば、民には力強い。
- ・地元がどれだけやる気があるかが重要。観光客に地元が挨拶するかなども影響する。
- ・このレストラン規模の事業では、市が民に施設を貸せば良く、PFIには馴染まない。独立採算型である。
- ・通年をとおして来て貰える場所、リピーターを得るための発想が必要である。

◎集客・売上などについて

- ・地産のものをバイキング形式で食べさせて団体客を呼び込むなどの考えも必要である。
- ・中伊豆のワイナリーでは、恋人の鐘があって、小さなワイナリーでも運営できていた。
- ・お昼の食事では、那須弁当で1200円であった。このあたりが限度かもしれない。
- ・地元のリピーターが来るのも1000円が限度であろう。
- ・栃木産のチーズ、ワイン、ハムなどを合わせるのが必要。1500円ぐらいとれるのではないか。
- ・益子では、わざと分かりづらいところに店がある。空き家を活用してレストランなどが作られている。
- ・ぶどうをきれいな人はいない。そこを際立たせると良いのではないか。
- ・足利銀行ではファイナンス面と地域振興で支援できる。地域振興では、那須塩原、那須、日光、鬼怒川などで観光の情報交換会を行っている。主要観光地とのネットワークの話は可能である。県北でチーズやヨーグルトを作っている人もおり、紹介も可能である。

第6章 専門調査業務

太平山南山麓広域交流拠点整備の実現化に向けた整備内容及び事業手法、施設運営の包括管理、ソフト事業の検討等を行った。

成果は、「**太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査報告書**」として整理した。

おわりに

太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業調査委員会委員長
帝京平成大学現代ライフ学部レジャービジネス学科教授
小浪博英

太平山が西の高尾山にも匹敵する観光資源であることを知っている人はどのくらいおられるだろうか。標高は 341m しかないが、頂上には 827 年創建の太平山神社が、中腹には上杉謙信がここで騎馬隊の訓練をしたという謙信平が、麓には明治末期に開かれたぶどう団地がある。謙信平には数軒の茶店があり、ここで団子、卵焼き、焼き鳥などに舌鼓をうちながら眺める関東平野は地球が丸く見える天下の絶景である。残念ながら現在は未だ大平ワインという銘柄は無く、御茶屋ではビール、清酒などをいただくことになるが、本調査の眼目はその辺りにもある。年に数回しか見えないそうであるが、雲海が広がった早朝ここに来れば、里山による「雲海に浮かんだ陸の松島」を見ることができそうだし、お正月には少し歩けば初日の出を見る絶好の場所もある。

山から下りてぶどう団地を眺める少し高くなったところに、地元の地名である「山田」にちなんだ「かかしの里」という町有施設があるが、残念ながら現在はレストランの営業を中止している。その前の約 70ha のぶどう団地をぬけて JR 大平下の駅の方に行くと、地元の孟宗竹で作った器に盛りつけられた美味しい日本そばが食べられる。そこから東武鉄道の新大平下駅までは直線距離で 700m 程度であるが、その間を結ぶ楽しい遊歩道は出来ていない。本調査ではそこまで手を伸ばせないが、何としても将来実現すべき課題であろう。

本調査の基礎は平成 17 年度に東洋大学教授、松園俊志委員長の下で実施された当時の大平町による「大平町南山麓広域交流拠点整備基本計画」により形成された。その後、平成 22 年、大平町と栃木市とが合併したことにより太平山南山麓も栃木市としての施策地域となったものである。これにより将来的には太平山の南山麓だけでなく、旧栃木市側で日光連山の眺望が優れている北山麓も一緒に検討することができるようになった。本地域の夢はこのように北へ、南へ限りなく広がっていく。南には渡良瀬遊水池、三毳（みかも）山、足利学校などが、北には蔵の街とちぎ、道の駅うつのみやろまんちっく村、更に例幣使街道を伝って日光・鬼怒川に至る観光ルートもある。

委員会に参加して下さったぶどう農家、観光協会、農協、NPO、足利銀行などの皆さまの力を結集すれば、当地区は巨峰と大平産ワイン（仮称『かかしの里ワイン』など）に恵まれた、首都圏で他に類を見ない観光拠点になり得ることに疑いの余地はない。

最後に、本調査へのご支援、ご指導を惜しまなかった国土交通省、栃木市の関係者の方々、作業を進めていただいた社団法人国土政策研究会、株式会社昭和および株式会社ティーピーアイ都市計画研究所の皆さまに感謝して本調査に寄せる言葉と致します。